



Title	明治時代の住宅改良と中廊下形住宅様式の成立
Author(s)	木村, 徳国; Kimura, Norikuni
Citation	北海道大學工學部研究報告, 21, 51-149
Issue Date	1959-05-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/40656">https://hdl.handle.net/2115/40656</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	21_51-150.pdf



# 明治時代の住宅改良と中廊下形住宅様式の成立

木村 徳 国

(昭和34年2月28日受理)

## Ueber die Wohnhausverbesserung der Meizi-Zeit und Entstehung des Innenkorridor-Hausstils

Norikuni KIMURA

### Abriss

Der Innenkorridor-Hausstil entstand um das 5. Jahr Taisho (1916) nach der Wohnhausverbesserungsbewegung der Meizi-Zeit (30-43 Meizi), und, hat sich als der verbesserter Hausstil Japans, in der modernen Zeit sehr verbreitet.

Der Aufsatz behandelt die Wohnhausverbesserung der Meizi-Zeit und die Entstehung des Innenkorridor-Hausstils. Er hat folgende Kapitel.

1. Kapitel. Ueber den Plan des Innenkorridor-Hausstils.
2. Kapitel. Ueber den Hintergrund der Wohnhausverbesserung der Meizi-Zeit.
3. Kapitel. Ueber die technische Entwicklung der Wohnhausverbesserung der Meizi-Zeit.
4. Kapitel. Ueber die lebensgedankliche Entwicklung in der Meizi-Zeit.
5. Kapitel. Ueber die Entstehung des Innenkorridor-Hausstils.
6. Kapitel. Ueber die geschichtlichen Charaktere des Innenkorridor-Hausstils.

### は し が き

小稿は筆者の「日本近代都市独立住宅様式の成立と展開に関する史的研究」

1. 方法論的序章 (北大工学部研究報告, No. 19, 昭和33年7月刊)
2. 明治時代の住宅改良と中廊下形住宅様式の史的成立 (本稿)
3. 大正時代の住宅改良と居間中心形住宅様式の史的成立 (同上, No. 18, 昭和33年5月刊)
4. 昭和初期における中廊下形・居間中心形住宅様式の展開と融合 (同上, No. 20, 昭和33年12月刊)
5. 結論, 中廊下形・居間中心形住宅様式の史的位罫 (同上, No. 21, 昭和34年5月刊)

の第2章にあたり、章題について資料を引きつつまとめたものである。時間的には明治時代、そのうち特に明治30年から大正4年の頃までを取り扱っている。

明治時代は、あらためていうまでもなく、わが国近代の開始期であり、住宅史的にも大きな飛躍の時代である。そして主対象たる都市中流の住宅階層もこの年中に発生する。小稿の主題はあくまで中廊下形住宅様式の史的成立、つまり中流規模の都市独立住宅の問題にあつたのだが、このような事情はこの住宅様式の成立の背景として、歴史的な住宅洋風化の問題、また明治大邸宅・都市下層住宅その他についても概観を試みる必要を生じた。それゆえこれらを含んだ小稿は、表題を越えて、明治時代都市住宅一般に関する史的概説としても遇し得るものとなつた。

小稿の史料は創刊以来の建築雑誌を主とし、単行書は自蔵以外に東京大学中央図書館・同建築学科図書室・国会図書館上野図書館所蔵等を利用して戴いた。厚く謝意を表わす次第である。ただ筆者の位置によつて、博搜を心掛けつつも及び得ないものも多かつた。が、時代の住宅改良と住宅様式の成立に関しては大過なからうことを期す。

小稿の簡単な梗概に当るものに、「史的に見たる中廊下住宅の成立」(学会研究報告, No. 15, 昭和26年)があり、関係論文として「明治から大正へ」(建築雑誌, 昭和25年, No. 761)「住宅史的に見たる明治期大邸宅」(北大工学部研究報告, No. 16, 昭和32年)がある。併せ読まれば幸である。

小稿の挿図製作・作表・原稿浄書・校正等について松本映子夫人の助力が大きい。厚く謝意を表す。

なお小稿第5節の一部に、次章「大正時代の住宅改良と居間中心形住宅様式の成立」と些少の重なりがあるが、次章が先に書かれた事情また小稿を独立論文とする必要から止むを得なかつた。諒されたいと思う。

## 目 次

第1節 中廊下形住宅平面	4
	本節の課題 4
	典形的平面例 4
	中廊下 6
	中廊下形住宅様式の諸類形 9
	名称と成立 11
第2節 明治時代中流住宅改良の背景	12
	住宅史と明治変革 12
都市的背景	都市中流住宅階層の発生 12
	家庭内倫理思想の変化 14
	都市生活設備の発達 16
住宅洋風化と都市小住宅	洋風建築技術の輸入 17
	銀座煉瓦地 18
	都市下層住宅と制限法令 20
明治時代の大邸宅	明治時代大邸宅 23

	大邸宅洋館部	23
	大邸宅和館部	30
	建築様式の折衷	32
	明治期大邸宅の史的位置	33
	中流住宅への影響	35
第3節	明治時代住宅改良の展開-1	35
	技術的改良	
	住宅の技術的改良	35
	家屋構造一般の改良	36
	耐震構造の発展	37
	耐火構造の問題	39
	環境衛生的改良	39
	附録-1 明治建築関係文献一斑	41
	附録-2 明治建築雑誌中衛生関係論文目録	43
第4節	明治時代住宅改良の展開-2	44
	中流住宅改良の開始	
	中流住宅問題の発生	44
	幸田露伴「家屋」他	45
	洋風応接室の附加	
	岡本氏「和洋折衷住家の地絵図に就て」	47
	北田氏「和洋折衷住家」	51
	洋風応接室の附加	54
	補説 イス座と洋風応接室	58
	住宅観—生活思想の発展	
	在来住宅	59
	住宅改良論, 明治36年	63
	その性格と史的位置	66
	住宅改良の必要と問題点	67
	座方式の問題	68
	経済性の問題	68
	生活思想の問題	69
	承前	71
	明治30年代住宅書2種	73
	明治30年代から40年代へ	75
	田辺氏「西濠洲の住家」	78
	中廊下の導入	80
第5節	中廊下形住宅様式の成立	82
	予備的条件の成立	82
	中廊下形平面の発生	82
	明治から大正へ	86
	中廊下形住宅様式の成立	88
第6節	結び, 中廊下形住宅様式の史的性格	93
	中廊下形住宅様式的生活思想の位置	93
	中廊下形住宅様式の史的系譜	95
	中廊下形住宅様式の規模	97

## 第1節 中廊下形住宅平面

### 本節の課題

われわれは本章で、中廊下形住宅様式の史的な成立を中心課題としてとり上げようと試みている。そしてこの住宅様式は、すでに簡単に報告した<sup>1)</sup>ように、明治中期以来の社会的な中流住宅改良に契機を發し、大正初年に具体的に成立したと考えられるのである。が、形成年代の比較的な古さにもかかわらず、次章に述べる大正年末に成立した居間中心形住宅様式と並んで、いなそれを抑えて、この度の大战前までわが国都市独立住宅様式の主流となり、都市内外の住宅地にひろく普及したものであつた。それゆえこの住宅様式は、時代の経過のうちに多少の変質を見せてはいるが、わが国近代の都市独立住宅様式を代表するといつても云い過ぎることはないのである。

さて中廊下形住宅様式と呼ぶ時、方法論的序章<sup>2)</sup>に説いたように、われわれは住宅観—生活思想をも含めて統一的にとり上げているのである。しかし、もとよりそれは住宅類形を離れてあるのではない。かえつてその類形—特に生活思想のもつとも直接的な反映と見られる平面類形によつて住宅様式はそれ自身の存在をも実証され得るのである。それゆえこの住宅様式の史的成立を追跡しようとするわれわれは、これがいかなる平面類形を根拠にして把握されるかをはじめに明らかにしておくなくてはならない。しかもこの場合、この住宅様式に属して「中廊下なき」平面類形や、中廊下を有しながらもこの様式に属さぬ平面類形が存するので、中廊下形住宅様式の平面形を限定しておく必要は、他の住宅様式の場合より特に重いのである。

### 典型的平面例

しかしまた、この住宅様式に属す典形例を探ると、これは極めて類似した形を示す。そして言葉で平面を云いあらわすことができるほどである。すなわち、昭和期に入つてもつとも数多く見られる建坪3・40坪程度の規模のものでは、次のように述べることができるであろう。

- a. 平面全体は東西に長い矩形にコンパクトにまとまり、その中心部長手やや北寄りに、中廊下が東西に貫通し、一端はふくれて独立した玄関ホールとなる。
- b. 中廊下の南側は居住部であつて、玄関ホールに接して洋風客室(応接室)1室がとられ、次に連続した和室が並ぶ。その南側には縁側がとられて、南庭に接している。
- c. 洋風客室はたいいてい主人の書齋にも兼用される。

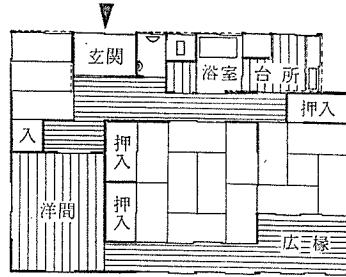
連続した和室は、多く8帖、6帖であつて、8帖(主座敷)には床・棚が設けられ、これにつらなる6帖(次ノ間)は、普通居間ないし茶ノ間と呼ばれ、主座敷にフスマで仕切り—つながるだけでなく、欄間でも通じている。

1) 拙稿「史的に見たる中廊下住宅の成立」：学会研究報告, No. 15, 昭和26年11月刊。

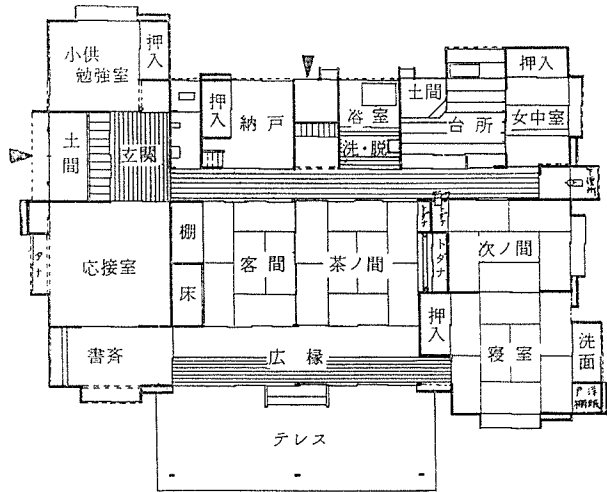
2) 北大工学部研究報告, No. 19, 昭和33年7月刊。

- d. 中廊下の北側には、玄関ホールに接して便所がとられ、女中部屋・台所・浴室また納戸・内玄関等の附帯部分が北面して設けられる。

ここには、昭和時代の大小2つの典形例を示す(1,2図)<sup>3)</sup>。第1図は建坪21.5坪で、中廊下をとり、かつそれが有効な下限に近い例である。この例では茶ノ間(次ノ間)は4帖半に縮小され広縁がとられているが、これを6帖にしてあるものも多い。これは昭和も現在に極く近い実例であつて、同潤会の「広縁をとる」主張の影響が見えている。また浜口ミホ女史はこの例を引いて、「21.5坪で、やや小さいが、間取としては非常に典型的である。会社の『課長級』でこうした間取の家に住んでいる人たちは、かなり多いことだろう。こうした普遍性のある住宅は家族の社会的・経済的な生活条件が似ている場合には、その人々の誰にもよくわかる。そしてまた『住みやすい』ものである。……」<sup>4)</sup>と述べられた。



第1図 小規模中廊下形住宅  
平面 (21.5坪)



第2図 中廊下形住宅平面 (49坪)

第2図はやはり昭和10年頃の実例で、建坪49坪強、1本の中廊下で動線の解決できる上限に近い実例として良い。(もつとも、この例では室数が多いために、南側両端の書斎・寝室は中廊下から直接入室できぬが、それぞれ東西へ移せばそれが可能になる。しかしこの場合、平面形のコンパクトネス——つまり住面率の高さ・建築費の経済性が、低下して来る。)

またこの実例では連続した和風の2室、客間・茶ノ間が6帖8帖となつて室規模が転位しているが、これも時代の進みによる変化の1例である。しかし後に見るように昭和4・5年以前では8帖・6帖が通例で、この平面でもそのままかくすることは可能である。

われわれは以上の2例から、典型的の中廊下形平面の規模が、居室数4室以上7室以下程

3) 第1図： モダンリビング、No. 6, p. 74, 婦人画報社, 昭和28年10月刊。

第2図： 山田醇「中流住宅設計図」第8図, 誠文堂新光社, 昭和11年3月刊。

4) 浜口ミホ「生活時間・生活空間」: 建築学大系-1, 彰国社, 昭和29年7月刊。

度において最も有意味に成立することを推察し得るが、この規模こそ建坪で20坪から5・60坪ほどに当り、序章第5節に見た昭和16年全国都市専用住宅規模分布中、持屋の規模分布の2/3を掩うものであることを知るであろう。そして現実には、この規模の住宅の大半が上述のような中廊下形であつたことは、資料の絶対的不足から直接的には実証し得ないにしても、幾多の傍証から類推できる。この事柄については後に第4章「昭和初期における中廊下形・居間中心形住宅様式の展開と融合」<sup>5)</sup>で触れたいと思う。

### 中 廊 下

このような典型的平面では、中廊下は、現実の住い方の点でもまた建築費の経済性の点でも、極めて特徴的に有効な働きを見せている。それゆえこのような平面の住宅を「中廊下形」と呼ぶのはまことに素直な呼び方なのである。そしてこの場合の中廊下の働きは、次の3点に集約して考えられるであろう。すなわち中廊下は、

- a. 最小限の長さ(面積)で、
- b. これに接する諸室——特に連続した主座敷・次ノ間——の分離使用を可能にしつつ、
- c. 平面形を極めてコンパクトにまとめ得しめている。
- d. 附帯部の北側集約はパイピングその他を縮小するに役立つている。と。

上項中、aとcとは建築費の軽減に非常に大きく働いている。つまり「安い」のである。またb項、連続和室の独立使用の可能性の確保は、主座敷・次ノ間を機能的・格式的に連続して使用することも、また単独に分離して使用することをも許し、限られた居室の使い方にヴァリエティーを与えている。つまり「住み良い」——より正確に云うならば、このような室使用の仕方に価値を置く生活思想のもとにおいて「住み良い」——のである。

そしてこの「安く住みよい」という2要件は、安さを問題にせぬ大邸宅とまた住み良ささえ追求できぬ極小住宅の間にあるいわゆる中流階層の住宅にとつて、まさに最大の魅力に外ならず、「安く住みよい」は中廊下形住宅のキャッチフレーズとなつてもはやされたのであつた。そして「一般都市の居住者が畳式の場合において概して3室において既に中廊下を希望する者が多いが、これは住み方より見ても全く無意味である許か住面率においても非常に損失であり徒らに各室を独立させたがる小市民的観念であると断ぜざるを得ない。」<sup>6)</sup>という市浦氏の批判さえ見られるように、動線解決法として様式にまで昇華したと遇し得るほど、都市独立住宅に普及して行つたのである。(引用中、中廊下と部屋の独立使用とのかかわりが明らかなことに注意。)

5) 北大工学部研究報告, No. 20, 昭和33年12月刊。

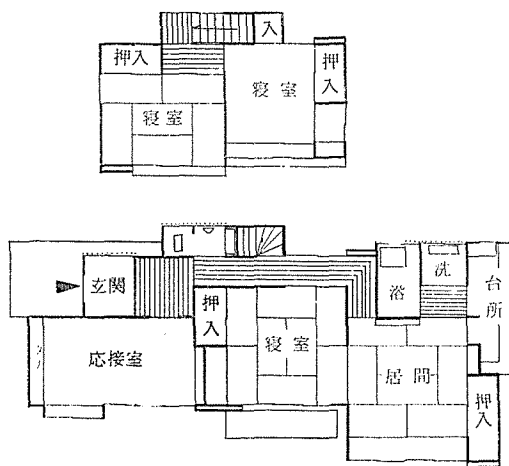
6) 市浦 健「住宅の平面計画」: 相模書房, 昭和18年刊。

しかしこのような中廊下形平面にも計画学的欠点がないわけではない。この場合最大の欠点は、最も屋外気候条件から守られている平面中央部を動線空間に使用することの勿体なさにあるのだが、これは直接的問題ではない。現実には、

- a. 中廊下形平面の南北通風の不充分
- b. 中廊下そのものの陰鬱さ

が問題になるのである。そして昭和戦前における一般的中廊下形平面批判は、底に「月並・陳腐」を避けようとする建築家の気持を秘めて、主として上のような自然科学的見地から進められたので、「中廊下なき中廊下形住宅」とでも呼ぶべきものを生み出したのである。

第3図はその1例で、戦後の東京に建てられた。時代の進みにより、生活思想的に居間中心形に近づいているが、住宅様式的にはやはり中廊下形の範疇に属するものである。この例では中廊下を片廊下にしてあるために、廊下の暗さはなく、南北通風も良くはかられている。そしてこのように中廊下を片廊下に近づけて「改良」した実例は、後に見るように大正初期中廊下形住宅様式成立直後から、たとえば同潤会の分譲住宅にも非常に多く見られるケースなのである。



第3図 中廊下を欠く中廊下形住宅様式平面  
(30坪) 昭和30年

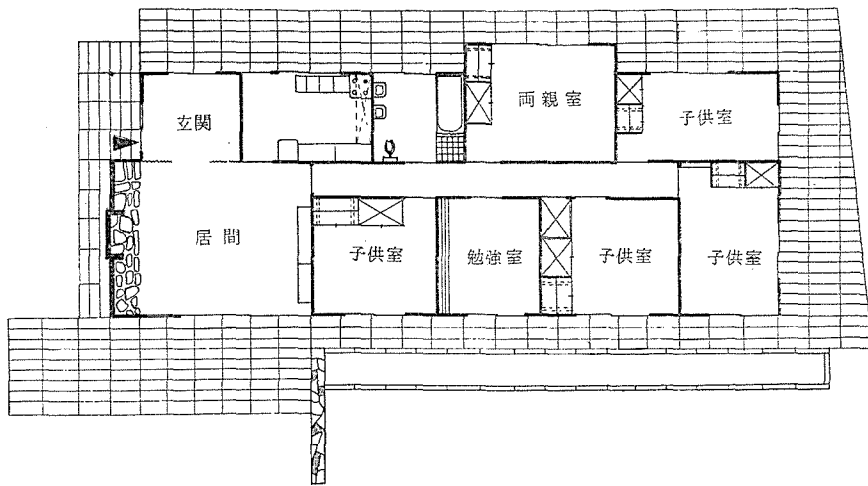
さて中廊下形住宅様式のうちに「中廊下なき」平面形式を含めるということは、やや奇妙な感がないでもない。しかしこの矛盾が強く思われるとすれば、それは普通おこなわれている計画学的（非歴史的）様式分類と歴史的なそれとの混同が原因である。

ここで非歴史的計画学的分類法の特質について詳細に述べている暇はない。しかし結論的にいうならば、このグルーピング法の最も特徴的な点は本質的に形式的なことである。（様式に対して形式というので無意味というのではない。）何故なら計画学的（自然科学的）分類法とは、或る定められた住宅様式（住宅観）を前提として成立すると考えられるからで、少なくとも我が国戦前ではそうであった。

当時では、都市独立住宅の住宅観＝生活思想は、一般的には、中廊下形・居間中心形に限定されていたといつてよい。それ故、この住宅観の上に殆ど無意識的に立脚している平面計画者にとっては、現実の計画の場合、動線解決の各方式の意味であるとか、諸室の関係・規模・方位等の意味とかが最も有意味かつ重要な分類法となってくるのであつて、そのはなはだしい

場合には、玄関入口の方位による分類法までをわれわれは見出すのである<sup>7)</sup>。しかし、これらも定められた住宅観の上に立つ限り、現実の計画に或る程度力あるのはもとよりであろう。そしてかかる非歴史的類形法（ここでは動線解決の仕方による分類法）に立つ限り、「中廊下なき中廊下形住宅」とは、まさに矛盾もはなはだしいものになるのである。

しかし立脚点を変え、歴史的住宅様式の観点に立つ時は、先程の矛盾は単に形式的なものに転化する。そしてこのことの理解は、同じく矛盾的な「中廊下ある非中廊下形」を見る時に明らかになるであろう。



第4図 中廊下を有する非中廊下形住宅様式平面 (44.725坪)

第4図はその1例で、戦後の東京に実現した<sup>8)</sup>。この平面も動線の解決には中廊下を使用している。そして、中廊下を動線解決に使用している限りでは、住宅として計画学的な利点・欠点は「中廊下を持つ中廊下形住宅」と共通している。然しこの例は、歴史的住宅様式としての「中廊下形」に包含させることはできない。その根拠は、序章に述べたように、それぞれの居住者が「住みかわつた場合」、それぞれ相当の「とまどい」を覚えるだろうからであり、それは、両者が生活思想において大きな開きを見せていることを証するのである。

第2図と第4図の住宅平面では規模に大差は無い。しかし、それぞれの有する室の機能的構成には大きな相違がある。そのため、前者から後者へ移り住んだ家族は、来客の場合、どこへ通すかにまずとまどうに違いない。そして居間へ通すにしても、「客間が無いものですから、大変取りちらかしておりますが」という言葉が発せられたり、或いは子供室1室を接客室として転用することになるかも知れない。また、後者から前者へ移り代つた人は、個室の確立度ははなはだしく低いために、安らかな眠りを眠り得ないかも知れないのである。

7) たとえば、岡田孝男「小住宅プランの研究」： 建築と社会、昭和8年4、6月号。

8) 第4図： モダンリビング、No. 3、婦人画報社。

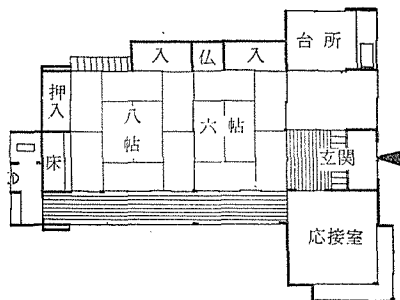
この場合注意しておかなくてはならないのは、座方式の問題である。一般にかかる2例が提出される時、両者の相違は、前者のユカ座主調（つまり和風）後者のイス座（つまり洋風）として対立させられ易い。もとより、座方式の相違も、歴史的・伝統的なものであることに違いはない。しかし座方式は、生活思想に直結しているところの住宅平面には、実は直接結びついてはいないのである。そのことは、上掲の類推において、後者の板の間がすべてタタミ床であつても成立するところに明らかに理解し得るであろう。

### 中廊下形住宅様式の諸類形

さて、上述のように「住みかわつた場合のとまどいの有無」つまり生活思想の異同を根拠にして、中廊下形住宅様式に属する住宅形を分類すると、規模によりおよそ大・中・小の3者にまとめることができ、わが国近代都市独立住宅中きわめて大きなひろがりを持つことがわかる。

#### 1. 小規模のもの（椽側形）

中廊下形住宅様式に属すもつとも小規模のものは、居住室数3以下で、多くは椽側によつて動線を解決している。それゆえ椽側形と呼ぶことができる。第5図<sup>9)</sup>はその典形例で、規模にして約19坪、居住室数3室、タタミ敷で18.5帖を示し、昭和10年前後、東京近郊の小形分譲住宅に良く見られるものである。昭和16年全国都市専用住宅規模分布（序章第5節参照）中の持屋の第2の山を形成する規模に当てはまる。



第5図 椽側形平面 (18.75坪)

またこの類形が中廊下をとらないのは、先に市浦氏の批判に見たように、居住室が3室以下では中廊下をとることが不経済だからである。そして居住室3室は、独立した接客室（多くは洋風）および、床ノ間附

8帖の座敷と茶ノ間兼用の次ノ間の6帖が扱われる。しかも椽側によつて両者は独立的に使用し得るようになってきているのは中廊下ある平面と同様である。

またこれより規模が小さくなると、先づ省かれるのが独立接客室で、主座敷が客室に転用されることになる。この場合生活思想的には大差ないとしても、すでに独立住宅（1戸建）ではないことが多いし、また中廊下形の特徴的のフィーチャーである独立（洋風）接客室が失なわれているので、筆者は中廊下形住宅様式——日本近代に成立した都市独立住宅の様式——からは除きたいと考える。

#### 2. 中規模のもの（典形的中廊下形ないし片廊下形）

いうまでもなく中廊下形住宅様式の中心をなすものであつて、建坪にして20坪ないし5・

9) 第3図、第5図は筆者採拾平面。

60坪程度，延坪100坪以下。多くは第1図と第2図の中間にひろがる。動線は1本の中廊下(ないしその改良された片廊下)による。1階の居室室数4室以上7・8室程度。このうち1室はかならず独立した(洋風)客室。また平面の主要部に南面して主座敷・次ノ間形式がとられ，附帯部分は北面するのが普通である。

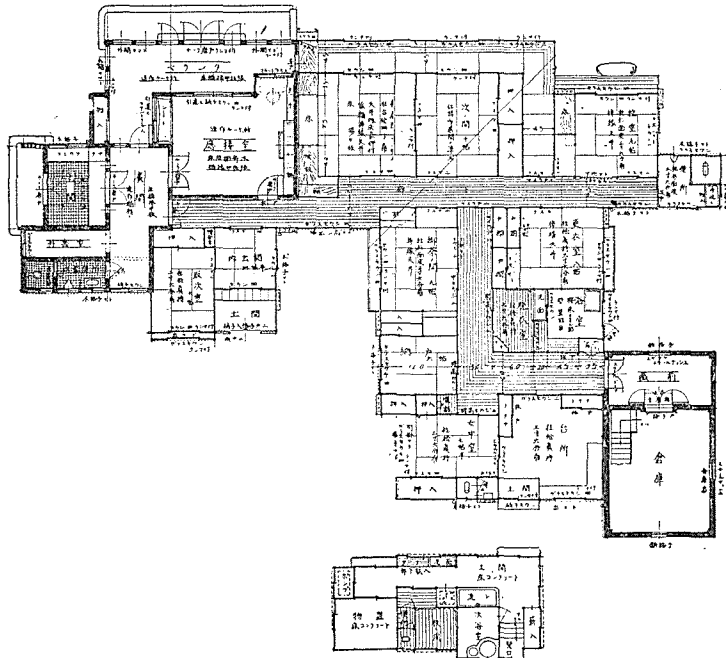
なお居室室数がより多くなると，1本の中廊下では動線の解決が難しくなるので，多くは廊下の代りに階段をとつて，2階建となるのが普通である。この場合，階上も主座敷・次ノ間形式とし客間に利用するものも多い。一般に居室機能は明確ではない。

また独立した洋風接客室の建築形式を和風ユカ座にしたものも稀ではないが，之が独立している場合，むしろ洋風から和風にかえつたと見るべきであつて，生活思想的には大差はない。

### 3. 大規模のもの

これは1本の中廊下では動線の解決が不可能な規模を有するもので，実数は相対的に極めて少ないと云えよう。(昭和16年の統計によれば，60帖以上の規模を有するものは全専用住宅中1.1%を示すのみである。)多くは様式的洋館部と様式的和風邸館部分とを結合したような形式を有し，経済的な自由度によつて個室の確立度も比較的高い。

中廊下形住宅様式は後に示すように，いわゆる中流住宅の住宅様式であつて，本来100坪以上にも及ぶ大規模な住宅はこのうちに含ませ難いのであるが，実生活にとつて抽象的な格式的建築様式を重視して，現実的な生活機能を圧縮している点に，生活思想的に中廊下形住宅様



第6図 M氏邸(約110坪)昭和5年

式と色濃い親近性があり、むしろ中廊下形の祖形としての意味が強いのである。ここには大規模のものに属する最小例を示しておく<sup>10)</sup> (第6図)。

#### 名称と成立

中廊下形住宅様式は現実に以上のようなひろがりを示すのであるが、この時「中廊下」を住宅様式の名前として冠するのは次のような理由によつてゐる。

1. 昭和16年統計による全国都市専用住宅規模分布中、第2の山(独立住宅のピーク、30~36帖、4.6%)の規模が、上項典型的グループの規模に該当しているからである。もとよりこの山の幾分をこの住宅様式が占めているかは資料の絶対的不足から実証は困難だが、次章以下に触れるように、いわゆる中流住宅階層の改良の中心はこの規模に集中しており、特に昭和年代に入つては、この住宅様式の中廊下を有する平面を中流住宅の代表例として考えて良いことは疑がない。(第4章参照) つまり社会的なひろがりを前提とする時、「中廊下形」はこの住宅様式の典形と遇し得るからである。

2. より本質的に、この住宅様式は「中廊下」を導入することによつてはじめて成立し得、またこの住宅様式の得た歴史的発展も、「中廊下」なしにはあり得なかつたからである。この住宅様式は本質的に中産階級の住宅様式である。そして明治維新によつてはじめて誕生したこの階級は「中廊下」を利用することによつてはじめて自らの住宅様式を持つことができたのである。そしてこの「中廊下」の意味を尋ねることは、すでにこの住宅様式の史的成立を探ることに外ならないであろう。

今、この住宅平面の成立をふりかえると、明治中期以降大正初年にかけて、次の3段階を明らかにしつつおこなわれている。

1. 在来和風住宅への独立洋風接客室の附加。
2. 中廊下の導入。
3. 中廊下形平面としてのコンパクトなまとまり。

そしてこの段階を経つつ、この住宅様式的生活思想も順次自らを固定して行つたのであるが、この中第1は明治時代の住宅洋風化を前提とし、またここに成立した明治大邸宅の様式を範として、中流住宅が「より立派な」住宅たらんとした様式志向に発している。また第2は「より住み良く」あろうとする機能志向に発しているが、その背後には明治の変革を背景にした生活思想の発展を認めることができる。第3はすでに技術的問題である。上2項を前提する時、おのづから技術の到達する段階として良い。われわれは以下、明治時代中流住宅改良の背景から、この住宅様式の成立を追求してゆくことにする。

10) 第6図：「住宅建築図集」, p. 105, M氏邸, 清水組, 昭和10年刊.

## 第2節 明治時代中流住宅改良の背景

### 住宅史と明治変革

わが国の一切の歴史において明治の大変革の持つ大きな意味は今更いうまでもない。そして建築史としてこれを問題にする時、その最大の意義は洋風建築技術の流入にあるとして良いであろう。もとより、社会体制の変化によつて生じた新しい建築物の必要、も忘れることはできないとしても、それらも既に洋風建築技術はエキザンプルをその中に有しており、それを借用することが可能だつたからである。

しかし住宅史においてはいささか事情を異にしている。この場合でも勿論、洋風建築技術は非常に大きな影響をもたらしたことは断るまでもない。が、住宅史の場合にはエキザンプルをすべて借用して済ませ得たのではなく、長い伝統のうちに形成されてきたわが国在来の住宅観＝生活思想と新来の洋風生活思想との葛藤のうちに、自らを新しく作り上げなくてはならなかつたからである。それゆえ、住宅史における明治変革の意味は建築史におけるよりはるかに広く把握される必要があると考えられるのである。

特に都市独立住宅を念頭におきつつ、その住宅観＝生活思想の新しい成立に重くかかわつた条件として、次の4者を上げることができよう。

1. 社会体制の変化に伴う都市中流住宅階層の成立
2. 民主主義思想の流入による家庭内生活倫理思想の変化
3. 技術的生活設備の発達
4. 洋風建築技術の住宅への反映

本節ではこれらを含めて、都市中流住宅成立の背景をごく簡単に眺めておくことにする。

### 都市的背景

#### 都市中流住宅階層の発生

明治維新による社会体制の変革が都市住宅史にかかわる第1の点として、これがわが国近代都市の出発点であつたことが上げられよう。

江戸時代の社会が一つの封建社会であつたという規定は、当然に農業が全生産において主要生産であり、従つて農民が全人口の圧倒的大多数を占め、また農業および工業が未だ広汎に結合されており、町人の大部分が商人だつた事を示すのだが<sup>1)</sup>、事実、幕末におけるわが国総人口約3千2百万人の身分別人口構成は、武士6～7%、百姓80～85%、町人5～6%、神官僧尼1.5%、エタ・非人1.6%ほどであり、有業者職業別人口構成は農民80%以上、手工業者3

1) 土屋喬雄「明治初年の人口構成に関する一考察」：社会経済史学，第1巻，第1号，昭和6年。

%, 商業者6%, その他10%程度と考えられている。そして都市人口としては、普通の藩の都市人口は藩総人口の5%位, これに武士の数を加えても10%位, また江戸・大阪・京都等都市の人口を加えても, 数千人以上の都市の人口は, 町人・武士を併せて全国合計3百7・8十万人ほどで全国総人口の12%程度に過ぎなかつたのである<sup>2)</sup>。

それゆゑ, かかる封建都市における都市独立住宅——敷地を確立し一家の主人が敷地内を主宰する——を考えると, それは武家および一部富裕町人の住宅と想像し得るが, 全国的に見て極めて少数であつたことが類推できるのである。

しかるに明治維新による社会組織の大変革が進められ, また「身分制の排除」(明治2年)「移転の自由」(4年)等封建制的経済外的強制が撤廃されるにつれて, 都市は資本主義経済社会の基地として, 都市人口を増加し, 職業的人口構成を一変し, また市政形態を近代化して, その中に, 都市独立住宅階層という新しい住宅層を生み出していつたのである。

第1表 明治年中居住地階級別人口比の変化

人口階級	明治21年末	26年末	31年末	36年末	41年末	大正2年末
1万以下 (村落)	34,935,642 87.1	35,344,142 84.0	37,359,807 82.3	38,493,655 79.1	38,843,905 75.1	39,907,308 72.4
1万~5万 (小都会)	2,213,719 5.5	3,412,420 8.1	3,772,843 8.3	4,502,459 9.3	6,009,181 11.6	7,430,708 13.5
5万~10万 (中都会)	534,499 1.3	789,441 1.9	772,481 1.7	1,077,058 2.2	1,352,565 2.6	1,855,550 3.4
10万以上 (大都会)	2,421,619 6.0	2,514,973 6.0	3,497,910 7.7	4,469,564 9.2	5,536,835 10.7	5,937,704 10.8
計	40,105,479 100.0	42,060,976 100.0	45,403,041 100.0	48,542,736 100.0	51,742,486 100.0	55,131,270 100.0

(イタリックは%ageを示す)

今明治年間の居住地別人口比の変化を見ると第1表のようになる<sup>3)</sup>。しかもわが国産業革命期に入るや, 大都市には特に強い人口集中が見られるのである。今全国人口増加率の各期間における平均を100として, 東京・大阪の増加率の推移を書くとグラフ-1のようになる<sup>4)</sup>。

2) 関山直太郎「近世日本の人口構成」: 吉川弘文館, 昭和33年刊。

3) 本庄栄治郎「人口及人口問題」: 日本評論社, 昭和5年刊。

4) 小田橋貞寿「我国人口の地方的分布と其移動」: 上田貞次郎編「日本人口問題研究」第3輯, 協調会, 昭和12年刊。



グラフ-1 東京・大阪両市人口増加率

そしてこのような大都市への人口集中の原因は、当然、工業人口の増大を示すものであり、それは同時に、封建的身分制的階級社会から、資本主義的経済的階級社会への都市の変質を示しているのである。そして資本家層と無産労働者層との中間に、いわゆる中産階級を誕生させることになった。

現在のところ、経済史的研究から、かかる中産階級の発生過程を実証的に抜くのは、根本資料の不備によつてか極めて難かしい<sup>5)</sup>。しかし、資本主義的社会への変質は当然、「仕舞太屋」に住まうところのホワイトカラー階級を生み出すことが考えられるし、その上位のものこそ、明治都市独立住宅の住み手であつた。その職種として明治

新政府の上級官吏・上級軍人また大会社の高級職員を、かつその出身は主として教育ある士族であつたことを類推し得るのである。そしてここに、前代武家住宅の系統をいり濃く引きつつ武家ならざる中産市民階層の住宅が、新制度の都市内に出現することになった。後に示すように、このような階層が社会的に定着するのは日清戦争の後、明治30年の頃からと考えられる。そして前代との大きな相異は、まず独立住宅戸数の比較的の増大に求めることができるであろう<sup>6)</sup>。

(なお都市人口の増大と都市中流住宅に関して、わが国で中流住宅の問題が極だつて高まる明治30年以降の数年間、また大正初期の数期間は、上掲グラフによれば東京・大阪の人口増加率が極めて高い時期に該当しており、この点何らかの相関を想像せしめる。)

#### 家庭内倫理思想の変化

また上述のような社会体制の変化と共に、明治変革に伴う近代的・民主的な思想の変化も、後の生活思想に大きく影響したと考えられる。それは技術的な生活設備の向上の影響のように直接的ではない。或いは明治中流住宅観に直ちには反映しなかつたかも知れない。しかし何れにせよ、現実に生きている人々の遺制的な封建的生活思想に対立して、新らしくあるべき生活思想の方向を根底的に指し示すものであつた。加えて、中流住宅層の居住者が、当時の知

5) 因みにいえば、わが国のもつとも信頼し得べき統計資料としての国勢調査は大正9年にはじめて行なわれる。

6) なお市政形態の法制的な変化発展については、明治文化史法制編によつて知り得るが、直接住宅に関係しないので略す。また以上諸点については是永純弘氏(北大経済学部)の教示を得た点が多い。厚く謝意を表す。

識階級だつたことを想うと、逸する事はできないであろう。

さて明治時代の思想的潮流が、「欧化」を前提にしていたとはいえ、10年代の顕著さに比較すれば20年代には反動的傾向も生ずる<sup>7)</sup>、というようにその流れも屈曲して平坦ではない。また当時の民主主義思想とは、主として藩閥的専制政府に対する政治上の民主思想を主にしていて必ずしも個人ないし家庭に直結するものばかりではない。しかし「天賦」の形而下的人権を主張することは、自ら家庭内の婦人・子供また使用人にもこれを認めなければならぬことである。

そしてこのような思想を、比較的早く、峻烈に、わかり易く説いて、しかも大いに世に流行したのは、日本人に「西洋文明の空気を吹込み、全国の人心を根底から転覆し」ようという覚悟を持っていた福沢諭吉の「学問のすゝめ」である。

諭吉は夫婦の関係を考えるにあたつても独立自尊の原則を守つた。「学問のすゝめ」では特に第8編「我心を以て他人の身を制す可らず」(明治7年4月刊)を家庭内倫理の問題にあてている。ここで諭吉は、夫婦の関係を「男も人なり女も人なり。此世に欠く可らざる用を為す所を以て云へば、天下一日も男なかる可らず又女なかる可らず。」という男女平等の原則を出発点としている。男女ともに独立した人間として他に隷属したりまた自他共に犠牲になつたりすることを認めず、人間としての「権義」は「等しい」として把えるのである。そして従来婦人にばかり厳しく片手落だつた「女大学」の「三従・七去」の「道」を「腕の力を本にして男女上下の名分を立たる教」と攻撃し、また従来の畜妾の風を「禽獣と云ふも妨なし」と痛罵したのであつた。

また家庭内における親子の関係については、「親に孝行するは固より人たる者の当然」だが、「父は子の財を貪らんとし、姑は媳の心を悩ましめ、……父母の無理届は尤にして子供の申し分は少しも立たず、媳は恰も餓鬼の地獄に落ちたるが如」きは「人間家内の道」ではないと説き、親子の道徳を中心とした従来封建的家内道徳に対立する夫婦中心の近代的家庭道徳を高く掲げたのである。

以上はもとより1例に過ぎない。そして当時きわめて新しい思想だつたので、かかる思想が直ちに一般化したわけではなかつた。現実には、明治31年に制定された新民法の親属篇・相続篇が、かえつて封建的家族制度を復活し固定するもの(ことに長子相続制度は町人階級にみられない武士階級の法度だといわれる)だつたように<sup>8)</sup>、新しい家庭内生活倫理ひいては生活思想の近代化もその後の長年月を要するのである。

しかしここに新しく輸入された家族成員各個人——特に主婦——の尊厳を重視する近代的家庭像は、明治年間を通じて次第に普及し、またこれなしには、大正期居間中心形住宅様式の成立さえ考えられぬ程なのである。そして先走つて云えば、この後わが国の都市独立住宅の

7) 和辻哲郎「日本倫理思想史」下巻：岩波書店、昭和27年刊。

8) ここでは瀬沼茂樹「近代日本文学のなり立ち、第2部、家と社会」によつている：河出文庫、19A。昭和30年刊。

様式は、ここに掲げられた近代的家庭像を目指す生活思想の発展の方向にむかつて進んだのであつた。

#### 都市生活設備の発達<sup>9)</sup>

また明治開国に伴なつて輸入された近代技術による都市の各種公共的設備も後の都市生活に重大な影響を及ぼした。特に住宅に関わり深いものとして、電燈・都市ガス・上下水道事業が上げられよう。

**燈 火** わが国の電気供給事業のはじめは東京電燈会社で明治20年(1887年)の末から架空電線による電燈の供給を開始し、23年の暮から電力供給をもはじめている。ついで神戸(明治21年9月)、大阪(22年5月)、京都(22年7月)、名古屋(22年12月)、品川(23年4月)以下各地に電燈会社の設立が見られ、明治25年末には会社数11、電燈供給戸数7,133、取付燈数35,647に達したが、主として官庁・兵営・会社事務所が主対象であり、石油燈に比較して高価についたから、一般家庭には浸透しなかつた。

第2表 東京市内瓦斯燈・電燈数の対照

年 度	戸 数		灯 数	
	ガ ス 燈	電 燈	ガ ス 燈	電 燈
1900年(明治33年)	12,483	6,846	60,052	57,924
1902年(同35年)	17,036	10,051	77,001	76,171
1904年(同37年)	24,484	13,885	103,733	106,977
1906年(同39年)	39,130	34,406	142,704	191,444
1908年(同41年)	67,870	79,252	201,829	344,571
1910年(同43年)	86,538	113,812	267,364	490,341
1912年(同45年)	267,560	360,152	667,701	1,177,448

またこれより先ガス燈事業が明治7年から京浜地方で、また神戸・大阪では34年・38年に行われている。そして第2表に見るように東京では日露戦争当時まで電燈と対抗し得ているが、その後電燈が圧倒的に進出する。この戸数には官公庁・会社・工場をも含んでいるため、東京の全戸数との比較をなし得ない。しかし一般的に見て、住宅へ電燈が進出するのはこの表からも、明治43年以降であることが推察できるのである。

そして明治時代の都市住宅の燈火は一般的には明治初年来の石油ランプと考へて良いのである。

**都市ガス** 都市ガスは上に触れたようにはじめは主として燈火として利用された。それ

9) この項は主として「明治文化史」生活編・風俗編：開国百年記念文化事業会編、洋々社、昭和31年刊および「明治工業史」の関係篇を参考にした。

が熟用に供されるようになるのはおよそ明治42年以降である。この頃都市ガスの供給会社も続々と設立され、その主なもの、明治40年以前では10社に過ぎぬものが、41年には新たに2社、43年には新たに8社、43年には同じく23社、44年には20社、45年には11社の設立を見ており<sup>10)</sup>、そのすべてが家庭用ではなかつたとしても、ガス供給の普及を想像することができる。

そしてそれ以前の家庭用燃料は薪か木炭であつたが、市ガスの供給は台所を縮小する方向に向かい、主として大正時代の住宅改良でとり上げられることになるのである。

**上水道** 旧式の上水道は措き、近代技術による都市水道は明治23年の「水道は市町村其公費を以てする」ことを定めた「水道条例」発布以降に、3府5港またはこれに準ずる都市に多額の国庫補助を行つて建設されたと一般的に考えて良い。これより早いものは横浜水道(明治10年)、函館水道(明治22年)で、以下長崎市水道(24年)、大阪市水道(28年)、広島市水道(31年)、東京市水道(31年)、岡山市水道(38年)、神戸市水道(38年)、下関水道(39年)等である。このように水道事業はもつとも早く公益事業として確立されたが、大都市の末端にまで水道が供給されるのは、実は大正時代をまたなくてはならないのである。

**下水事業** 一方下水事業の普及は上水より遙かに遅れる。大正元年の衛生局年報は、

「下水道の築造は全部一時に起工するは甚だ稀にして、多くは全市又は全町を区劃し、其の一部より漸次起工するを以て、竣工を告ぐるも亦従つて一部づつなり、故に上水道の如く、起工竣工の年月を記すること難しと雖も、本年末に於て完成したるものと未完成のものを區別して列記すれば左の如し。

完成のもの 仙台市・神戸市・下関市・長崎市

未完成のもの 東京市・横浜市・名古屋市・大阪市・兵庫県明石町・岡山市・広島市・函館区」  
(県名は除いた)

と告げて、明治末年の状態をおぼろ気ながら推察することができる。

そして以上を通じて云い得るのは、明治という時代の大都市が社会経済的にまた思想的に近代的都市住宅を発生せしめる基礎となつた事は簡単に触れた通りだが、明治年間を通じて技術的には全く前代の水準にあつたことで、都市独立住宅もまた、環境条件としての都市からは可能性以外には何も受け得なかつたといふことができよう。

## 住宅洋風化と都市小住宅

### 洋風建築技術の輸入

洋風建築技術の輸入は、輸入の形に着目すれば、コンドル先生の工部大学着任(明治10年)

10) 明治工業史化工篇, p. 173.

をエポックとして、大きく前後の2期に分けることができよう。

すなわち前期は御雇外人技師らの指導による直接的かつ非体系的輸入期であり、後期は工部大学造家学科を通じた間接的だが体系的かつ正統的な輸入期である。もつとも工部大学造家学科の第1回卒業生は明治12年に出るので、現象的に邦人建築家による輸入が進められるのはもつと遅れると考えなくてはならないが、工部省の建築関係外人技師も大体明治13・4年には解雇されているから<sup>11)</sup>、前期的直接的洋風輸入は案外早く終つたと考えて良からう。そしてこの後約30年、明治40年代に入ればいわゆる「様式論争」の存在にも推測できるように、技術的には洋風建築は一応わが国内に消化されたと考えて良いのである<sup>12)</sup>。

そしてここに輸入され、消化された洋風建築とは、主として木造ないし組積造による様式主義的建築であり、また当時の新構造法たる鉄骨構造、後れてコンクリート構造であり、またガラス等の新材料であつた。

そしてこの住宅への反映は、当然ながら明治大邸宅を通じて進められたのである。またその洋風採用のあり方は後の中流住宅に大きな影響をおよぼしたと考えられる。が、都市小住宅にも洋風化の例は皆無ではない。われわれは以下、まず住宅洋風化とあわせて明治時代の都市小住宅をかえり見ておきたい。

#### 銀座煉瓦地

住宅洋風化が大邸宅を立役者として進行したのは上に触れた通りだが、明治になつてもつとも早くかつ大規模に洋風住宅が建設されたのは、かえつて大邸宅ならざる連続住宅、いわゆる「銀座煉瓦地」である。

これは明治5年の大火後、直ちにウォトルスの計画に従い、南北は京橋から新橋に、東西は数寄屋橋から三原橋に及ぶ地域にわたつて、

一、人民苦情ヲ唱フルアリトモ東京府ニ於テ改正ノ趣意家屋ノ有益ヲ巨細説明承服セシムベシ (明治5年) という政令のもとに、明治5年から同10年にかけて建て進められたものである。その建設経緯については「銀座煉瓦街建設始末」<sup>13)</sup>がもつとも詳しい。

建物には4級の別があり、

「其第一等ノ建築法ハ家屋ノ側面高サ三丈迄ノ壁塙ヲ造リ家屋ハ三丈ヨリ四丈迄ノ高サニ建築スベシ  
第二等ハ高サ二丈五尺ニ過ギザル壁塙ヲ置キニ丈ヨリ三丈迄ノ高サニ家屋ヲ造ルベシ  
第三等ハ二丈ヨリ高カラザル壁塙ヲ造リ高サ一丈二尺ヨリ二丈マデノ家屋ヲ建築スベシ  
第四等ハ高サ一丈五尺ヲ越エザル壁塙ヲ築キ高サ一丈二尺以内ノ家屋ヲ建ルナリ (下略)」

11) 石井昭「工部省の營繕事務について」：学会論文報告集，No. 60，昭和33年10月刊。

12) 拙稿「明治から大正へ」：建築雑誌，昭和25年，No. 761。

13) 東京都史紀要第4、「市区改正の端緒—銀座煉瓦街建設始末」：東京都総務局文書課，昭和25年刊（ガリ刷り）。

というので、1等は「京橋より新橋に至る間の銀座通り」、2等は「その他の大通り」、3等は「新道および横町」に配置されたのであつた。(4等不詳)

こうしてわれわれが当時の錦絵等によつて親しい、前面にオーダーを並べた銀座通りが現出したわけだが、建築史的にはその洋風建築技術、都市計画的には市区改正の端緒として、また技術史的には煉瓦等新材料の製造に関連して大きな史的興味を存するのである。

しかし住宅史的にはいかがであつたらうか。これがわが国はじめての、市民生活に直接的関連をもつた洋風建築であつたことを思うとこの点を逃すことができない。そして当時の住宅観＝生活思想と煉瓦地との関係は、遂に両者の相互拒否に終つたと考えられる。

たとえば「明治事物起原」は次のようにいう。

「(前略) これより先き、煉瓦建築の令出つるや、煉瓦内に棲むべきものは、唯家守蜈蚣の類にして人若し之に棲む時は、必ず青膨れとなりて死すべしとなし、町民大いに反対し、名主笠原五郎兵衛等を総代として、知事に陳情したりしが、顧みられずして工事は進捗せり、故に其落成を見ても、最初は唯一人棲む者なく、明治7・8年頃よりは、香具師が此の煉瓦空家を借り受けて興業物に用い、一種興行区の觀をなせり、今其の重なるものを挙げれば、銀座二丁目に熊の相撲、竹川町に犬の踊り、銀座四丁目に貝細工、竹川町なる榊原雄吉の笑覧会など、明治12・3年頃までは、恰も大阪の千日前、浅草の奥山に彷彿し、代る代る種々の見世物掛りて、客を呼ぶ咬れ声のみ喧しかりし。燕もはいれず改正の赤煉瓦。冷呵」

これは明治も極く初期のことであるから無理ないとしても、明治中・後期においても、やはり、在来和風生活と煉瓦地とはとけあつていない。永井荷風は芸妓屋となつた「三等煉瓦の貸長屋」の内部生活を次のように写している<sup>14)</sup>。

「俗に三等煉瓦の貸長屋と云はれている此の屋の二階は、今日でも明治初年を追想される荒廃した一種の記念物とも見られるだけに、不思議な程拙なく不便に出来ている。立ては丈身の屈くほど低い天井は紙張りにしてある為めに、二目と見られぬばかり、鼠の小便と雨漏りの斑点と、数知れぬ切り張りへと汚され、間数は襖を引き得可き敷居の溝を以つて境とすれば三間と数えられるのであるが、梯子の下口の間と、それに続いた次の間とには、丁度西洋室の煖炉の煙筒を見るやうな太い煉瓦の柱が突出している為めに、孰れも二帖半と三帖半と云ふやうな不思議な畳の半数を示している。他の一間だけは少々広く、八帖ほどの畳が敷かれてあるが、後から付出した一間半の押入がここにも邪魔らしく突出している上に、次の間を区切る敷居の上には、どう考えても解釈のつかない飛んでもない処に、細い柱が然も2本並んで立っている。最初男は増吉(芸妓)と二人でこの貸屋を見に来た時、猫に爪を磨かせる為めわざわざこんな柱を立てたのぢやないかと云つて笑つたことがあつた。」

そしてこの2階の「みしみし鳴る梯子」の下の1階は、「手で押せば直ぐに抜けるかと危ぶまれる薄壁」で仕切られて、こちらは「僅かに三帖の間も勝手道具のさまざまに狭められて、下女一人がやつと寝起きされるばかり」になつており、向こうは煎餅屋が借りていて、「年寄つた煎餅屋の老母の咳喇の声」が絶間なく聞こえるのであつた。

ここに明治の都市庶民生活と煉瓦地洋風建築との違和——不調和にしつくり行かぬ様子

14) 永井荷風「新橋夜話」中「風邪ごち」明治42年稿。

を、ありありと見るができるであろう。

つまり、「条約改正の爲め」東京の玄関口を「立派に」築こうという目的から、「人民苦情ヲ唱フトモ……承服セシムベシ」という政令によつて、官が強圧的に試みた銀座煉瓦地は、その街並みの外観によつて、洋風建築の一端を都市民衆に印象つけたとはいえ、生活の場の建設としては完全に失敗だつた。そしてかえつてこの後の都市庶民の住宅観＝生活思想に、「洋風住宅とは住み難いものだ」という印象を与えなかつたかが危ぶまれるのである。そしてかかる結果をもたらした最大原因は、限定された庶民生活の本拠を直ちに直写的に洋風化したところに存したと考えられるのである。

上は洋風輸入の前期に行われた様式的洋風輸入の1例に過ぎぬが、技術的な面での小住宅への適用の早い例を明治9年に建設された札幌近郊琴似兵村に見られるキングポストトラスの使用に見ることができる。これは都市住宅とはいいい難い田字平面の小農家(3.5間×5間)だが、一種の団地住宅であり、ポストが陸材から抜けないように大きな犬釘を使用したのである。これも小住宅への洋風技術適用の1形態として注意してよからう<sup>15)</sup>。

#### 都市下層住宅と制限法令

都市の小住宅について続けて云えば、洋風輸入の後期つまり明治14・5年以降でも、防火のためというような官よりする強制を除いては、洋風化はほとんど例を見ないとしてよい。これはみづからの中に技術的向上の余力を持たぬ小住宅として当然のことである。しかし、時勢の進みにつれて、官は法的制限を發し、小住宅にも多少の向上が見られたのも事実である。そしてこれも都市的背景であろうから、洋風化からははずれるが、一瞥をここに加えておこう。

そしてこの場合、かかる制限法令の対象になつたのは、当然都市最下層の住居建築であつた。明治に入つても、かかる住居建築の多くは、前代江戸期そのままの「棟割長屋」建てであつた。その比較的早い実状を、われわれは、西田長寿編「都市下層社会」<sup>16)</sup>中に歴然と見出すことができる。

しかしここには、建築雑誌に最も早くあらわれた新形式のスラムについての報告<sup>18)</sup>を引いておく。

15) 筆者らの採拾による。

16) 西田長寿編「都市下層社会」：生活社，昭和24年刊。

このうちには、1. 最暗黒の東京，明治26年。  
2. 貧天地饑寒窟探検記，明治23年。  
3. 大阪名護町貧民社会の実況紀略，明治21年。  
4. 東京府下貧民の真況，明治19年。

が収録され、また明治時代スラムの解説が附されている。

18) 建築雑誌，明治34年，No. 171。

「貧民窟の実況（本所横川町）」

本月半ばのことなりき。窪田内務書記官、松井警視庁第二部長、福岡技師等打揃ふて、本所横川町七十番地なる貧民窟の実地探検に出かけたが、今その取調べの要領を聞くに、

此等貧民窟に於ける家主が家屋建築の目的は営利専門にて、小資を投じて赤貧者を相手に便利の貸屋を為し、利益を得んとするにありて、

家主の身分といえは所有者は本所花町十九番地平民木賃宿営業者にして、長屋内には別に差配人の如き者を置き日掛け、即ち家賃の集収其他の整理を為さしむ

建家の構造戸数は木造平屋瓦葺にて総建坪三十六坪六合余、中央に三尺の通路を設け、その突当りには大便所一箇所、入口の右方は炊事場、左方六畳敷の間は世話人の居室其他、通路の右側に九個、左側に八個の三畳敷の貸室あり、都合一棟に十八個の世帯を構成するものにて、現在居住人約六十人、此の建築費額は八百三十一円余、勿論所有者自己の所持金にあらで、他より借り入れたるものよし、家賃額は畳三畳敷一室にて月額二円十銭、毎日七銭の日掛けなれば、従來の貸屋に比すれば決して低廉ならざるも強て窮屈を忍ばば多数の家族を有するも、それがため増額せられるることなきを以て木賃宿の宿料は安し、而して此三畳敷一室に多きは六人の家族を有す

貸屋に居住せる者の意向を見るに居住者の便利とする処は畳建具其他不十分ながらも、炊事具の備付あれば引移り当日の如きも日掛七銭を入るれば敷金は勿論其他総ての雑費を要せざるが故に、至極簡便なりと雖も、彼等が不便なりといふを聞くに、共同生活の有様なれば、炊事場の狹隘なると、同器具の不足なるにより、毎日一定の時間内は非常に雑踏を極め、通路の如き僅かに三尺なるが故に往來の不便非常にして、実に困難なりといふ。されど彼等は固より其困難を家主に訴ふるが如きことは為さざるが如し。又彼等の生活の状況に至りては十中の八九は却て世人の想像するが如く自己の不幸を怨むなどの念なく、偶々余裕あれば飲み喰ひ、酔ふては眠り凡てを飽くほど酒食に費し去りて、意に介せざる者の如く、至つて楽天的のものなりとなむ。」

この居住者はおもつて未だ近代的無産労働者ではなく、人力車夫とか一銭商人また小職人と考えられ、前近代的都市下層収入者であるが、上掲からこの長屋の平面を画いて見ると、中央に3尺の中廊下をとつた長さ約10間巾約3間半の矩形平面となり、平面のみをとり上げると、むしろ洋風の影響さえうかがい得るのである。

それはさておき、以上のような現実に臨んでは、対策は法的制限を加える外はない。明治38年の建築雑誌 (No. 228) は、当時東京警視庁で調査・立案中であること、またその主眼は「ペスト等悪疫予防の為」で調査は特設した防疫評議会が行つたこと (同40年 No. 241) 等を報じている。そして明治40年3月1日にわが国はじめての「長屋構造制限令」が警視庁管下の東京府下一円に施行されることになつたのである<sup>19)</sup>。

その眼目は第3条にあつて下記の通りである。

- 第三条 長屋の構造は左の制限に従ふべし。但し土地の状況又は構造の方法に依り本条に依り難きときは予め所轄警察官署の認可を受くべし、
- 一、一棟の戸数は十二戸以内たるべきこと
  - 二、幅九尺以上の通路に面せしむること
  - 三、屋後及び側面には幅三尺以上の空地を存すること
  - 四、床下の地盤は前面の通路面より高からしむること

19) 建築雑誌, 明治40年, No. 242, 庁令全文収載。

- 五、敷地の土質不潔なときは更に盛土をなすこと
- 六、建物の土台下には支石を布置すること
- 七、床下の周囲には適當なる換気設備を為すこと
- 八、住屋の床は地盤上高さ一尺以上たらしむること
- 九、床板は容易に取外し得る様施工すること
- 十、住室の天井は床上高さ七尺以上たらしむること
- 十一、屋根には軒樋及豎樋を設くること
- 十二、一戸毎に出入口の外相当の換気採光設備を為すこと
- 十三、共同便所を設くるときは前面の軒下以外に於て少くも六戸に一箇所を設くること。但し共同便所には尿池を附設するを要す

衛生上特に必要と認むる場合は地域を指定し前項以外の制限を命ずることあるべし

そしてわれわれは、かえつてこの条文に当時の都市低額所得者の住居水準を推察することができるのである。

かかる制限法令は次いで明治42年に大阪府で施行され(建築雑誌, 40年, No. 273) やがて「各地方の状態により多少の取捨を為し」て全国的に押し広められることになった。(同43年, No. 281) が、その骨子は上掲東京警視庁令とほとんど変わらないものであつた。

そしてこれが現実に実効あつたことは、明治42年大阪北区大火復興の視察談(同明治43年 No. 280)。

「出来上りの手並を見るに、普通の長屋建ちは従来のに比すれば天井も高く普請の仕方も頗る器用に出来居れり、これは例の建築規則を改正して床下や天井の高さを一定の制限を附したること、四分の一以上の空地を置かしむることとなりし贖面の結果なるべし、随つて、家賃も従来に比すれば三四割方高価を唱へ居る模様なり。」

に明らかに見ることができよう。

その他明治年中の建築雑誌は、都市下層の住宅について、

明治42年には、東京市営で築港埋立地に家賃8~16円半の普通住宅207戸その他を建築する法案の通つたこと。(建築雑誌, 明治42年, No. 274)

明治43年には、硝子窓を備えた「西洋式貧民の長屋とも云ふ可き」下谷区入谷町千番館の竣工したこと。(同43年, No. 277)

明治44年には、東京市が「細民救助の一方法」として、浅草玉姫町の1530坪の敷地に総建坪330余坪の公設長屋7棟その他を建て、「構内には樹木を植え処々に瓦斯燈もあり、細民にとつては全く極楽のやうな貸屋」たること。(同44年, No. 299)

またその成績が良かったので、翌45年に東京市電気局が、「電車車掌・運転手・其他下級従業員」のために「生活を簡易ならしむると同時に、一方是等下級吏員の衛生状態を善良ならしめんとの方針」で計画が進められていること。(同45年, No. 301)

等を報じている外には、目につくこともない。

以上においてわれわれは、明治年中の都市下層住宅では、洋風化ないしその技術的居住水準の向上も、すべて上から「与えられて」はじめてあり、そして自らにおける住宅観=生活思

想の発展はほとんど見られなかつたことを知るのである。

ただ上掲中には、後に大正年間に大いに問題となる都市住宅の社会化の傾向が既に芽ぶきつつあることを見出すであろう。

### 明治時代の大邸宅<sup>20)</sup>

#### 明治時代大邸宅

次に眼を明治時代の大邸宅にうつす。われわれはここに、小住宅の場合とは比較にならぬ洋風化を見出す。そして結論的に住宅の洋風化は大邸宅を通じて行なわれたとして良いのである。その主宰者の多くは、宮家・公家・旧大名・また並んで、かつては下層武士や上層庶民からでて、維新の遂行に力あつた高級官僚また豪商であり、明治17年の制令により華族と化した人々であつた。そしてこの時代の大邸宅は、当時の資料としてもつとも重い建築雑誌に眼を通すと、約30件ほどを見出だすことができる。

このうち、建築雑誌発刊の明治20年より以前のもは、旧黒田侯邸・毛利侯邸また2,3の宮邸をあげ得るが、多くは回顧談中に触れられるもので、詳細は判明しない。

次に明治20年以降のもは、表<sup>21)</sup>にして示す。記事の精疎にかかわらず抜いたので、必ずしも明確なイメージを得ぬものも多い。

しかし通覧して第1に気附くのは、大邸宅の多くが明確に分離した和洋両居館の併立から成つている事実である。(第3表中、形式の欄に示す。記入ないものは和館部に触れていないもの。しかしその多くは和館部を有していたと想像し得る。)しかもそれぞれは建築様式的に大体純粋な姿を見せている。これは大邸宅としてまさに特殊な性格によると考えられるが、われわれはまず構成各部から眼を通してゆこう。(表中、資料所在欄の数字は建築雑誌の輯・号・頁を示す。※を附したものは資料が手下に欠けて当れなかつたもの。明工史建は明治工業史建築篇を示す)(第3表参照)

#### 大邸宅洋館部

まず洋館部に着目すると、その建築としてのあり方から、およそ次の3種に類別することができよう。すなわち、

1. 極初期の、洋館の珍らしさにひかれていたもの。建築様式的には未完成。
2. 建築様式を重視したもの。煉瓦造ないし石造2階建て以上。限られた最高級の邸宅。
3. 主として生活上の必要から求められ、木造平屋などで、親しみある洋館。比較的小規模のものが多い。

20) この項は拙稿「住宅史的に見たる明治期大邸宅」：北大工学部研究報告，No. 16，昭和32年6月刊によつてゐる。

21) 前註拙稿中の同表と多少の相異があるが、筆者の昔のメモによる前表をここに新しく当り直した為で、前の表には2,3の誤記があつた。廃棄することにする。

第3表 明治期大邸宅

名 称 (所在地)	形 式	判明部分	起工年月 竣工	構造・階数	様 式
渋 沢 邸 (兜 橋)		洋館部	20年頃		
山 田 伯 邸		洋館部			
神奈川県知事官舎 (横浜市伊勢町)		洋館部	23. 3.30 23. 9.26	木造2階建	
穂 積 氏 邸					
山 県 公 邸		洋館部	23. 1. 1 24. 1. 1		
伏 見 宮 邸		洋館部	23. 1. 1 24. 1. 1		
海軍大臣官邸 (日比谷)	和洋併立	洋館部	23. 1. 1 24. 1. 1	煉瓦2階建	フレンチ・ ルネッサンス
		和館部	同上	煉瓦2階建 (内部、純木 造和式構造)	
一 条 邸 (赤坂区福吉町)		洋館部	24. 5. 1 24. 1. 1	煉瓦2階建	
平 沼 氏 邸 (横浜市老松町)	和洋併立	洋館部	24. 7. 1 25. 1. 1	木造2階建	
鍋 島 侯 邸 (永田町)		洋館部	20. 9. 1 25. 7. 1	煉瓦3階建	
細 川 侯 邸		洋館部	25. 1. 1 26. 1. 1	煉瓦2階建	
岩 崎 別 邸 (深川)	和洋併立	洋館部	22. 1. 1 23. 1. 1	煉瓦2階建	
		和館部	19. 9. 1 26. 1. 1	平家建	
浅野総一郎邸 (芝区田町)	和 風		31. 1. 1 32. 1. 1	木 造	御殿造り
黒田長成侯新邸 (赤坂)	和 風		31. 1. 1 34. 1. 1		大名風

(明治20年以降のもの)

坪数	設計者	備考	資料所在	図の有無
	辰野金吾		2-20-141 4-41-43※ 25-292-270 4-43※	舞踏室窓掛之図 1
	渡辺譲		3-30※	平面図・立面図
(総建坪) 140坪8			5-50-43	平面図・建図
			3-29-90※	
	片山東熊		31-372-附8	外観写真1葉
	片山東熊		4-39-49※ 31-372-附8	外観写真1葉
200坪652	コンドル	建築雑誌 47-566-147 によれば 明治25年8月竣工	6-47※ 6-67-214 6-70-285 47-566-147	平面図・外観図
58坪3539		同上	6-70-285	
160坪	片山東熊		明工史建 p.746 31-372-附8 47-566-147	外観写真1葉
101坪77	高橋慶次郎		6-71-322	正面図1葉 平面図
(総建坪) 315坪	坂本復経	本建築の監督には辰野金吾、片 山東熊も関係せり	明工史建 p.745 3-29-90※ 5-59-267※ 47-566-147	
	片山東熊	建築雑誌 47-566-147 によれば 明治25年竣工	31-372-附8 47-566-147	外観写真1葉
(延坪) 141坪07	コンドル		明工史建 p.746 25-292-221 47-566-146	
786坪84	岡本春道		25-292-221	
400坪	伊東忠太		明工史建 p.747 24-281-243 25-292-220 14-166-337	接客部平面図1 外観写真1葉 内部写真3葉
	木子清敬 宗兵蔵	応接間のみ洋風 建築雑誌 47-576-1390 によれ ば設計者は織田仙吉	9-106-270 15-177-288	

名 称 (所在地)	形 式	判明部分	起工年月 竣工年月	構造・階 数	様 式
大 隈 伯 邸 (早 稲 田)	和洋併立	洋 館 部	34.12.- 35. 8.-	木造平家建	
住 友 別 邸 (須 摩)	洋 風		33. 7.- 36. 4.-	木造2階・土中室	コロニヤルスタイル
渡 辺 千 秋 邸 (高 輪)	和洋併立	洋 館 部	一.-.- 38.-.-		
		和 館 部	同 上		
松 方 侯 邸 (芝)	和洋併立	洋 館 部	一.-.- 38.11.-	煉 瓦	
		和 館 部			
前 田 侯 邸 (本郷区元富士町)		洋 館 部	36. 1.- 40. 5.-	煉瓦2階・地階	ルネツサンス
伊 藤 公 新 邸 (恩 賜 館)	和 風		40 年 頃	木 造	
三井八郎次郎男邸 (麻 布)	和洋併立	洋 館 部	35.-.- 41.-.-		
		和 館 部			
岩 崎 弥之助男邸 (高 輪)		洋 館 部	36.10.15 41. 2.-	煉 瓦	
北白川宮新御殿 (高 輪)	和洋併立	洋 館 部	一.-.- 42.-.-	煉瓦2階建	フレンチ ルネツサンス
		和 館 部	同 上	木造平家	御 所 風
三井八郎次郎邸 (赤坂氷川町)		和 館 部	32.-.- 42.-.-		
竹 田 宮 邸		洋 館 部	一.-.- 43.-.-		
岩 崎 邸 (品 川)	洋 風			石造2階建	
岩 崎 邸 (本 郷)	和洋併立	洋 館 部			
		和 館 部	明治末年		

坪数	設計者	備考	資料所在	図の有無
121坪21	保岡勝也		15-177-287 16-191-335 20-230-117	外観写真2葉 平面図
(総建坪) 146坪	野口孫一 日高 脩	建築雑誌 47-576-1374 によれば明治35年起工、竣工は同じ	17-199-369 47-576-1374	外観、内部写真 各2葉 平面図
	木子幸三郎		明工史建 p.746	
	木子清敬		同上	
	コンドル		47-576-1375	
170坪			24-281-243	
(総建坪) 214坪109	渡辺 譲		明工史建 p.747 22-263-465 47-576-1375	外観写真1葉 内部写真2葉
	伊藤満作	建築雑誌 22-253-34 によれば「明治41年1月5日新邸に移る」とあり	22-253-34	
	コンドル		24-281-243 25-292-221	
720坪			24-281-243 25-292-巻末	内部写真3葉 平面図1
(総建坪) 500坪	コンドル		22-256-186 47-576-1375	
200坪			26-302-94	
700坪			同上	
	木子清敬 (顧問)		16-182-70	
	片山東熊		31-372-附8	外観写真2葉
	コンドル		25-292-219	外観写真1葉
西洋館180坪 玉突場 60坪			24-281-243	
550坪			同上	

## 1. 極初期のもの

この代表例としては、赤坂黒田侯旧邸を代表例となし得よう。これは明治4年起工7年に竣工したもので、非常に早い実例である。その珍らしさによつて、竣工に際しては明治天皇も行幸しており、その後多くの華族達が参観している。

建築雑誌(明治32年, No. 150)は外観3葉室内1葉の写真のみを掲げ、平面に触れていない。その姿は2階建瓦葺(構造不詳、或いは木造か)で、軒先破風を支えるモザリオンを密に軒裏に並べ、切妻頂部に、棟飾と懸魚様の装飾を有し、札幌市に現存する初期洋風建築に良く似ている。改築に際してこの建物に触れた建築雑誌は、

「(極初期の) 珍建築にして、……其体裁何となく未だ全く欧風の趣味を咀嚼せざるが如き所あると同時に又無邪気愛すべき禪気と之に伴へる大胆鷹場なる手法とを存し、本邦建築歴史上の好標本となるものなり……」

と評している。写真によるとマントルピースを備えたその室内は、無飾のシックヒ仕上、装飾はシャンデリア釣元を中心とした円形メダルにレリーフあるのみで、札幌市豊平館(明治14年)室内に酷似している。

## 2. 様式的居館

様式的居館の代表例としては、片山博士設計の前田侯邸などが挙げられるであろう。これらは宮家邸・旧大名邸・大資本家邸等、極めて限られた数のものであるが、ヨーロッパ風大邸宅のわが国にそのまま移入されたものと考えることができ、住宅史的によりも、建築史的により意義を有するものと考えられる。

建設年代により、また設計者により、岩崎邸のヴェネチアンルネッサンス風、片山博士のフレンチルネッサンス風というように建築様式を異にしているが、その比較的純粋に様式的であることにはかわりがない。

今前田侯邸(明治40年)を例にとると、諸室配置は形のごとく、「1階は主として玄関・脱帽室・応接室・小客室・客室・食堂・配膳室及便所」その他、2階には「夫人室・婦人客室・書斎・図書室・寝室・化粧室・浴室・便所および従者室等にして、特に広間の一端に閑室」が設けられた。また半地下の地階には「喫煙室・転球室・厨房・庖丁詰所・食器洗場・皿置場・食料置場・石炭置場・取次人詰所・倉庫及温水機械室」等がとられ、自家用水道設備また米国製温水暖房設備を備えたのである。

また室内仕上げは

「玄関床は常陸産黒白寒水石を交へ隅切四半敷きとし昇降階段には同地産白寒水石を用ひ腰羽目には長押及幅木は秩父産蛇紋石を同鏡板は美濃産霞石を以てし周壁、化粧柱、柱台、柱頭及平壁の如きは総て福島産霞石其他壁龕左右化粧額縁、広間入口「アーチ」は孰れも階段石と同石にして同額鏡板は美濃産霞石とす又「アーチ」支柱の用石は腰羽目長押及幅木に同じ玄関及広間入口枠並腰唐戸は総て楓製仮漆塗りにして玄関唐戸には真鍮製唐草模様の彫刻物を又広間唐戸同欄間には草花模様の腐蝕玻璃板を嵌

入せり。広間は入口枠及唐戸とも桜製にして其鏡板は寄木張りとし周壁、化粧柱、裸柱、柱台及腰羽目は各々霰石又は蛇紋石を用ひ其柱間壁は淡紅色の漆喰塗にして天井は格天井白漆喰塗りとす煖炉前飾は美濃産の霞寒水石を用ひ脱帽室は建具松表にして総扉は「ステインド」玻璃板を装嵌し天井は白漆喰塗り周壁及床張りは広間に同じ云々」  
(建築雑誌, 明治 41 年, No. 263 巻末)

のごとく、これは内外の写真から見る事ができる。なおこの建物は延 204 坪 109, 建築費 19 万 5 千余円, 装飾費は家具費・食器費を含めて 11 万円許であつた。

上掲のような実例は渋沢邸でも岩崎邸でも住友邸にも一条公邸にも見る事ができるが、ここには略す。

しかしここで注意しておかなくてはならないのは、住宅設備の輸入がこれら高級の大邸宅を通して行なわれたことである。われわれは上例に温水煖房の輸入例を見たのだが、同じころの岩崎邸でも、わが国はじめての英国製真空掃除機の使用や、また英国製土耳其風呂の設備等を見いだすのである。つまりかかる新しい住宅設備も、建築様式の完璧とともに大邸宅を通じてわが国に輸入されたのであつた。

### 3. 親しみある洋館部

小規模の親しみある洋館部の例としては、たとえば早稲田大隈邸が上げられよう。これは木造平屋 121 坪 21, 軒高 18 尺 5 寸に過ぎぬものである。建築雑誌は次のように云う。

「今其構造を聞くに間柱定木柱見え隠れ何れも松材にて其内外両側に中貫を筋違に柱を欠き合せ、外部は瓦張りにし其上を漆喰塗りになせり。間内は総て松上小節を用ひ光沢消し「ペンキ」を塗り、天井は食堂と客室は木製他は漆喰塗りにして大なる中心飾りあり、尤も堅牢を主とし特に耐震防火の点に注意し、煖房の如きはすべて瓦斯ストーブを用う。間内各室の張付は白地に菱形の模様を附せるものにて同伯爵夫人の好みよりなり、又ストーブ前飾・窓掛・敷物等は加藤公明氏及同夫人の撰択にて注文せる由にて、内外部の「ペンキ」の色も伯爵夫人の好みによりたるものなり」

(建築雑誌, 明治 35 年, No. 191)

この平面は、書斎・主人及び夫人客間・客待・食堂・配膳室に過ぎぬが、南側にはヴェランダを有し、威儀をつくるわぬかわりに住み良さそうである。

なおこのような比較的簡単な室内装飾法については、すでに明治 25 年に建築雑誌上に見え (No. 71), またこのグループに属する洋館部は、ヨーロッパ系であるより主として米国風の系統を引くと考えられるのであるが、やがて、より縮少されつつ、同時に一般的なものとなつて、後の中流住宅の洋館部——実は 1, 2 の書斎・応接室のみのもの——に変形していつたとして良いであろう。

さて以上 3 種——初期のものを除くと 2 種——の洋風居館は、外観から見ても一応独立した邸宅であるが、多くは渡り廊下によつて、和風居館と連絡している。そして小規模のものでは、大隈邸のように、配膳室を有しても厨房を持たぬ例が多い。

この点について、小泉正太郎氏は「住宅平面の組成-1」<sup>22)</sup>のなかで、洋館部坪数48坪が、接客室・書斎・居間・寝室・食堂の5部を含む下限、書斎・接客室は34坪位から13坪位まで、それ以下では接客部のみとなることを述べている。ここで坪数の絶対値は、少数のまた偶然的に撰択された例が根拠となつているから意味が少ないとしても、性格的には首肯し得るので、上に見て来た洋館部の機能的意味は、先ず接客にあり、ついで主人の書斎等の公的生活部、食堂、最後に就寝にあつた、つまり洋館部は飽くまで晴の場であつた。そして真の家庭生活の根拠としては在来形式の和風居宅があつたのである。われわれは大邸宅洋館部があくまで附屬的部分に過ぎなかつたことを、強く注意しておく必要がある。

### 大邸宅和館部

洋館部が上述のように従屬的・附屬的性格が強かつたとすれば、生活の本拠としての和館部はいかなる形を示したであろうか。しかしこの点になると実例資料はあまりに少ない。前掲約30例ほどを通覧しても、紹介されているのはほとんど洋館部のみであり、和館部については触れられないのを通例としているからである。

しかし全くわからないわけでもない。前後の事情を参考し、また大正・昭和の例を加えて類推すれば、明治大邸宅の和館部は、前代大邸宅とほとんど変らぬものであつたと考えられるのである。

その理由の第1は、和館部記事の欠除である。若しこれが従来に例のない新形式のものであれば、いかに在来和風とはいえ、必ず何らかの紹介はなされる筈のものだからである。この点からほとんど前代大邸宅と変らぬものだつた事が考えられよう。第2に、規模の大である。先に掲げた諸例には旧大名も数多い。そして新らしく洋風部分が建築された時、旧来の邸宅は取りこわされたのであろうか。もとよりそのような例もあろうけれど、大くはそのままに残されたに違いない。住宅は安易に建て替えられるものではなく、まして大名邸とかそれに類する大邸宅となれば、その結構は軽々に廃棄すべきものではないからである。それゆえこの場合には、江戸時代の邸宅は(一部の模様替を受けたとしても)そのまま残されたと見て良い。

第3に、大邸宅が純和風で新築された場合、大名邸の様式が撰ばれているからである。この場合には、晴の場としての洋館部を持たぬため、他家のそれとの対抗上、一層格式的建築様式に心が配られたに違いはなからうけれど。たとえば32年黒田侯邸の新築について、建築雑誌はいう。

「然るに今度現侯爵は之を改築し、応接間のみ洋館とし他は皆古昔大名屋敷風に造り門の如きも乳首附長屋門に改めらるゝ由」(No. 16)

「新邸は総べて日本古来の様式にて毫も洋風になじまず而も客室等には椅子卓子を列ねて外人の接見にも差支ふることなく尙我が建築の特質を保有し実には和洋折衷の一新機軸として見るべきものなり。其

22) 小泉正太郎「住宅平面の組成-1」: 学会研究報告, No. 6, 昭和25年5月刊。

の室の名称は甲部即ち表向きにて広間・会食所・表座敷・二階小座敷・受付・車寄・応接室及び廊下・厠・内玄関及附属室・浴室・便所等四百四十二坪、乙部即ち奥向きにて居間・小座敷・書斎・浴室・厠・廊下・奥居間・化粧室・物置及び女中溜間等百八十坪五分外に夫人居間・息嬢居間及び役所・女中部屋及台処等なりと云ふ」(No. 177)

またほぼ同じ頃の浅野邸は「設計は大体御殿造となし客間・広間・応接所等は蒔絵を以て装飾を施す見込」(No. 166)等と述べられている。そしてまたわれわれは、町人出身の華族たる麻布三井邸の平面に、江戸時代なら大名にのみ許された格式高い「大広間」の構を、平面の要に見出すであろう。

第4に、大正・昭和の大邸宅の実例を比較的多く載せている「住宅建築図集」<sup>23)</sup>に見ても、その和館部の実例は極めて古めかしく、それから明治のそれはより古めかしいものであつたろうこと、つまり江戸時代とほとんど変らなかつたであろうことが推測できるのである。

そしてここにいう古めかしさとは、当然、格式・様式への志向を示すものであり、特に玄関の構え方、また大広間形式に見られる室の格式的階層構成に明らかにかがいでるのである。先に親しみ易い洋館部の例とした早稲田大隈邸でも和館部には大広間形式が見られ、当時における大邸宅和館部の様式尊重を推察することができるのである。

なお、かかる和風邸宅の前代との関係についてであるが、われわれは断絶の関係より連続の関係の方を多く見いだす。それは特に初期においてであつて、明治20年、木子氏が大学で日本建築を講ぜられてより、伊東博士・関野博士をはじめ日本建築はやがて学問的にもとり上げられるようになり、大名邸に関しても明治26年には建築雑誌(No. 87)上に論文が見える。また工人たる大工についても、大棟梁伊藤平左衛門氏の名は尊敬をもつて各所に語られ、また「老棟梁(大川氏)の造家談」(明治43年, No. 281)のように工人の談話の記録も見えるので、大邸宅和館部は、主としてかかる棟梁の手によつて建て進められたとして良いであろう。上掲中には大川氏の関係した和風大邸宅(ないし大邸宅和館部)の坪数・建築費が見えるのでここに掲げておこう。

田中子邸(目白)	350坪	8万円
松方侯邸(芝)	170坪	
浅野邸	400坪	
近藤邸(牛込)	300坪	庭共17万5千円
小池邸(市ヶ谷)	214坪	14万円
三井男邸(麻布)	720坪	35万5千円(坪500円)
岩崎邸(本郷)	550坪	地所洋館共120万円
早川邸(番町)	550坪	12万余円
長与邸(麻布)	150坪	

ちなみにいえば、これら大邸宅の建築費は大体坪当り4・500円前後、最小限150円と抑えられ

23) 「住宅建築図集」: 清水組, 昭和10年刊。

ており、「頃合ひの普請」として「広さ五十坪・坪二百円、一万円内外」位とここで述べているのは、明治末期における中流住宅の1つの標準と考えられよう。

### 建築様式の折衷

上には明治期大邸宅の主流をなす比較的純粋に様式的な洋館部・和館部について触れたのであるが、大邸宅では建築様式の折衷そのものを行つた例を見ることができる。そしてこれもおよそ3者に類別して考えることができよう。

その1は、極く初期のものでいまだ正統的な洋風建築を知らず、洋風を目指しつつも自ら折衷的ならざるを得なかつた実例である。その極初の例としては、たとえば文久元年(1861年)の頃品川五カ国公使館の資料中<sup>24)</sup>に見える英国ユーステンの住宅等を挙げることができよう。建築雑誌はその平面を掲げているが、外人の居宅としてイス座の床は「拭板」とあるけれども、平面形そのものは武家住宅の平面に酷似し、玄関部の実に奇妙なおさまりには、当時の苦心が見えておかし。

しかしかかる例での折衷は、求めずして生じたものであるから、除いて考えることもできる。

その2は、明治20年代以降の、和風を主として洋風の趣味を加えたものである。外観は従来の和風とほとんどかわりなく、軒下に木造の蛇腹を有する程度、室内手法もほとんど和風として良い。ただイス座として床の寄木張りには洋風の模様をあらわし、壁は布または紙を張つて大壁平坦にしつらえ、壁附の煖炉を備え、在来御殿風の格天井からはシャンデリアが下るといつたもので、まず宮城西溜間(明治22年)<sup>25)</sup>等で代表させることができよう。

また現存する一例に小樽金子邸(明治35年)を見ることができようが、これは多額納税議員だつた先代の建築になり、伝えによると内匠寮がかかわつたという。上述したような広間を和風邸宅に含んでいるが、金子邸でのこの部分は、丁度一般の大邸宅の洋館部に相当しており、他に純和風の表座敷および家族その他の居住部を備えている。上掲黒田邸・浅野邸の一部もこの例中に挙げられるかも知れない。

その3は、洋風建築を主としそれに和風の様式的要素を混じたものである。かかる実例は程度の多少を問題にしなければ、ごく少数の様式的洋館を除く他のすべてがこの範疇に入るかもしれない。たとえば楕形ペディメントの頂部に唐破風風の懸魚をつけたり、天井メダイヨンのレリーフに秋草をモチーフに用いたりするのは明治初期洋風建築の特徴的なあり方で、そ

24) 大島盈株「明治15年以前に於ける本邦洋風建築の沿革資料」：建築雑誌，明治39年，No. 230.

25) 明治工業史建築篇。

の1例は住宅ではないが、札幌豊平館(明治14年)に見ることができる。かえつてかかる折衷法に当時のわが国建築家は洋風建築日本化の道を探っていたと考えられる程なのである。

そしてこのもつとも極端なものを、われわれは建築家妻木頼黄博士の自邸に見いだすであろう。(建築雑誌, No. 277) これは階下5間階上4間の大邸宅とはいえないものだが、全体の外観はドイツ風のハーフティンバーで、スレートの屋根を葺き、塔を突出させた洋風形式である。しかしもつとも高い棟には棟飾として鴟尾様をおき、入口庇の曲線は唐破風様を示し、三角形の切妻部分には懸魚を掛け、上にドイツ農家風の千木を載せてあり、階上窓上欄間には花頭曲線を用いている等々であつて、評する言葉にくるしむ。しかしこれは建築家の自邸であればこそで、もともとより一般的なものとはなし得ない。しかし当時における折衷への志向をうかがうことはできるのである。

#### 明治期大邸宅の史的位置

上にわれわれは、大邸宅を構成する和洋2部について概観した。次にここでは、両者を一体として含む明治期大邸宅そのものに眼を向け、その住宅史的位置を問題にしたいと思う。

さて、明治大邸宅の前代江戸時代大邸宅からの発展を問題にする時、第1に洋風居館の附加に焦点が存するであろう。和館部にほとんど前進が認められないからである。それでは洋風居館附加の最大の意味はいずかに認められようか。もとより、わが国住宅にはじめて洋風建築様式が適用されたこと自身にも、大きな意味が存するであろう。しかし筆者は、住宅史的観点からする最大の意味は、「生活形の豊富化」の1点に集約されると規定したい。

そして「生活形の豊富化」とは、わが国が従来全く知らなかつた、暮らしの方法、その気分までが、明治大邸宅において試みられ、住生活がよりゆたかになつたことを意味している。

加えて、在来和風住宅が開放的かつ「夏向き」であつたのに比較して、新らしく附加された洋風居館は閉鎖的かつ「冬向き」の住宅形式であつた。そしてこの両者の対蹠的性格は、生活形豊富化のありようを、一層ゆたかなものにするのに力あつたのである。

すでに明治31年、北田九一氏は大邸宅の和洋2館併立を論じて、

「世に謂はゆる貴顕縉紳の邸宅なるものは、多く完全なる和洋の二館を備ふ。此故に各館互に固有の美を競ひ粧を網羅して更に遺憾なしとす。即ち寒威凜冽雪降るの日は、温暖春の如き洋館の妍辺に侍し酷熱肌を蕩らかすの夕は、閑雅清素の席上に座して涼風と親しむ。此に至りて住家の人生の快樂も又極まれりと云ふべし。」(建築雑誌, No. 144)

と述べている。これはひとり北田氏のみならず、当時の和洋併立の思想的根柢を代弁するものとしてよからう。そして両者の対蹠的性格は、当時にあつてもすでに明らかに認識されていたのである。

しかしながら、生活形の豊富化に大いに力あつた洋館附加も、大邸宅全体として眺められる時には、前代江戸期大邸宅の性格を大きく変えることにはあずからなかつた。つまり、江戸

期大邸宅の住宅観＝生活思想はそのまま生き続け、その中に、洋館附加そのものをも包摂したと考えることができるのである。

なぜならば、上にも触れたように、大邸宅における生活の本拠は、あくまで旧来の和風邸宅にあつて洋風居館に移つたのではなかつたし、同時にその洋館も、生活の必要からではなく——つまり機能志向に発するのではなく——その格式性・様式性をモメントとして、つまり様式志向に発して附加されたのだからである。

われわれは江戸時代の大邸宅が、表・中・奥というように書院(大広間)形式の結合で成立していたのを知っている。そして規模が小さくなれば構えの数は減り、格式が低くなれば形は崩れた。また格式が高く規模が大となれば、その逆が成立したのである。そして明治になつて新しく附加された洋館部も、実はその一構えに過ぎぬものであつた。欧化思想の色濃い時代に新しく輸入され、しかも欧米においても格式高い様式的居館が、在来和風の同様な一構えに代置されたに外ならないのである。

ここにはたしかに建築様式の変化はある。しかし、様式・格式を尊び、室空間の階層的構成を温存するところの封建時代的住宅観＝生活思想はほとんど変化してはいないのである。

それゆえわれわれは、明治大邸宅の前代からの発展を規定して、

1. 明治大邸宅は洋風建築技術また設備等を大規模に輸入し、わが国住宅洋風化の魁となつた。
2. それは特に生活形の豊富化において住宅史的意味を強く有する。
3. しかしながら、前代の封建時代的住宅観＝生活思想は前進を見せてはいない。

とすることができるのである。

明治時代は思想的にも技術的にも、わが国住宅史上の大変革期である。しかもかかわらず財力・規模のもつとも大きな大邸宅が、かかる些少の発展しかもためということには、あるいは疑点が存するかもしれない。しかしこの点こそ、すでに序章に触れたように、史上に見る大邸宅一般の特徴的性格であり、「現実的に必要とされる機能の充足された状態」つまり機能上の Wantless に原因する内的矛盾の欠除に発すると考えられる。が、これについては既に序章の末に触れたので、ここには略したい。

なお、ここに形成された大邸宅の新形式は、大正・昭和を通じてその後も大きな変化を見せない。もとより時代の進みにつれて、洋館部はより親しみあるハーフティンバースタイルとか、スパニッシュとかにスタイルを移し、和館部も漸く格式性を薄めてゆく傾向を示したのは事実とし得るが、それにしても大観すれば明治大邸宅の性格はそのまま昭和 10 年の頃まではほとんど変化しない。いな、格式性稀薄化の傾向さえ、かえつて中流住宅以下の時代的・社会的進歩を反映して進められたように考えられ、それ自身のうちに必然性を有したものではなかつたとすることができる。そしてかかる発展の少なさは、そのまま上掲大邸宅の史的性格に関する

る論理の正しさを証するものなのである。

### 中流住宅への影響

さて、明治大邸宅が、それ自身としては大きな発展を示さなかつたにせよ、ここに成立した和洋2館併立の形式は、その後より小規模の中流住宅以下に「大邸宅——理想の住宅——とは和洋の2館を備えるものだ」という住宅観を作り出すことによつて、大きく影響したと考えられる。もとより、大邸宅形式だけが中流住宅の洋室附加の原因とは考えられない。しかしながら、様式的たろうとも欲する中流住宅にとつて、大邸宅のありようは洋室附加の促進にまさに役立つたことは見逃すことはできないのである。

## 第3節 明治時代住宅改良の展開-1

### 技術的改良

#### 住宅の技術的改良

住宅の改良は、もとより截然と分離したものではないにせよ、物的・技術的な側面における改良と、思想的・精神的——特に生活思想の側面での改良ないし前進とに、大きく2分して考えることができる。そして前者は、多くの場合、自然科学的な根拠に立っているのだから、条件さえ許せば一般社会に直ちに反映してゆきやすい<sup>1)</sup>。また、その性質上、住宅様式(また住宅階層)の差を越えて、一般的・同時代的に進められてゆく。それゆえここではまず技術的改良から眼を通してゆくことにする。

そして明治時代の住宅改良の場合、技術的改良はやはり洋風技術の流入によつて開始された。しかもその改良は、第一に災害防止を大きな根拠としていたのである。たとえば、わが国建築技術書の極めて早い1例である、明治5年暮れに刊行された「西洋家作雛形」<sup>2)</sup>の序は次のようにいう。

「東京火災ノ甚シキハ其因三アリ一ハ都会繁華ニシテ火ヲ用ユル度ナキナリ一ハ土地曠漠ニシテ風ヲ受クル激シキナリ一ハ人戸衆多ニシテ材ヲ取ル事粗糲ナルナリ昔人防禦ノ術ナキヲ苦ンテ之ヲ全盛世間繁華地ノ事奈何スヘキナシトセリ今茲壬申仲春ノ災其慘極マル官之ヲ憫ンテ救恤ノ典ヲ舉行ヒ且後災ヲ慮カリ大ニ家屋ノ制ヲ変革シ一ニ洋式ニ倣フ<sup>3)</sup>ソレ洋人ノ家室ヲ築造スルヤ素ヨリ美麗ヲム子トスルニアラス専ラ火災防禦ヲ主トスルナリ故ニ自ラ失火スル事ナケレハ他ノ延焼累焚ノ患ナシ今官ヨリ令シテ其方法ニ倣ハシムレハ祝融風伯寇スルト雖トモ連街比屋一時焦土ノ慘ナカルヘシ其仁豈大ナラスヤ偶々英人余ニ贈ルニ小冊子ヲ以テシ謂テ白君之ヲ訳伝セハ即今築造経営ノ一助トナルヘシ既ニ都下民庶此方法ニ因テ火災ヲ免スルハ僻邑避障ト雖トモ必ス伝ヘテ之ニ倣ハン僻邑避障之ニ因テ火災ヲ免スルニ至テハ則チ君ノ世ニ徳スル亦大ナリ審ニ即今都築造経営ノ一助タルノミナラスシテ此小冊子モ亦榮ト云ヘシ云々」

1) 拙稿「方法論的序章」中「住宅観——生活思想」の項参照。

2) 村田文夫・山田貢一郎訳「西洋家作雛形」：明治5年東京玉山堂刊4冊本、国会図書館上野図書館蔵。なお原著は「英國大工頭シー・ブリュース・アルレン氏の著作にしてジョン・ウキール氏之を増補したるもの」1870年刊という。

3) 銀座煉瓦地のこと。

そしてわれわれが見出だす技術的改良の実際も、主として家屋構造の耐火・耐震という災害防止関係と、屋内気候ないし環境衛生の分野から進められていつたのである。そしてその内容は明治時代ではいまだ定性的把握の域を越えないものであつた。

また技術的改良の一般社会への浸透の年代は、大体明治30年以降として良いのではなからうか。後に見るように学会誌上において一般的住宅改良が問題に上るのは主として明治30年以降であり、また筆者の目を通し得た上野図書館所蔵の明治建築文献、大工書も含めて約35種のうち<sup>4)</sup>、もつとも早いものが上掲「西洋家作雛形」(明治5年)であり、他に16年の大工書2種を除けば以下すべては30年以降の刊行にかかわるものだからである。もとより上野図書館の所蔵は刊本の一斑に過ぎぬにせよ、傾向を推すことができよう。

### 家屋構造一般の改良

さて、洋風建築技術の輸入が住宅構造の改良を目指していたにせよ、洋風組積造と在来木構造、また同じ木造でも洋風大壁造と和風真壁造とのギャップは、簡単に飛躍できるものではなかつた。そして、その後三代にわたつて経済的条件から組積造は住宅にはほとんど使用されず、木造にしても洋風大壁と和風真壁の構造法の差はこの度の大战まで一般的には融合し得ず小屋組等の部分的構造を除けば別々に存在し続けてきた。それゆえ、ごく一般的には和風住宅構造に関しては洋風建築技術は直接大きな影響を与えなかつたとする事ができる。しかし全く影響しなかつたのではない。たとえば、筆者の目に触れたもつとも早い一般向住宅改良書「通俗家屋改良建築法」<sup>5)</sup>(明治35年刊)によれば、構造上の主要な改良として次の諸点を挙げている。

#### 1. 基 礎

構造に就て、家屋の堅牢を計らんと欲せば、先づ地形を改良せざるべからず我国従來の地形は、柱の下へ小石を積み、突堅むるものにて、甚だ不完全なる方法なり、普通小家屋にても、地形はコンクリートを用ふるを良とす、コンクリートは砂、砂利、セメントを石灰に代るも可なり、混和し練り合せたるものにて、其大きさは、家屋の輕重にもよると雖も、普通は方二尺以下厚さは一尺より薄からず、又軟弱なる土地なれば、抗打地形となし、其上に煉瓦石を五六段より拾段位を積み、杓石を据るか又は地盤上煉瓦積なれば、三四段石材なれば五六寸高く、土台の下迄、全体に連続せしめて用ふれば土台の腐朽を防ぐの効あり。

#### 2. 土 台

土台は家屋の外側、又は内部の間仕切に論なく柱の在る所は総て之を連続せしむるを要す、或る部分の柱は土台を用い、或る部分の柱は土台を用いず、直接に石の上に建る如きは、よろしからず。

#### 3. 軸 部

我国家屋の柱は、従來過小に失す、材料の如何に拘らず、正四寸角以内のものは柱に適せず強度も強からざれば、是等は第一着に改良すべし、柱を大ならしむれば、従つて各部の寸面は増大し従つて強さを増加するものなり、従來新築の家屋なりとも一年を出ざるに、己に軒傾き戸障子の建付は隙間を生ずる如きは元來地形

4) 項末附録「明治建築文献一斑」参照。

5) 工学士真水英夫校閲・井上繁次郎著「通俗家屋改良建築法」: 博文館, 明治35年刊。

の不完全と柱の過小に失するが主なる原因なりとす、而して従来我国の構造に於ける柱は、横繫きは不完全ながら、通し貫其他の用材によりて、多少力を得ると雖も、上部下部に至りては、全く僅かに柱杓を嵌込みとせしに過ぎざれば一朝震災等に遭遇すれば、縦の繫きに乏しきがため、著しく弱点となる故に鉄物或はボルトを以て土台と柱、及上部は桁と柱を、繫ぎ堅固にすべし、然らざれば、堅き木材にて栓を打込むも多少効力あるべし。

#### 4. 足 堅

家屋の柱に足堅を用ゐることは、基礎上有効なりと云ふ、若し是を用ひざる場合に於ては床の根太掛を兼用して、外側及間仕切等の柱に悉く敷居木の如き材料を以て、両側より柱を狭み、鉄ボルトにて締付るは有効なりとす。

#### 5. 筋 違

家屋の外側及間仕切に論なく、壁の部分は柱と柱の中間へ、筋違木を容るゝを要す、然れども外側は壁と外部の下見の間に、余地あるを以て、筋違木を容るゝは容易なれど内部の間仕切に至りては、両面より壁を塗るものなるが故に、筋違木の切込みに困難なることあり、此等の場合に於ては筋違木を充分に切込、通し貫を切放して筋違木へ切付となすを良とす、或は通し貫の中間に筋違木を切込むも又可なり。

#### 6. 小 屋 組

小屋組は西洋小屋に改良すべし、従来日本風の小屋組は、材料の置重ねを以て構成し、理論に適せざる脆弱の組方なり、西洋小屋は日本小屋の組方に比すれば材料の多分を要するため、普通小家屋にては之を用ひること少し、余は先年是等に就て用材の数量を比較調査せしことあり、其結果を見るに日本小屋の用材量を一位とし、西洋小屋の用材を増加すること、或るものは凡そ一、三九より、梁間の大小により一、七八迄なり、其多きものと雖も割合を増すこと、八割弱なり、尤も是等は忽て正角の材料を使用する計算なれば構造如何によりて尙少数にて足るべしと信ず。

#### 7. 仕 口

日本建築の継手及仕口は概して精工緻密に過ぐる嫌ありて、ために柱、其他の用材を脆弱ならしむる傾きあり、是等は宜しく用材の目的を考へ斟酌すべきものなり。

われわれはこの中、洋風技術の影響を、基礎・小屋組・鉄物の使用等に見るのだが、やはり部分的改良を出でず、また構造改良の眼目は耐震にあるのを見いだすのである。

### 耐震構造の發展

そしてこの対震災の問題は、わが国建築構造發展の最大のモメントであつた。洋風建築技術が舶載されて以来、はじめは移入に急でこの問題が忘れられていた。しかし明治17年の横浜地震では煉瓦造煙突の被害がはなはだしく、同年日本地震学会が創立され、やがて明治24年10月の濃尾大震災後、文部省に震災予防調査会が発足し、関東大震火災の後、大正15年地震研究所が設立されるのだが、建築学の分野もその大きな一翼を担つて、建築雑誌上には、発刊以来耐震構造の問題を常に見いだすことができる。

特に住宅改良にかかわつて木造建築を問題にすると、その耐震的改良の第1は、上掲中にも明らかなように、筋違の使用である。筋違は早く江戸時代以前からわが国でも用いていた

が<sup>6)</sup>、明治24年濃尾大震災の後、あらためてその効力が見直されたのであつた<sup>7)</sup>。

またこの地震に際して、米國建築師伊藤為吉氏は木造軸部の接合に、「新発明」の建築金物の使用を学会誌に掲げる<sup>8)</sup>のだが、氏の指摘した「従来家屋ノ欠点」

- 一、日本家屋ハ屋根ノ重量ヲ以テ圧抑シ其位置ニ在ラシムルノ構造ナレバ之ニ反対ノ方向ヨリ襲来ル外力ノ強大ナルモノニ会ヘバ顛倒ヲ免カレ難シ
- 二、日本家屋ノ構造ハ集合力ヲ利用セズシテ各材孤立ノ有様ナリ故ニ相支持スルノ力ニ乏シクシテ破壊シ易シ
- 三、日本家屋ノ構造ハ只仕口手際ノ宜シキヲ貴シテ他方ヨリ受クル力ニ就テハ少シモ慮ラズ故ニ薄弱ナルヲ免カレ難シ
- 四、日本家屋ノ柱材ハ之ニ他材ヲ取附クル為メニ甚タ複雑ナル杢孔ヲ穿テ切り欠キヲナス故ニ其彈力ヲ損耗シ曲折シ易シ
- 五、杢ヲ以テ移動ヲ防キ又重量ヲ支フル事ハ家屋全軀ノ強力ヲ弱ムルモノニシテ摧折シ易キヲ以テ不完全ナル構造トス
- 六、日本家屋ノ骨材トモ云フバキモノハ貫及ビ貫ヲ柱ニ固着セシムル楔トス故ニ若シ貫ノ腐朽スルカ或ハ楔ノ緩ム等ノ事アルトキハ僅ニ人ノ起居歩行スルニ於テモ全家ニ微動ヲ感ズルナリ斯ル場合ニ至リテハ只屋根ノ重量ガ全家屋ノ中心ヲ保チ柱ヲシテ均一ニ支ヘシメ居ルニ過ギザレバ一個所ニ僅カナル外力ノ衝動ヲ受クルモ転倒破壊スル事アルナリ
- 七、瓦葺屋根ハ其家屋ノ中心点ノ高キニ失スルガ故ニ日本ノ如キ地震國ニハ不適當ノモノトス其例ヲ挙グレバ彼時計ノ揺錘ノ僅カナル力ノ為メニ其動揺ヲ保ツハ唯其垂下シタル重量ニ受ケタル原力ヲ失ハサルニ因ルモノトス之レ日本家屋ノ一度振動ヲ受クルニ於テハ容易ニ止マル事ナキノ理由ヲ明々ニ了知シ得ルナリ

には、すでに在来木造家屋の地震に対する弱点が定性的には把握されているのを見いだすであらう。

その後も、庄内地方の地震(明治28年)、岩手・秋田の地震(明治29年)、江濃大震災(明治42年)等の度毎に耐震構法は反省されつつ進み、そして大正年代に入るや4・5年にわたつて佐野利器博士が従前の諸説を綜合され、「家屋耐震構造要梗」<sup>9)</sup>を發表される。そしてその第6「木造」の第58~73項は、すでに単なる定性的把握を越えて当時の科学水準を背景にした耐震構造の教条を形成したのである。

それゆえわれわれは、中廊下形住宅様式が成立する大正の初年においては、かかる木造住宅に関する限り、耐震的問題は一応克服されていたとして良いであらう。

6) 大熊喜邦「地震の間と耐震構造に対する觀念」：建築雑誌，大正4年，No. 345。

7) この地震は諸種の面でわが國耐震構造の發展をうながしている。なお、コンドル博士「各種建物ニ関シ近來ノ地震ノ結果」：建築雑誌，明治25年，No. 63, 64, 65は当時の洋風建築技術と耐震構造との關係を良く示す重い資料だが、住宅に直接關係がないので略す。

8) 伊藤為吉「安全建築鉄具ノ發明ニツキ」：建築雑誌，明治25年，No. 65。

9) 建築雑誌，大正4年，No. 341, 343, 344。  
建築雑誌，大正5年，No. 353, 355, 357, 358。

## 耐火構造の問題

一方、対火災の問題は、これこそ震災に際しても被害を漠大ならしめる最大の要因であるにもかかわらず、耐震構造の発展に比較すればほとんど進歩しなかつたとして良い。その原因は、この改良が技術の問題であるより経済の問題だからである。

学会も創立以来対火災を忘れてはいない。建築雑誌は常に大火災の報告を載せ、また年中の火災統計を掲げてその関心を示している。しかし都市住宅の大部分が可燃の木造である以上結論的には完全な耐火構造は望むべくもなかつた。そして、都市計画的に防火地帯を設けるとか法規的に隣棟間隔制限を行うというような消極策から一歩も出ることができなかつたのである。

その早い例としては、明治5年の前掲銀座煉瓦地の建設、また明治31年の根室町の防火改修計画<sup>10)</sup>——これは同町梅ヶ枝町・花咲通の左右両側6町120戸を間口6間奥行5間2階建の「火防煉瓦屋」とするもので、その予算20万円であつた——等が上げられる。また法規的制限としては、先に触れた明治42年の大阪市建築規則第45条では「隣棟間隔2尺以内」の軒・蝮羽・庇は「防火材料」で構造または被覆することを命じて居り、その他煙突に関する規定等を見ることができる。

そして大正年代に入つても、7年、学会が部分的な「準耐火構造法」の発明を懸賞競技によつて求めてさえいるのを見いだすであろう<sup>11)</sup>。そして大正9年12月1日より施行されたいわゆる「市街地建築物法」にはじめて「防火地区」が章として独立したのであつた。

## 環境衛生的改良

住宅の技術的改良に関わつて、上述の構造的改良と並んで比較的に重いものは環境衛生の側面である。そして割合に早い時代から問題になつているのを見出すのである。しかし明治年中の住宅改良に関して、特に問題に上るほどのものは、通風(換気)・採光・燠房くらいであつて、後に触れるようにその内容も極めて素朴な水準をでていない。

当時その根拠となつた学問的水準にしても、いずれも発生的段階にあり、詳細に触れることは不要であろう。項末に明治建築雑誌中の関係論文目録を掲げて略したい。

ただ一般論としてわれわれがはじめに見出すすぐれた議論は、明治26年鷗外森林太郎が造家学会でおこなつた「造家衛生の要旨」<sup>12)</sup>なる講演であつた。博士は、はじめ建築芸術論について述べる。そして演題そのものについては、大都会における空気・水の汚損のこと。建築法規的制限の必要なこと。都市住民構成のこと。都市死亡率のこと。市街地建築物の軒高と採光・通風のこと。住宅配置のこと。天井高のこと。煉瓦造家屋の湿り具合のこと。等多岐に

10) 建築雑誌, 明治31年, No. 134.

11) 建築雑誌, 大正8年, No. 392, 第3章に掲げる。

12) 建築雑誌, 明治26年, No. 76.

わたっているが、何れも自然科学者らしく数字を挙げて述べているのを見いだす。またこれに関連して、翌号の建築雑誌には、鷗外を補佐して壁湿の実験をおこなった軍医小池正直氏の「本邦家屋衛生上の研究」——特に紙障子の透気と採光についての科学的な論文を見出だすであろう。われわれは原論的な問題が医家によつてまず進められたのを知るのである。

また暖房の問題に関して、自然科学的な実験および数値を掲げた論文が学会誌上に掲載されるのは、明治42年、前田松韻博士の「日本家屋の防寒法に就て」等をはじめとしている<sup>13)</sup>。論中博士は各種壁体の熱伝導率の実験値を提出され、計算によつてストーブの表面積算出を試みられるのだが、和風住宅の大きな空隙を考慮して熱損失は計算値の2倍と想定する。そして計算例として大徳寺孤蓬庵が撰ばれ、中央に石炭ストーブを据えた図が掲げられているのは現在から見ると微笑を誘われる。

なお明治年中の暖房法としては、上掲のごとき石炭ストーブ、石油・ガスストーブ、洋風住宅における暖炉、明治9年の実験的洋風屯田兵屋に用いられたペチカ等が考えられるが、当時一般の都市住宅の暖房法は結局在来の木炭火鉢を出なかつたと考えて良い。なぜなら次章に説くように、大正年間の住宅改良＝洋風化に際して、この暖房の問題が非常に重い論拠になるからである。

また関連して、明治年中では冬期の太陽光線利用が余り考えられていないが、これは当時の板硝子の普及程度の低さに関係があるかも知れない。「明治事物起原」は明治5・6年頃には硝子障子が「追々流行」したことを述べているが、その硝子は障子の一部に嵌められた外を見るための窓のようなものと考えられる。またわが国硝子製造工業に関しては、「明治工業史化学工業篇」が詳しいが、板硝子に関する限り明治年中はほとんど輸入に俟つ状態だったのである。建築雑誌中にも、明治45年の東京大博覧会に使用する板硝子の国産は期待し兼ねる記事が見えているのである<sup>14)</sup>。

さて以上のような原論的問題は、当時の一般向住宅改良書ではどのようにとり上げられたであろうか。

前掲明治35年刊「通俗家屋改良建築法」では、その六「室内空気流通の事」には建築雑誌No. 78 (明治26年) の「衛生工学摘要」(小池軍医) から、「室容積住居用では1人につき600立方尺」以下を掲げ6帖・8帖は2人が限度であることを述べ、またその七、「光線の事」でも上掲論中からの表を引いて述べている程度である。

13) 建築雑誌, 明治41年, No. 260.

なお保岡勝也「室内の採温及び換気」: 建築雑誌, 明治38・9年も、海外書を基礎にすると考えられるが、体系的に表題について述べた大きな論文である。

14) 建築雑誌, 明治41年, No. 260.

15) 工学士駒杵勤治著・越本長三郎編「和洋住宅建築学」上・下: 須原屋, 明治39年刊, 国会図書館上野図書館蔵。

また明治39年刊の「和洋住宅建築学」<sup>15)</sup>ではその上巻の第4章「設計の注意」中第7節「適當なる日光の射入及び新鮮なる空氣の流通を計ること」中に、日光に関して、廊下を越えて入るのは面白くない。但し前が椽側なら良いこと。窓に関しては、室の長辺又は2辺に欲しいこと。「但し寢室・台所等比較的次要ならざる室はこの限りにあらず。」また窓面積は、室の80~90立方尺に対して1尺平方が標準たること。換気法に関しては、自然換気法・人工換気法があること等を述べるのみである。

それゆえわれわれは明治年中の住宅改良にかかわる環境衛生的改良は、一般的に見て極めて初歩的なものと考えることができるのである。

### 附録-1 明治建築関係文献一斑

史的研究においてもつとも重要な資料はいうまでもなくその時代の史料である。本章、明治時代の住宅関係で筆者が使用し得た同時代資料の中もつとも重いものは、明治20年1月創刊の「建築雑誌」であり、これは単に住宅関係だけではなく明治年中建築史資料中もつとも重要なものであることはいうまでもない。

またかゝる月刊の資料としては、「建築世界」(明治39年7月創刊)「建築画報」がおくれて存するが、筆者は参照し得なかつた。

また明治年中の単行建築関係文献も重い資料である。しかしそのすべてを網羅することは、現在ほど不可能といえよう。筆者の参照し得たのは下記上野図書館所蔵(内1冊自蔵)の約35種である。(筆写本等は除いた)

これによれば、明治30年前の刊行にかゝわるものはわずかに3種、しかもそのうち2冊は大工書である。上野図書館がすべての建築関係文献を所蔵しているわけではないから確言はなし得ぬにせよ、この刊行年月から明治時代の建築関係図書も多くは明治30年以降であるという大勢を知ることができる。

上野図書館所収明治建築関係文献目録

刊行年月	題名	著者	備考
明治5年	西洋家作雛形集 4冊本	アルレン 著 村田文夫 訳	和装
// 16年	大工新雛形	安藤喜助	和装, 大阪
// //	当世匠家雛形 6冊本	平原助次	和装, 福岡
// 30年	木造洋館雛形集 上・下	吉原米次郎	図ノミ
// //	新撰大匠雛形大全 6冊	石井卯三郎 石泉幸次郎	和装, 大阪
// 31年	日本建築雛形集	高橋仁太	和装
// 32年	建築図 1		図ノミ
// 33年	建築図彙		
// //	実用建築便覧	ハースト原著 竹貫直次編	
// //	木造洋館詳細雛形集	三橋四郎	
// 34年	ハースト氏建築必携	今井殿三郎	欠
// //	建築図 2		図・写真ノミ
// 35年	通俗家屋改良建築法	井上繁次郎	
// 37年	山口博士建築図集		
// //	日本家屋構造 2冊本	斎藤兵次郎	自蔵
// 38年	和洋建築工事仕様設計実例	田中豊太郎	
// 39年	新撰便利匠家必携	菅原春広	

刊行年月	題 名	著 者	備 考
明治 39 年	簡易洋風建築術 上・下	森 友 吉	鶴飼氏旧姓越本
〃 〃	和洋住宅建築学 上・下	駒 杵 勤 治著 越 本 長三郎編	
〃 40 年	日本建築図集 1. 2	木 子 幸 三 郎	
〃 〃	和洋改良大建築学 上・下	三 橋 四 郎	
〃 〃	和洋住宅間取実例図集	鶴 飼 長 三 郎	
〃 41 年	和洋建築製図手本	東京高専建築科	
〃 〃	日本家屋間取雛形集 1. 2	建築学研究会編	
〃 42 年	建築設計便覧	近 藤 胤 一	
〃 〃	西洋建築実地尺度図解	前 川 光 太 郎	
〃 43 年	和洋住宅建築図集	吉 原 米 次 郎 編	
〃 44 年	建築設計図集	小 野 武 雄	
〃 〃	建築図案集	建築世界社編	
〃 45 年	日本家具図案と製作法	宮 本 忠 平	
〃 〃	新築施工・家屋類纂	保 岡 勝 也	
〃 〃	日本座敷の飾り方	杉 本 文 太 郎	
〃 〃	日本住宅室内飾り道具図解		
〃 〃	日本住宅写真図	森 友 吉	

また、建築雑誌 No. 79 (明治 26 年) は、当時「建築書院」で売捌いていた「邦文建築書」として、下記のもの掲げている。

建築書院刊建築関係文献 (明治 26 年以前)

題 名	著 者
建築学講義録	工学士 滝 大 吉
建築学階梯 全 四 冊	工学士 中村達太郎編
配景図法 全 一 冊	同 上 編
欧米建築 全 一 冊	工学士 久留正道閣・造家学会々員 下田菊太郎著
日本建築構造改良法 全 一 冊	米国建築師造家学会々員 伊 藤 為 吉著
建築学提要 全 一 冊	工学士 中村達太郎校・陸軍属 千葉末吉著
地震家屋 全 一 冊	建築師 佐 藤 勇 造著
模氏掌中工学公式 全 二 冊	理学士 原 竜太閣・甘利 忠, 田代哲太郎共訳
セメント試験法 全 一 冊	工學博士 石 橋 絢 彦著
掘割盛土々坪表 全 一 冊	同 上 著
欧米築路法 全 一 冊	工學博士 石橋絢彦校・中村敬之助訳
工師必携材力便覧 全 一 冊	立 岩 芳 太 郎 訳纂
曲線測量法 全 一 冊	門 田 平 三 訳述
土木学講義録	工學博士 石 橋 絢 彦 講述
工談雜誌	工 談 会 發 行
電話必携 全 一 冊	加藤木重教君訳
マハン氏土木学 全 二 冊	理学士 大森俊次・原 竜太訳
ランキン氏土木学 全 二 冊	水 野 行 敏 訳

この17種のうち、大半は技術書であつて、当時のわが国の建築学が技術的輸入に最大の力をかけていたこと。またいまだ住宅改良が問題になつていないことを推察することができるのである。

## 附録-2 明治建築雑誌中衛生関係論文目録

明治年中の建築学中建築計画にかゝつて、衛生関係論文の目録を下に掲げる。その表題および論者により、当時の方向ないし水準をおぼろげながら推察し得よう。表は昭和11年学会刊行の「建築雑誌総目録」に手を入れて作製した。

### 1. 光

#### 日 照

日時計の製作に就て	野 迷 爺	明治 37 年, No. 206, 207
採光及び照明		
光線論 (抄訳) カーター	中 村 達 太 郎	〃 21 年, No. 19, 24 〃 22 年, No. 25 〃 22 年, No. 25
維納府バルグ劇場の電気燈		〃 22 年, No. 25
光 量 (問)	湯 島 漁 夫	〃 28 年, No. 99
ランプ及び厨房用燧炬		〃 30 年, No. 129
室内の採光に就て	保 岡 勝 也	〃 36 年, No. 195
硝子造の家屋	○ △ 生	〃 38 年, No. 224
電燈及び白熱瓦斯の室内点燈に就て (訳)	R. K. 生	〃 38 年, No. 228
燈火料の比較 (抄訳)	大 熊 喜 邦	〃 43 年, No. 287

### 2. 熱 及 び 湿 気

#### 暖房, 冷房及び空気調節

暖房及び換気法 (抄訳) アワホームス	滝 大 吉	明治 20 年, No. 5
饗宴所等暖室法配置及び暖室機 (附図)		〃 20 年, No. 11
湿 気 止 (問)	富 士 見 散 士	〃 22 年, No. 32
〃 (答)	F. Z 居 士	〃 23 年, No. 39
室内採温法	T. N.	〃 22 年, No. 35 〃 23 年, No. 39, 41, 42
暖室の温度に就て	中 村 達 太 郎	〃 24 年, No. 56
温水並びに蒸気暖房法の原理 (抄訳)	井 口 在 屋 蘆 原 兵 次 郎	〃 25 年, No. 71
温室器に就て	真 野 文 二	〃 27 年, No. 86
暖室及び換気に就て火覆の実験		〃 28 年, No. 108
ランプ及び厨房用燧炬		〃 30 年, No. 129
無心厨房用燧炬		〃 30 年, No. 129
米国住宅採温の有様	滋 賀 重 列	〃 32 年, No. 146
暖房法と空気		〃 34 年, No. 169
温度調整法に就て	真 野 文 二	〃 34 年, No. 172
室内の採温及び換気	保 岡 勝 也	〃 38 年, No. 226, 227 228 〃 39 年, No. 233, 239
日本家屋の防寒法に就て	前 田 松 韻	〃 42 年, No. 270

## 3. 音

## 建築音響学

音響のためには如何なる

格好の部屋を最上とするか (問)

音 響 生

明治 27 年, No. 94

音響に関して室内の形状 (答)

反 響 生

〃 27 年, No. 95

建築と音響との関係

T. N. 生

〃 34 年, No. 177

〃 35 年, No. 191, 192

建築と音響との関係

K. Y.

〃 36 年, No. 193, 194

196, 199

音響堂の音響欠点を除去せる実験

武 田 五 一

〃 43 年, No. 283

## 4. 空

気

温気暖室法

中 村 達 太 郎

明治 20 年, No. 11

換 気 孔 (問)

富 士 見 散 士

〃 22 年, No. 29

〃 (答)

〃 22 年, No. 30

換 気 実 験

坪 井 次 郎

〃 23 年, No. 39

日本作病室換気量

〃

〃 23 年, No. 45

劇場空気試験成績

松 本 重 遠

〃 24 年, No. 51

小学校換気法の一斑

田 中 豊 輔

〃 25 年, No. 66

府下六劇場空気試験

細 井 脩 吾

〃 25 年, No. 66

金庫室換気法 (問)

土 中 生

〃 28 年, No. 97

〃 (答)

出 入 生

〃 28 年, No. 98

集合室換気法 (問)

光 景 生

〃 28 年, No. 97

〃 (答)

原 田 生

〃 28 年, No. 98

## 5. 生理, 衛生及び能率

家屋構造と衛生

清 水 釘 吉

明治 25 年, No. 68

造家衛生の要旨

森 林 太 郎

〃 26 年, No. 76

本邦家屋衛生上の研究

〃 26 年, No. 77

衛生工学摘要

童 水 生

〃 26 年, No. 78, 80

萬園衛生年鑑

〃 26 年, No. 80

新築の家屋と脚気病との関係

〃 26 年, No. 80

学校衛生の現況

〃 26 年, No. 80

家 屋 衛 生

小 池 正 直

〃 27 年, No. 88

肺病と家屋との関係 (訳)

加 藤 直 之

〃 34 年, No. 178

独逸に於ける学校衛生に関する概要 (抄訳)

滋 賀 重 列

〃 37 年, No. 212

家具附属品の配置につきて

黙 々 士

〃 37 年, No. 214

## 第 4 節 明治時代住宅改良の展開-2

## 中流住宅の改良

## 中流住宅改良の開始

## 中流住宅問題の発生

次に筆者は明治時代の都市独立住宅、特にいわゆる中流の住宅を主な対象として、中廊下

形住宅様式の住宅観＝生活思想が作り上げられてゆく過程を、やや詳細に資料に当たって、追ってゆきたいと思う。

さて明治時代になつてかかる中流住宅の問題が発生するのは、先にも触れたように、日清戦争の後、およそ明治30年の当時からである。われわれはこの頃から建築雑誌中に、中流住宅に関する問題があらわれはじめるのを見いだすであろう。また単に建築界ばかりではなく、一般の社会でも中流の住宅に関する論議が抬頭するのを見るのである。

当時のわが国は、資本主義の上昇初期に当り、特に綿糸紡績等の軽工業、鉄道、また銀行は顕著な発展を見せ、産業資本は着実にわが国社会に根を下ろしつつあつたのである<sup>1)</sup>。またわれわれは当時の社会風俗を「金色夜叉」(明治30~36年)一篇のうちにありありとかがうことができるが、この風俗小説も当時の資本主義上昇期を反映して、そのヒーローは明治になつてはじめて「金」に自らを賭けようとし、ヒロインは自らの美しさと「金」とを秤にかけている。ここにはまた「自己」を非常に強く有つていようもう1人のヒロインがあらわれていることも、社会的に婦人の位置の変化しつつある事実を示す1例として忘れられないであろう。そして前々節にも触れたように、近代的資本主義の定着・発展と、中流(中産)階級の発生は当然深い関連を有するので、中流住宅問題の発生をおよそ明治30年の頃からとすることは、単に建築雑誌上への反映からばかりではなく、このような事情からも誤り少いと考えられる。

#### 幸田露伴「家屋」他

そして一般社会にも問題に上つたという住宅論議は、一つは明治30年「新小説」誌上に掲げられた幸田露伴の「家屋」であり、一つは翌31年の秋、時事新報に連載された「日本家屋改良談」である。

前者は建築雑誌(No. 131)が「吾人の一読を価す」として抄録していることにも見られるように、日本住宅の発達を論じまた将来の方向を推論して、単に文学者の住宅論としてだけでなく、建築界にも見ぬすぐれた意見であつた。その大要は次のようである<sup>2)</sup>。

露伴は従来の家屋を次の3時代に分けて論ずる。1は「蓋し吾人の祖先が蜂の如くに生活し、蟻の如くに生活し、……樹上に土中に……只一裸虫の本相を飲啄起臥したるに過ぎざる」「自造家屋の時代」である。2は「人々の間に階級若くは職業の区分の制度なるものの漸々成立つに及びて、人々自ら家屋を造営すること無く、之を工人に託するに至り、家屋らしき家屋初めて成」つた「工人建築の時代」である。3は、「分業既に立ちて人々自己の職業を有し、貧富高下の階級自然に生じて……不完全ながらも各自に相応に便利且つ適當なる家屋を有したる」「職業的家屋の時代」で、これは江戸時代に当るとする。

1) 大内・向坂・土屋・高橋「日本資本主義の研究」：黄土社、昭和23年刊。なお1891年(明治24年)以降明治年中(1912年まで)を産業資本確立——資本主義上昇期とされている。

2) 幸田露伴「家屋」明治30年10月稿：露伴全集、第11巻、岩波書店、昭和5年刊

しかし「今日は江戸時代に此して更に劣るべくもあらぬ国勢」であるが、「新思想新学問を得たる国民の眼より観察」して「一般人民は安楽に起臥し、愉快に労働すべき適當便利の家を有」しているであろうか。いな「工人、商估、官吏、学者、此等の人々をして今一層便利適當なる家屋を有せしむる必要」がある。

「智は衆智を用うるより智なるは無し、いづくんぞ一人の智を以て如是せよ如是せよといはん。只吾人は今の『人と家との関係の状態』を今一層良好ならしめんことを望むのみ。顔回は陋巷に在つて道を楽しむを得べきも、取工は雨より入る光線にては長く愉快に労働し難く、……藜藿の羹は僧侶などにこそ食はすべけれ、兵士には薦め難きと同じ理にて、各人に各人適當の家屋を有せしめざるは、人々にとりても国家に取りても不幸なりとの一事を解すべきなり。」

以上を前段として、次に「将来の家屋」が説かれる。そしてこの場合の眼目は「人の家屋との関係の円満良好ならんこと」の一事にある。

そして露伴は木地師・指物師・建具師・鍛冶師等家内工業者の住居の仕事場と住まいが兼用され、仕事のためにも、家庭生活にも何れにも満足ならざる状態を写す。そして「凡ての事の成功の秘密は、其事に従ふものの適當なる安息を得るところに在」るのだから「将来の家屋と人との関係」は、一方には「安息のための家屋」一方には「職業のための家屋」を有するようになるであろう、とする。

「是は一箇の家屋に二箇の目的を兼有せしむるの到底不利なるを以て、先づ有力者の自覚と決断とより必らず生ずべき勢にして、決して吾人が空想にあらず。既に今日にてすら時勢に遅れざる思想を有し活潑なる社会に立ち進取の方針によりて自己の幸福を増進せんとするの人士は、其の労作の為の家屋と安息の為の家屋とを分ちて、各々其家屋をして純一なる目的を十分に遂行し得べきやうなせるもの甚だ多く、此風愈々行はれて、資力ある者は相倣つて二家を有せんとす。是の如きは人をして一方には職業に適應せる家屋に在つて、各般の便利を具へたる処の中に敏捷快活に其職業に尽瘁せしめ、他の一方には、一日の労苦を忘れ得べきまでに職業的塵埃壙も及ぼざる平和清康の家庭に在つて其細君愛兒と与に談笑飲食して充分身心の暢適安慰を得せしむる者といふべく、……されば人々二家を有する此傾向漸く盛にして苟も資力あるもの尽く是の如きに至らば、従來の人間が普通の家屋を有したる代りに専門的家屋を有したりといふべく、是確實に世の進歩の一現象といふべし。

「吾人の望むところは、実に充分なる労作の処と充分なる安息の処とを得るに在り。家屋と人との関係は、人々其専門的家屋を有するに至つて円満なる発達を遂げたるものといふべきならずや。

「然らば資力足ざる者は如何。是亦時勢の進歩は漸くに資本なるものの威力を強大ならしむるより、經濟上の道理は假借するところ無く世に行はるるより、其間多少の弊害無からずとするも、眼を一國の上に着けて云へば毫も病むに足らざる現象として、各種の大工場、大労作場、大商店、大陳列場の生じ来る結果、資力足ざる小工商估は自己の矮少なる工場、店舗等に其業を営むことなくして、大工場若しくは大商店、今後必ず生じ来たるべき共同陳列場、共同労作場に其業を営み、各家の業を終へたる後自家に歸りて安息するに至るべく、即ち小民は安息のための家のみを有するに至るべし。是亦決して悪き現象ならず、人の身心を勞すべき時間の区劃と場所の区劃との適當に嚴なるに至らんは、大体に於て人の幸福を必ず増長すべき者なるのみならず、商業にまれ工業にまれ各般の事業の上に於て經濟的に且技術的に利益あらしむ可きことは疑ふべくもあらず。人と家との関係すべて是の如くなるに至らば労作のための家屋は即ち義の園たるべく、安息のための家屋は即ち美の園なるべく、充実せる精神、雅正なる感情、物質的にも心象的にも高度なる繁榮開明の光明を揚ぐる時来るべし。

来らんかな専門的家屋の時代、去らんかな間色の家屋の時代。

(明治30年10月稿)

これはまさに新時代の専用住宅要求に外ならない。そして露伴の問題にした都市下層に直ちには及ばなかつたにせよ、この専用住宅の必要こそ、明治中流住宅の問題として姿をあらわしたのである。

また「日本家屋改良談」については、内容そのものを明らかにしない。ただこれに接した日本建築学会会員（準員 T.A. 生）の感慨を知ることができる<sup>3)</sup>。

「近頃時事新報に連載せる家屋改良談と題せる一篇は吾人の一読を値する文字なり、其文極めて縦横にして微に入り細に亘り、我邦古来の家屋の不完全なることを説明して又毫も憾なし、只た其結末に至りて改良の方針を論するに到りては、未だ尽さざる所あるに似たり、所謂竜頭蛇尾の觀あるが如きもの乎、要するに論者は自ら我邦の建築術に関して云為するに非ず只た我が国民の住屋に就て意見を述ぶるに過ぎずと弁疎し、主として社会的経済的の方面より觀察を下せるものなり、若し夫れ建築学術上より之を觀察し以て家屋改良の方針を査定するは即ち吾人の取務にして、我が建築学会は必ず其責任を免るべからざるなり。

家屋改良の談は已に久しき以前より世人の話題に上れり、而して今日に至るまで未だ何等の成績をも見ざるは吾人の遺憾とする所なり、蓋し本邦家屋の改良は非常なる難事なり、而して其尤も難しとする所以は改良に伴ふて相当の経費を要するの一事なり、時事子は「金がなくば働いて取るべし」と勧告し又一時に多額の金を要することを恐れて永久の計を棄つるは愚の至なる由を説破したるもさて之を眼前に実行するは非常の難事たるべきなり、然れども吾人は深く其難易を言はず、只た学術上尤も我が国民の為に確然たる標準を示すべき義務を有するなり、我邦唯一の建築学会は此際速にこの問題に就て充分の調査を遂げられ、速にその成績を公示せらるること吾人の衆人と共に切望して已まざる所なり、吾人嘗て久しく此の議を懐けり、今時事子の所説に逢て益々其急なるを覚ゆ、即ち一言以て本会会員諸君の注意を促すこと爾り。

つまり建築界における中流住宅の問題の発生も、当然社会的な要求の反映に外ならず、上の引用は、要求に応えようとする建築界の応諾の声となし得よう。

### 洋風応接室の附加

そして響きに応ずるように、この年の建築雑誌上には、中流住宅改良に正面から取り組んだ2つの重い論文があらわれる。1つは7月13日学会通常講演会で演説された、岡本莖太郎氏「和洋折衷住家地絵図に就て」<sup>4)</sup>であり、1つは呉軍港からこの問題に寄せて送られた、北田九一氏「和洋折衷住家」<sup>5)</sup>である。

われわれはこの両者をやや詳細に見ようとする。この中にはおのずから当時の住宅観＝生活思想が濃くにじんでいるからである。また両者とも「和洋折衷」が契機となつてあらわれたところには、中流住宅における様式志向の強さ——もとより幾分の機能志向を内容するにせよ——をうかがうことができるのである。

3) 建築雑誌，明治31年，No. 142.

4) 岡本莖太郎「和洋折衷住家地絵図に就て」：建築雑誌，明治31年，No. 142.

5) 北田九一「和洋折衷住家」：建築雑誌，明治31年，No. 144.

## 岡本氏「和洋折衷住家の地絵図に就て」

しかし同じ「和洋折衷」にしても岡本・北田両氏の方法には大きな相違が存した。岡本氏のそれは、北田氏の語を借りれば「(建築形式として) 全部を幾分の程度に折衷する」という傾向を有する。この方法は問題の及ぶ範囲が広いので、岡本氏自身も、折衷方法についてだけではなく、折衷そのものについて或る疑をもたざるを得なかつた。

そこで氏は、和洋折衷に関して、次の3つの問題をはじめに提出する。

- (1) 「住宅の間取りが当今の時代に折衷を要するや否や」
- (2) 「必要を認めるとしたところで、折衷すると云うことも実際に成り立ち得るや否や」
- (3) 「成り立ち得るとした処で……実用に就て如何」

そして氏は自らの設問に答えるのだが、(1)についての解答の要点は

「故に今日泰西の文物が這入つて来て公私共に用いられて居るにも関らず其風俗習慣に背馳することは到底出来ぬ事と考えますのみならず材料も仕法も皆旧来とは学理に実際に進歩して居ます。又一方からは衛生の上にも種々重要な問題が起つて来て而かも日一日進みつつある時代に強いて旧来の住宅を墨守して居る必要はなからうと思はれます是と信じて取らんのは愚の至りです。

「或論者は泰西の建築を要する場合には取つて以て直写するが宜しい……折衷などの論は所謂舊建築となつて出来得る者に非ずと云はれるのです……(しかし) 此直写と云ふは甚だ面白くないので到底用ひられない何故なれば国の風土氣候と云ふものは人力で左右する能ざる事で其氣候は風俗習慣を生むの故に住居の間取りも国に依つて異なつて居るのが当然です。

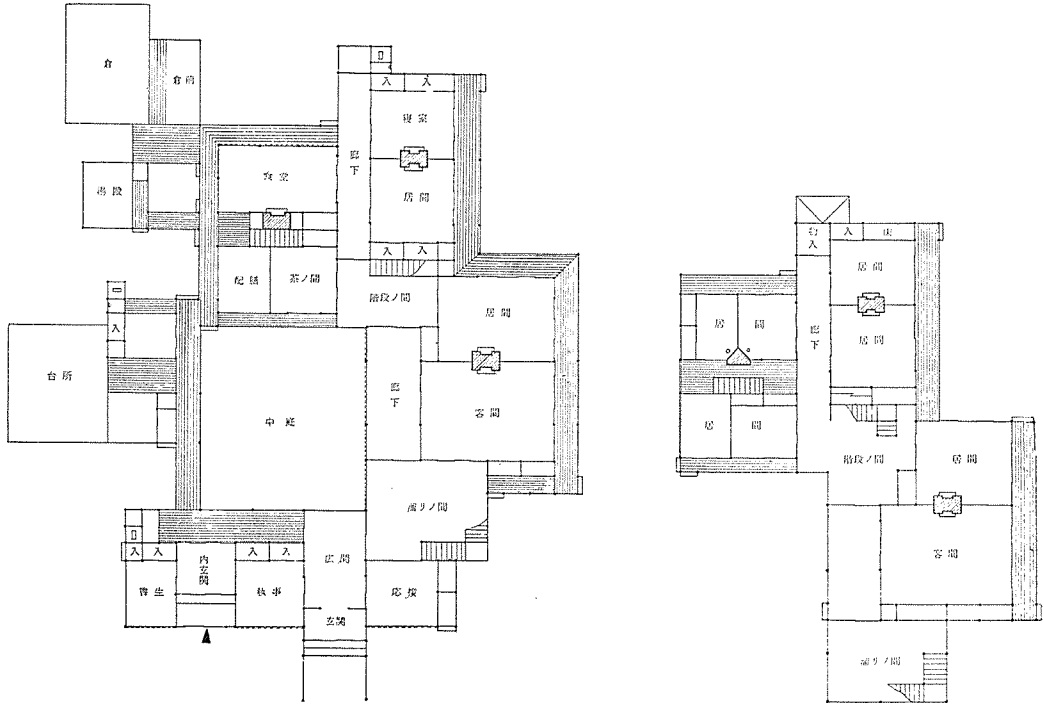
「而して文明開化を以て誇称している泰西諸国の直写も能はずとすると是非とも相互の長を取つて程宜いものを作ると云ふ即ち折衷の必要は起こると考えます。

とするのであつた。われわれは氏の折衷の必要の根拠が、「直写の不可」にのみ根差して、在来日本住宅の欠点の克服に無いことに注意を要する。特に後者は北田氏においても全く同様であつて、当時では「学理上・実際上の進歩」また「衛生上にも種々重要な問題」が存すると観念的には云われつつも、在来日本住宅の欠点は、具体的に認識されていなかつたことを推測できるのである。

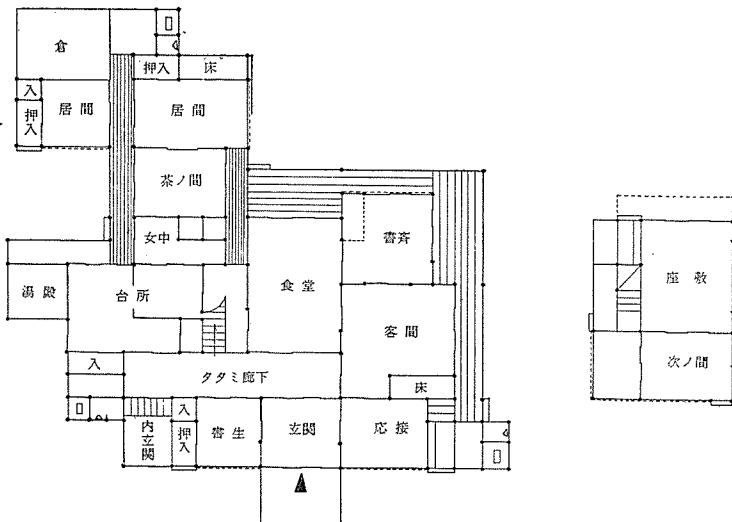
次に(2)(3)の設問に対しては、「二三今日に実施見聞しました住家」の間取例を掲げて、それについて説明を加えられるのである。(第7, 8, 9 図)

「此の三図(第7 図)及び四図(第8 図)を御覧下さい。如此き地絵図の建築を注文されました。而かも注文主自身が造られた間取りであります。善悪の批評は後として旧来の日本家の間取りと異なる点を種々見出します之が日本人として住み得られない地絵図と云ふではなし而も主人公得意に間取りの便を称されて居る他は知らず注文主文は満足して居るのであれば東京百万人中二人丈の改革実行論の率先者を得たと考えます。これが漸次拡がつて改良を加えられ研究に研究を積まれて進んだれば百万分の二は段々其比例を増して私が望む彼岸に達することも出来得る様に思はれて大いに勇気を増した訳です。……

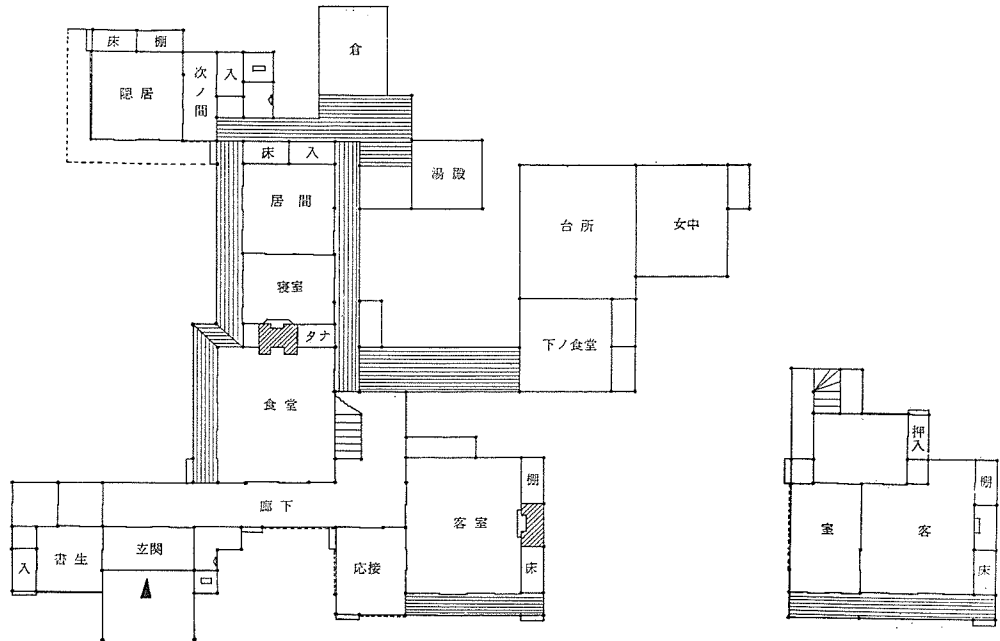
第六図(第9 図)は実行し得なかつた地絵図です。……



第7図 岡本氏折衷案-1



第8図 岡本氏折衷案-2



第 9 図 岡本氏折衷案-3

そしてかような実例が存する以上先の第 3 の命題も「第三図より第六図に至る如きもの内で標本的に実行されて居るものもあるのですから之に依つて順次改正して行」けば、実用上にも不便なからうとされたのであつた。

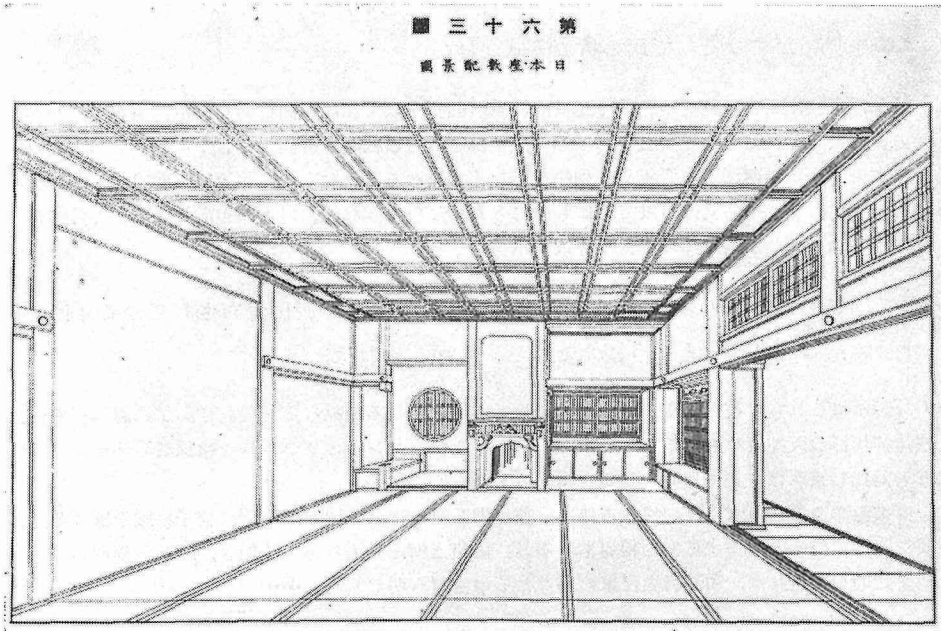
氏の提出された折衷案は、3案とも極めて類似したもので、第 1 に食堂をイス座とすること、第 2 に客間に暖炉を設けてイス座とすること、第 3 に「居間」(家族個室ひいて寝室か)に暖炉を設けてイス座とすること、である。そして平面形全体はほとんど在来和風住宅に異なっていない。椽側さえそのままに残されているのである。

つまり岡本氏の思い画かれた「折衷住宅」とは、在来生活思想そのままを残して、ただ室内における生活形式をユカ座からイス座に変える方向、名づければ「室内建築様式的折衷」となし得よう。そしてこれは、当然新しい建築形式を作る方向に向かつているので、北田氏流に云えば、「全部を幾分の程度に」折衷する流儀とすることができる。

そして岡本氏においてかかる折衷のなし得た根拠は、氏の平面例が比較的大きく、中流といつてもほぼその上限に位置する余裕ある住宅・生活を内容としたからと考えられる。各例の規模を図上から算出すると次のようになる。

	階 下	階 上	計	
第 7 図	177.6 坪	92.4 坪	270 坪	(内倉庫 12 坪)
第 8 図	97.5 坪	12 坪	109.5 坪	( " 3 坪)
第 9 図	70.2 坪	20.3 坪	90.5 坪	( " 3.2 坪)

なお、ここに岡本氏案のように、和室内に暖炉を備えた折衷スタイルの奇妙な室内の図を、明治末の建築書<sup>6)</sup>から引いおく。



第10図 和洋折衷床ノ間図(明治43年)

北田氏「和洋折衷住家」

一方北田氏の「和洋折衷住家」は2月遅れて31年12月号に掲載される。氏は岡本氏の講演のあつた事を知つて、その内容は知らない。

「其講演の真相は如何なりしか未だ誌上に登らざるを以て知る事能はずと雖も、余輩は大いに此問題に同情を表するものなり。何となれば時運の潮流は既に此問題を歓迎しつつあればなり。今や二十世紀の新天地は將に迎へられんとす。此新天地に於ける中流住家は実には和洋折衷住家ならざるべからず。嗚呼和洋折衷住家の前途は遼遠任務又大なりと云ふべきなり。茲に於て余輩又幾分の空想なかるべからず。即ち愚見を陳じて大方の教を乞はんとす。

それでは何故折衷の必要が生ずるのか。

「世に謂はゆる貴顕縉紳の邸宅なるものは、多く完全なる和洋の二館を備ふ。此故に各館互に固有の美を競い粋を網羅して更に遺憾なしとす。即ち寒威凛冽雪降るの日は、温暖春の如き洋館の炉辺に侍し、酷熱肌を蕩らかすの夕は、閑雅清素の席上に座して涼風と親しむ。此に至りて住家的人生の快樂も又極まれりと云ふべし。……

是等は固り坪数に於て、費額に於て共に各館独立に經營すべき余裕の余りあればなり。是に反して、中流の住家に至りては其坪数も漸く五六十坪に過ぎず。此の僅少なる範囲内に猶幾分の西洋室を望むは

6) 吉原米次郎「和洋住宅建築図集」：建築書院，明治43年刊。

世人目下の状態なるべしと信ず。……

われわれはこの引用に、すでに前々節にも触れたが、和洋両建築の「夏向き・冬向き」が理解されていること、および当時の中流住宅の北田氏の折衷が、強く明治大邸宅のありように引かれているのを見いだす。そして氏の折衷方式とは、

「和洋折衷住家とは何ぞや。曰く比較的僅少の経費を以て和洋の両目的を円滑に満足せしむべき住家なるに外ならず。曰く和洋折衷すればとて、全部を幾分の程度に折衷する云ひには非ずして、以前旧体の日本家に一二の西洋室を、平易に加味せしむる手段なるに外ならず。此故に玄関口の如きは和洋の区別を為さずして、一の玄関口以て和にも洋にも兼ねしむべきなり。是実に和洋折衷住家の骨髄にして、又之を胚胎せしむる根本なりと云ふも敢而不可なきなり。

それではこのような折衷をはばむものは何か。それは、一般に流布されている「西洋造り」は高く「日本造り」は安いという観念である。しかしそれは、

「想ふにこれらは彼我輕重の度を察せずして、比較したる偏見なるを免れず。試に思へ。檜真去りの柱、神代杉の天井板を飾れる、消素幽雅の日本造りと、ペンキ・ヅワニスを塗抹せし漆喰ぬりの西洋造りと対比し来れば、正に反対の現象を呈するや論なし。……

由来西洋造りと日本造りの異なる處は、彼は即ち靴をはきて屋内に住し、椅子に腰を懸くると、我は履を脱して畳の上に坐するとの相異なるのみ。価格上何ぞ世人の称ふる如き、甚しき差異ある理あらんや。此理を合点せば、和洋折衷住家の易々たる事も自ら明ならん。……

ここには、明治31年の当時、洋館といえは「靴のまゝ入る」という思想がいまだ歴然と存することに注意しなくてはならぬ。

そして氏は氏の方案による2つの例を提出する。第11・12図がそれである。その説明は当時の住宅事情を良く語っているので全文を引用して置こう。(傍点筆者)

## 図案説明

### 甲案(第11図)

ここに掲げたるは總平屋建にして、建坪実に五十八坪七合(附属屋を除く)内洋館のみに属する分13坪余なり。和洋折衷住家として適當なる建坪なりと信ず。玄関口は、九尺四方叩き造りの土間にして、左は洋館、右は和館の入口なり。此室こそ即ち和洋折衷の室と稱すべきか。さて天井並に洋館入口廻りはペンキ・ヅワニスの如きを一切用はず、寧ろ和風に近き木地仕上げなど適ふべきか。

内玄関。これは此家の程度上又附せざるを得ざるべし。主要なる各室は殆ど同じ方位に配置せり。是通風に便し、又庭園の眺望に富ましめん為のみ。客間に於ては從來の次の間の如き實用に少しく縁遠きものは、殊更に廢して疊廊下となしたり。是一は以て玄関口より可成遠ざからしめん真意に外ならず。

客間の雪隠の位置を下手に撰みしは、他なし、西洋室と兼帶せしめんとてなり。兼ねればとて洋客は(洋人にあらずして洋室客なりと知るべし)靴はきの儘にて雪隠に入らしむるにはあらず。和洋の境界にて靴を脱せしむる事勿論なりと知るべし。此一事實甚だ迂遠なりと思せらるるものもあらん。是或はしからん。然れ共、一步驟而又此家の程度上に就而一考せざるべからず。何となれば僅々總建坪五十八坪余の住家に於て、參ヶ所以上の雪隠を設けざるべからず。豈此節約極れる一小屋の堪へ得る處ならんや。況や、比較的多額の費金を要するに於ておや。実に然り。實際の使用上に於て考えるに、此必要を見るは稀なる事にして、殆ど十中の一なりと云ふも不可なかるべし。此故に程度上兼帶せしむる、又止むを得ざるべし。



従來の官舎などの和洋折衷住家を見る毎に、余は屢々感ずる事四つあり。曰く洋館に附属せる雪隠の使用せられずして蜘蛛の巣の時を得頗る其一。曰く煖炉の設けあるに、いつも火鉢を用ひ居る事其二。曰く靴を脱して洋館に入る事其三。曰く床に敷込あるズック、縞マットなどのぼろぼろに破れ居る事其四。想ふに是等は其官舎の程度と生活の程度と、相懸隔せるに寄因する事勿論なりと雖も、又以て吾人は時勢に鑑み實用如何に就而深く斟酌せざるべからず。

洋館二室。一は書齋にして(二間×二間)一は応接室にして(二間×三間)、甚だ広からずと云ふべし。然れ共、此屋に対しては寧ろ大なりと云ふべきなり。床の如きも必ずしも絨氈など敷くを要せず。亜米利加松(幅三吋厚一吋)実知造りの出来品など敷らば充分とす。天井は漆喰塗り又は板天井の輕快なるものにて足れり。

ばらんだ(椽側)。こは程度上虚飾に似たる鶴あれ共、是大いに然らず。春の朝、秋の夕、身は安楽椅子上に横たはりて、吟情を養ふ好伴侶なるを思はば、其功決して尠しと云ふべけんや。加ふるに、洋館の態度を高むること、又数等なるべしと信ず。

洋館外部の木地はペンキぬりなどを用ひずして、生洩ぬり又は生地の高雅なるに若かず。其他地壁は薄鼠色の漆喰ぬりなど、和洋に通じて適当なるべきか。窓内窓入口の建具額縁等の如きは、経費の許す限り、可成木地を用ひて、和洋自然の円滑を保つべきなり。是ペンキ・グワニスを塗抹するを廢して換ふるに美術材を使用して古雅高尚に導くの優れるに若かずと信ずればなり。

此外尙詳述すべき兼種々あるべし。然れ共、其真意は既に屢々述ぶる如く、簡潔、以て實用に適せしむべきに外ならず。上來述ぶるが如き方法を以て建築せば、遂には価格上甚しき相違を見ずして、和洋の兩目的を達するに至らん。此の故に余は先づ世人に向て、実用的和洋折衷の簡單法を充分熟知せしめ、然る後ち、漸を以て形式上の大成を期すべきは、將に吾人の採るべき順序なりと信ず。費額其他の詳細に至りては、他日稿を改めて大いに論及する處あるべし、ここには唯其方針を示したるのみ。

《但し茲に示したる洋館外部の構造、聊か上述の方針に矛盾するが如き觀なきにあらざ。是謂ゆる余の空想としてもものしたるものなれば、少しく潤色を加へたるものと知らるべし。従て余は是等を以て暫く上流(経費上日本屋に対して)と見なし置かん」とす。》

## 乙案(第12図)

総平屋建にして建坪は實に三十九坪なり。和洋折衷住家として、日本風の中流住宅として、而も極少なるものと謂ふも敢て不可なるべし。此一小屋尙和洋の兩目的を満足せしめて更に遺憾なき所以のものは、即ち和洋折衷なればなり。茲に至る而和洋折衷住家の功も又大なりと云ふべきなり。

そして氏は、「要するに和洋折衷住家の大眼目は、謂わゆる中流以下の世人をして、和洋の兩目的を簡単に満足せしむべき方法なりとす。嗚呼区々たる一小事に拘泥して、世人の熱望を無視するが如きは、余の概數に堪えざる處なり。」と結ばれたのであつた。

## 洋風応接室の附加

われわれはこの北田氏の提案によつて、後の中廊下形住宅様式における洋風応接室の附加が明瞭に成し遂げられたとすることができよう。もとより、現実社会の無数の中程度規模の住宅で、これ以前に洋風応接室を附加したものが無かつたというのではない。われわれは北田氏論中にも、官舎などに靴を脱いで上がる洋館(室)の存在していたことを知り得るであろう。またわれわれは前々節で明治大邸宅の和洋二館併立の風を論じた。その規模が縮少されればおのずから北田氏提案に外ならぬものとなる。つまり北田氏案は、氏の發明ではなく、中流住宅の

場において「世人の熱望」が形となつて表れたものとするができるであろう。そしてそれは、明治30年代のはじめ、明治中流住宅問題の発生に伴つてまず出現したのである。しかもこの方法は、「極小の」ないし「中流以下」においても直ちに実現可能のものなのであつた。

しかしここで特に注意する必要があるのは、建築形式も変えず、生活方式もほとんど変化させぬこの折衷方法が、面積的にも経済的にも限定された中流の住宅では、在来の生活思想を変化させる方向に進んだ一事である。

繰り返えし述べるように、明治大邸宅の縮小的模倣に過ぎぬこの洋風応接室附加は、大正時代の言葉を借りれば、まさに「虚榮的要求から発し」<sup>7)</sup> たものに外ならぬ。

この虚榮的といわれる根拠は、いうまでもなく格式的接客尊重の生活思想を指している。若し洋館附加が真に冬の生活のためであるならば、家族の生活部たる居間こそ洋風化されなくてはならぬ。しかし洋風化されたのは、書齋・客室に過ぎなかつたのである。またわれわれは北田氏案において、「極小」の中流住宅と呼ばれた40坪程の乙案にも、和風の客間が確立されているのを見るであろう。すなわちこの住宅は、和洋両風の客間を備えているのである。われわれは当時の接客尊重の生活風の強さに驚ろかざるを得ない。しかし同時に、甲乙両案とも、その客間の次ノ間は、畳廊下に変更されているのを見出す。中流住宅という限定は、和洋両部の格式性をふたつながら保持するのを許さない。そして新らしく格式高いと遇された洋風客室が附加された以上、和風客室はその格式性を弱めざるを得なかつたのである。

つまり、洋風客室附加の一事は、中流の住宅ではかえつて主屋たる和風部に変化を必然した。そしてその「主座敷・次ノ間」形平面の格式性を薄めることにより、やがては家族の生活部分に（接客性を多分に残しながらも）変質させてゆくことになるのである。もとよりここに至るためには多少の時をまたなくてはならぬ。しかし中流の住宅に洋風客室が附加された時、この方向への進みはすでに崩しはじめたとして良いのである。

それはさておき、中流住宅における洋風応接室の附加は、この後、順調に進んでいつたように見える。

前掲「通俗家屋改良建築法」(明治35年刊) も

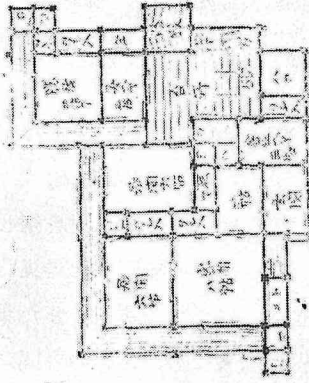
「西洋室の設けあらざる家屋は洋装の來客に対し腕履跪座の不便あり、是等の不便なからしめんには西洋室の設けなかるべからず、然れども純粹なる洋室を構ふは多くの費用を要し、普通一班に行わるべきものにあらず、故に家屋改良の一着として我從來の家屋の内部に於ける一二の室に就いて折衷的に極めて簡單なる西洋室を備ふるにあり」(傍点筆者)

とし、

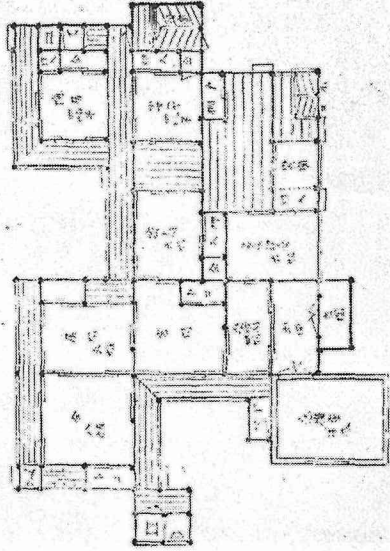
7) 橋口信助「新日本の住宅様式」:「住宅」,大正5年12月号。

(23) 事 の 配 置 の 平 面

圖 面 平 屋 家 の ひ 住 人 八 七 圖 五 第

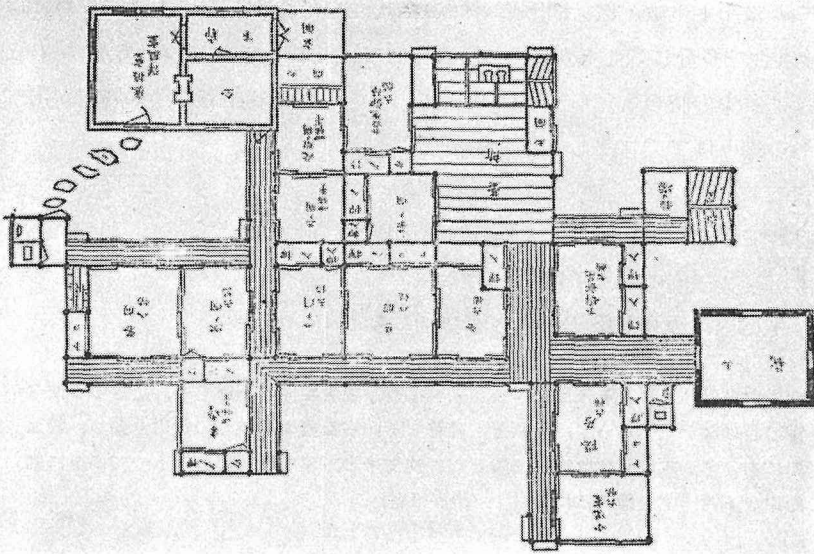


ひ 住 人 二 一 拾 世 圖 面 平 屋 家 圖 六 第



法 架 建 良 改 屋 家 (24)

ひ 住 人 二 十 二 世 圖 面 平 屋 家 圖 七 第



第 13 図 洋 風 応 接 室 附 加 例 -1 ( 明 治 35 年 )

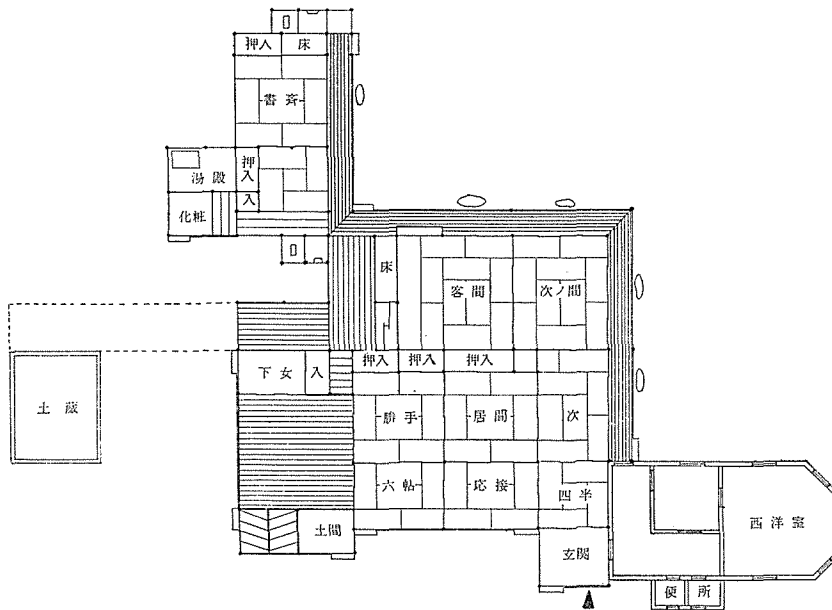
第 14 図 洋 風 応 接 室 附 加 例 -2 ( 明 治 35 年 )

「其位置は普通の土間玄関にして其正面は疊敷の受附の間なり、和服来客は是より昇降せしめ、而して其玄関土間の左右何れか便宜の位置に靴着のまま自由に出入せしむべき軽便なる西洋室を設け、煖炉は洋室の裝飾たれば是を設くるも可なり、或は折衷的に床の間棚飾を設くるも面白からん、又是等の室より直に客便所に通ずることを得れば一層便利ならんか」

と述べて、第13図下・14図の如き例を掲げている。前者は「普通家屋」と呼ばれて58.5坪後者は「紳士的の家屋」98.8坪である。

これは北田氏案に「靴ばきのまゝ上る」ところまで全く同様である。

また次の第15図は明治37年刊の「日本家屋構造」<sup>9)</sup>からとつた。これも洋室附加の普及を示す一例である。このような平面例は当時の建築書からいくらかも上げることができるであろう。ここには比較的早い例を掲げたのである。



第15図 洋風応接室附加例-3 (明治37年)

しかしながら、このような洋風客室の附加は当時において中流の住宅としては新形式に属し、また5・60坪以上の規模ではじめて考慮に上り得たのである。その一つの証として、60坪以下の27例を載せている明治41年刊の「日本家屋間取雑作図集第一輯」にはかかる例が見えぬことも、付け加えておきたい。

なお前掲「通俗家屋改良建築法」の第20「西洋室内部の事」は次のような室内仕様を述べて、当時の「実用的西洋室」を明らかにしている。

8) 斎藤兵次郎「日本家屋構造」：信友堂，明治37年刊。

- 床 張 最上なるもの。 寄木張  
これに次いで「普通床張りの上に絨繻を敷込み、或は劣等なるものにては、段通、ゾーク花蒔」を敷く。
- 入 口 「入口枠を建て、片開き乃至両開唐戸を用い而して唐戸の模様などは種々の意匠により婉曲なる線形を附し、上等なるものは、堅木製にして、ワニス塗とし、空目の顕れたるもの……次いでペンキ塗とす。」
- 窓 「窓は普通西洋形にては、縦に長く長方形にして、上げ卸しの硝子障子を用ふ、然れども日本風住屋と連続の関係より引違の硝子障子を用ふるも差支なし」
- 窓 飾 入口と「権衡」を失つてはならぬ。「窓懸けは室内装飾として立派なるものを用ふことあり、其最良なるものは、縹子、緞子綾西陣織等の美麗なるものを縫紐にて閉閑せしめ、尙簡単なるものは緞帳の如き巻き卸し自在なる舶来品数種あり。」
- 壁 漆喰塗か壁紙張り。
- 腰 羽 目 および巾木は「其最良なるもの、種なる線形を施こしたる堅木製のワニス塗」「劣等なるものは巾木のみ。床面巾六七寸。」
- 煖 炉 その前面には、大理石・寒水石を用い、「室内温度の関係と体裁上より室の中央に設く」
- 天 井 天井は室内装飾の最も肝要なる部分なり、漆喰塗と木製と二種あり、就れを用ふるに論なく、天井の周囲に蛇腹を造り出し種々の模様或は婉曲なる線形等を塗出し、美観を呈せしむ。又これを木製にして天井の縁を種々の形状に象り組合せ、模様花紋は彫刻によりて顕し、ワニス塗とし、一層美麗莊嚴なるものなり」
- 中真飾り 「天井の中央に婉麗なる線形にて輪郭を造り、内部に花紋模様を顕したる洋燈受に設置せるものなり。」

#### 補説 イス座と洋風応接室

上のような住宅の洋風応接室導入の理由について、わが国におけるイス座の社会的普及が説かれるのが通例である。そのことは岡本・北田両氏も述べているように、まさに正しい理由の一つであるには違いない。

明治以前における特例は除くとしても、5年正月からは宮中でも「立礼を以つて礼式となすこと」が定められ、同年の銀座煉瓦地はイス座で建設されていた。またその後の数多くの洋風建築内の座方式は、小学校・兵営等を含めて、イス座を採用したのであるから、わが国のイス座方式は公共的な面からひらけて行つたとすることができる。そして明治30年の頃には、和洋の差は「彼は即ち靴をはきて屋内に住し椅子に腰掛くると、我は履を脱して畳の上に坐するとの相異あるのみ」(北田氏)という程度に身近なものになつていたのである。

それゆえ住宅内ではその比較的公的な部分である接客室に洋風が導入されたとする、そのことに誤りがあるわけではない。

しかしながら、和風室内で、靴を脱してイス座で生活する方式も、当時の知識階級では広く行なわれていたと考えられる。たとえば永井荷風の自伝的小品のうちで、明治20年の頃、氏の厳父が「十畳の居間に椅子・卓子を据え、冬はストオブに石炭を焚き、役所より帰宅の後には洋服の上着を脱ぎ海老茶色のスモーキングジャケットに着換へ、英国風の大なるパイプを啣えて読書」したように、かかる例は、当時の小説からなら多くを引き得るであろう。たとえ和

風の室内でも、イス座によつて生活するのは、ハイカラ生活の一つのスタイルでさえあつたからである。しかも中流住宅の居住者は当時の知識階級にほかならなかつた。

かように考えると、書齋・応接室の洋風化の理由を、イス座の社会的普及のみとすることは根拠としてやや薄弱であり、外在的としなくてはなるまい。それは日本住宅への洋室附加の理由として正しくとも、接客室洋風化の根拠にはならないからである。

それゆゑこの点に着目すると、われわれは接客室洋風化の根拠の最大なるものとして、第1に、当時の「主人中心」の生活思想を挙げなくてはなるまい。北田・岡本両氏でも、家族の生活改良には全く触れていないからである。洋館附加が冬の生活のためとしても、その益を享けるのは主人だけなのであつた。

また、第2には明治大邸宅の模倣——様式への志向——を数えなくてはならぬ。そして大邸宅の様式に近い形式の住宅に住まうことは、その主人にとって——ひいて家族にとつても一社会的に身分を高めることにつながり得たからである。(この事は後に説く)それゆゑわれわれは、洋風客室の附加を機能への志向と考えるわけにはゆかない。様式志向として把えるのである。

### 住宅観—生活思想の発展

上に洋風応接室の附加が行なわれたとすれば、次にわれわれは当時の中流住宅——それは一般的に「以前旧体の日本屋」と考えて良いが——その住宅観—生活思想がいかなるものでありまたいかにその発展が進められていつたかを主として生活思想の観点から迫つて行きたい。

### 在来住宅

この場合在来の住宅をまず明らかにしなくてはならないが、筆者らのごとく、文献によつてこれを追おうとする場合、知り得る平面例はすでに住宅改良とからみ合つて存在している。

いま手もとにある次の5種の住宅関係単行書

No. 1	通俗家屋改良建築法	井上繁次郎著	博文館	明治35年刊
No. 2	日本家屋構造	齋藤兵次郎著	信友堂	明治37年刊
No. 3	和洋住宅間取実例集	越本長三郎	建築書院	明治40年刊
No. 4	日本家屋間取難作図集 第1輯	建築学研究会	須原屋	明治41年刊
No. 5	和洋住宅建築図集	吉原米次郎	建築書院	明治43年刊

をとり上げると<sup>9)</sup>、それらは次のような規模の平面例を収載している。

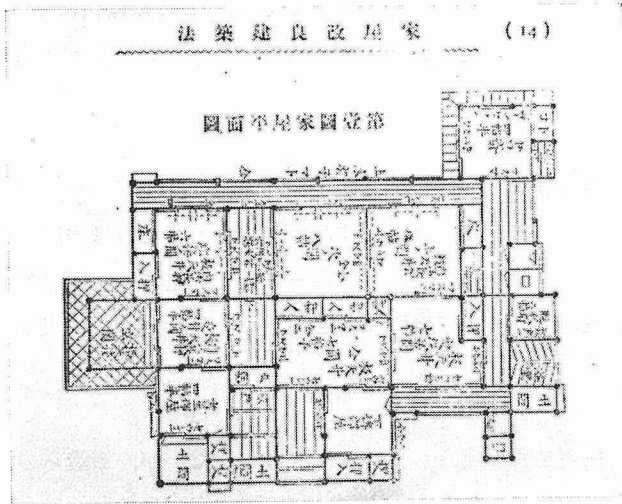
9) 上掲中 No. 3 に酷似するものに

金子清吉「日本住宅建築百種」：工業書院、昭和9年があり、内容から見て初版は明らかに明治年中となし得るが発行年次を明らかにしないので省略した。

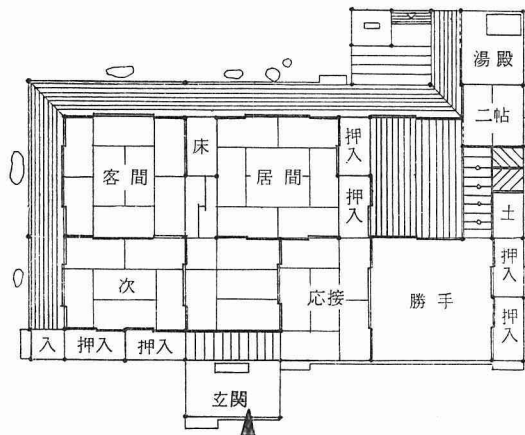
第 4 表 明治住宅単行書中の住宅規模

	15~ 25坪	25~ 35坪	35~ 45坪	45~ 55坪	55~ 65坪	65~ 75坪	75~ 85坪	85~ 95坪	95~ 100坪	100坪 以 上	計
No. 1	1	1		1	1		1		1		7
No. 2	1	2	2	2	2	1	3		1	1	15
No. 3	7	6	4	1	2	2				9	31
No. 4	5	10	8	3	2						28
No. 5	2		2	1	2		2	1		1	11

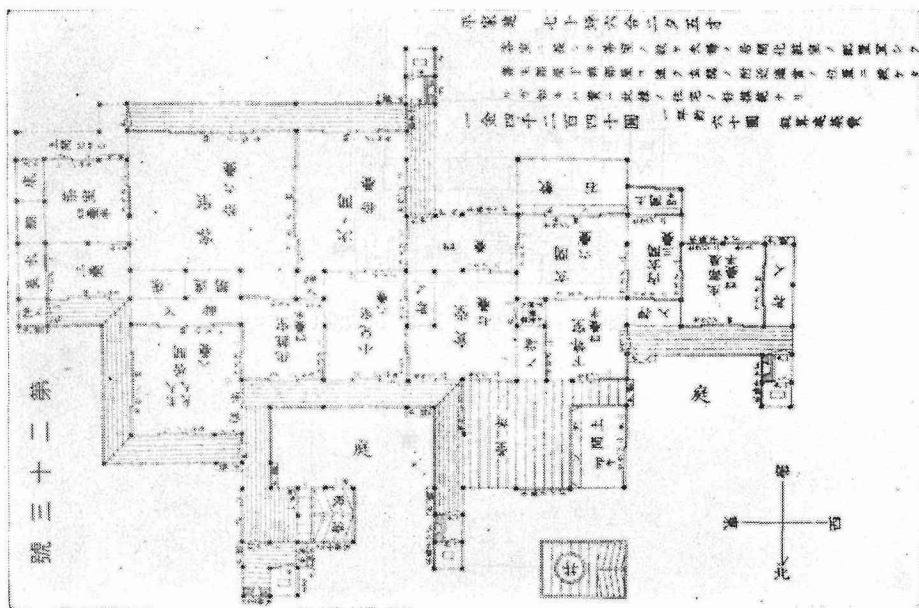
これらは一応当時の住宅（改良）書として刊行されたものであるから、その掲載平面をそのまま当時のものとするはできないかも知れない。しかし平面例の特徴はそれぞれ非常によく類似しており、たとえ当時そのままのものとなし得ないとしても、大きな相違があるとは考えられない。ここには手に触れるまま数例をかかげておこう。（第16~21図）



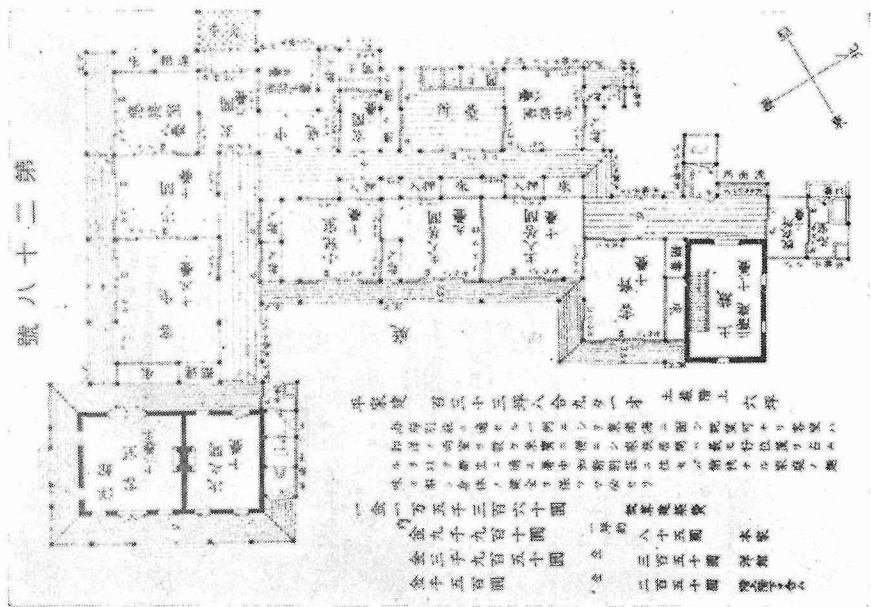
第 16 図 在来住宅平面例-1（明治 35 年）



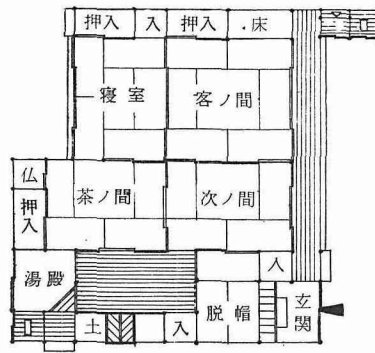
第 17 図 在来住宅平面例-2（明治 37 年）



第18図 在米住宅平面例-3 (明治40年)

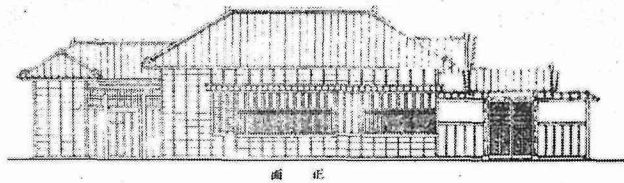


第19図 在米住宅平面例-4 (明治40年)

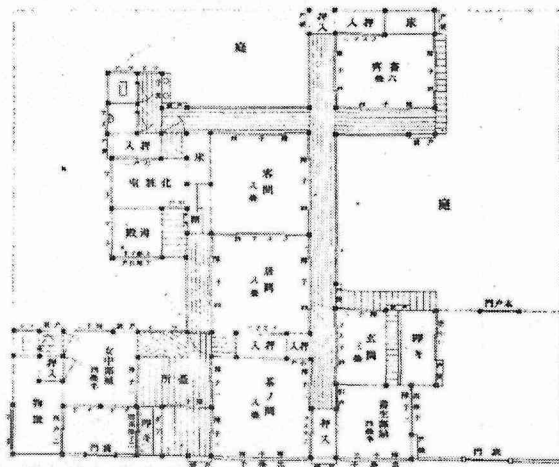


第20図 在来住宅平面例-5 (明治41年)

圖一十三第



面正



圖平  
【一之分百尺縮】

執事建築費  
水邊平家様邸  
一全三十三百尺縮圖五拾陸  
在来住宅平面例

(011)

第21図 在来住宅平面例-6 (明治43年)

さてこれら在来和風住宅平面を通覧して、その特徴を数えると、

- (1) 縁側以外に確立された通路部分をほとんどもたぬこと。(居室の通り抜け)
- (2) 間仕切としての壁が非常に少く、ほとんどフスマ・障子によつて仕切られていること。  
(ライトパーティションによる間仕切)
- (3) 関連して、主要室は主座敷・次ノ間形の階層的連続をなすものが多いこと。

(室の階層構成)

この場合は欄間も抜けていたと考えられるから空間としては一体性が強い。

(空間の一体性)

また、

- (4) 室機能は客間以外は極めて不明確で、特に寝室の表示が少いこと。
- (5) 客間の面積的・位置的重視が甚だしいこと。
- (6) ひいて家族の生活空間が面積的・位置的に圧迫されていること。

等を主なるものとして指摘し得よう。(また台所面積の大きいのも、当時の都市的条件を示している。)

これらはまさに当時の住宅観＝生活思想をそのまま反映するものに外ならず、生活思想的に見て、次の諸項を特徴的に指摘することができる。

- a. 極端な接客尊重。しかも室空間の階層構成には、封建的身分制的生活思想の残溜が明らかである。
- b. 室空間のプライバシーの稀薄さから、家族成員各個人の個人生活確立度の低さをうかがい得る。
- c. また上2項を通じて、住宅主宰者としての主人の絶対的位置を推測し得よう。

つまりこれらは前代江戸期の武家の生活を典形とする封建的生活思想そのものであつて、敷地の確立と共に、都市中流住宅が前代江戸期武家住宅の系統を引くものであることを明らかにしているのである。

#### 住宅改良論、明治36年

以上のような在来住宅に対して、その改良が進められてゆくのだが、在来住宅の欠陥を認識し、指摘し、その前進をうながしたのはやはり日本建築学会であり、時は、岡本・北田両氏の折衷論があらわれてから5年の後、明治36年のことである。この頃になれば、通俗的な住宅改良書もすでに出版されているし、当時の建築雑誌上にも、住宅改良のことが片言隻語に響いて、社会的な気運の盛り上がりが感じられる。そして学会雑誌は次の3つの重い住宅論を掲載する。

(いづれも表題は「住家」「家屋」となつているが、内容は暗黙のうちに中流の住宅を対象としている。当時、住宅改良といえば、すべて中流住宅が対象だつたとして良い。)

滋賀重列	「住家」	建築雑誌, No. 194, 196, 199, 201, 202.
塚本靖	「住家の話」	// No. 199.
矢橋賢吉	「本邦に於ける家屋改良談」	// No. 203.

このうち滋賀氏「住家——改良の方針に就いて——」は当時最大の住宅論であるばかりでなく、住宅に対する根本的な反省を含み、また氏のわが国住宅改良に対する激しい気魄を感得することができる。当時出色の住宅論としなくてはならぬ。また雑誌上に掲げられたのは緒論と第1章のみで、当然後章が予想されるのだが、それは見えぬ。しかし全篇の首章として氏の住宅改良論の骨子を知ることができるのである。次の17節から成っている。節名は便宜上筆者が加えた。

緒言	問題の発生と所在	
第1節	序論	
第2節	理想的住宅の要件	
第3節	都市と住宅	(以上 No. 194)
第4節	家屋と生活	
第5節	その具体的説明。矮房とプライヴァシーについて	
第6節	プライヴァシーとその必要	
第7節	在来住宅生活思想の古めかしさ	(以上 No. 196)
第8節	住宅改良の根拠としての実用主義的立場	
第9節	東西既往住宅の変遷	
第10節	都市条件の変化と住宅	(以上 No. 199)
第11節	都市住宅の条件	
第12節	進取的思想の必要	
第13節	主婦の仕事を軽減すべきこと	(以上 No. 201)
第14節	住宅の美しさについて	
第15節	建築費の軽減と機械の使用について	
第16節	建築家の取償について	
第17節	住宅の不燃化について	(以上 No. 202)

また塚本博士の「住家の話」は4月大阪で行なわれた「工学会臨時会」で講演されたもので、この会は社会一般に「工学に関する知識の普及を図」るためのものだから「極めて通俗的」たらざるを得なかつたことを、博士ははじめに断わっている。またこの速記は、工学会ではなく「博文館がとつた」ので、この点にも当時の社会的関心を知ることができよう。講演であるから節の別は無いが、敢えて樹てれば次のようになる。

前	言
1.	住宅改良の必要
2.	改良テーマの類別
3.	在来住宅の美的側面の欠点
4.	間取についての欠点

5. 構造的欠陥。特に耐震・耐火
6. プライヴァシーと構造
7. 衛生上の欠陥。採光、通気、採煖、上下水について
8. 経済的問題。耐火について
9. 都市の住宅および集合住宅について
10. 住宅改良の隘路
  1. イニシアルコストの問題
11. //
  2. 社会的建築観の問題
12. //
  3. 建築形式の問題
13. //
  4. 生活方式(座方式)の問題
14. //
  5. 工業教育の社会的水準の低さ
15. 結 言
16. 附 言 F. バルツェル氏の日本建築論批判

また矢橋賢吉氏「本邦に於ける家屋改良談」は、9月、学会通常講演会において講演されたものである。これも節を分け節に名づければ、次のようになるうか。

- 前 言
1. 在来住宅の衛生的欠陥
    1. 座方式の問題
  2. //
    2. 通気と賊風
  3. //
    3. 煖 房
  4. //
    4. 採 光
  5. 構造的欠陥
  6. 材料の経済と規格について
  7. 盗難予防上の欠陥
  8. 作業能率上の欠陥 (座方式について)
  9. 台所・湯殿・雪隠の欠陥
  10. 住宅改良の必要
  11. 経済的観点より標準洋風家屋作製の必要
  12. 機械による標準部材の作製
  13. 米国における機械利用について
  14. // 材料費と労働費
  15. // 労働事情および仕事ぶり
  16. 結 言

以上の3者は、それぞれに長さも長く、内容も多岐にわたっているので、簡単に引用して内容を伝えることができぬ。また上掲に見られるように、ニュアンスにおいて相当の相違を見せているが、同時に重なっている点も多い。つまりこの3論文は、論者の個性を通して表現された、当時最高の水準における、時代の住宅改良論として良いのである。

それゆえ筆者は、上の3論文をとりまとめて、そのうちから当時の住宅改良の特に重い問題点とその方向を、項を分けてとり上げることとする。

## その性格と史的位置

なおこの場合、はじめに3者共通の性格に触れて置くと、通覧して第1に気附くのは、これらが共に、住宅改良の必要を強く指摘しながらも、直ちに実現・実施し得る現実の方策については余り触れていないことである。それは論者が、等しく非現実的だつた大正時代の住宅(生活)改良論におけるように高踏的・抽象的な立場をとつていないからではない。しかも現実から遠去からざるを得なかつたことには、2つの主な理由が考えられるのである。1つは当時が住宅改良の問題の発生の段階にあつて、いまだ将来の具体的改良住宅像が明確になつていないことによつてゐる。

1つは、論者の抱負の大きさに原因して、現実からやや離れざるを得なかつたことによるのである。

この3論文は、第1の理由によつても、結論的には「在来住宅批判——欠点の認識」としての史的意味をもつたのであるが、抱負においては何れもより進取的なものであつた。それは生活思想を全く異にし、しかも技術的に進んでいた欧米の都市住宅に接したわが国都市住宅の歴史が、はじめて正面から内容的にとり組み、積極的に自己を拡張しようとした試みに外ならないものである。しかも東西両住宅の差は、在来和風住宅に簡単に手を加えることで済まされ得るほど小さなものではなかつた。それゆゑ、当時において住宅改良を論ずることは、当然、在来住宅を根底から考え直すことにつながり、特に生活思想の問題に深くかかわらざるを得なくなるのである。そして直接的な住宅改良の問題から遠去からざるを得なかつたのである。

しかもこの場合、滋賀氏は自らの立場を、「ユチリタリアンの立場」と規定して、当時の建築家の「ラスキンの所謂アーキテクチュラル・プロパー」との別を立てている。このことは性格的には3者を通じて云えるのであるが、ここにもわが国建築学の進みを察することができるであろう。

明治の住宅改良は、結局は中廊下形住宅様式を産み出すことで終つた。しかし、この3論文にとり上げられた問題、およびその改良の方向は、明治時代を越え大正・昭和を通じて、わが国都市独立住宅史にひびいている。われわれはこの点に、わが国住宅史における、明治36年の住宅改良論の大きな位置を、明らかに認めておきたいと思う。

また、3論文は共通して上述の性格を有しはするが、3者相互に比較すれば、問題のとり上げ方には、相当にニュアンスの差が存することも否めない。一言にしていえば、滋賀氏論文は、特に観念的・思想的な傾向が強く、生活思想の問題を重く扱つてゐる。一方、矢橋氏は思想的な面より、技術的・経済的側面を主に問題にとり上げ、そして塚本氏は両者の中間に位置するといえよう。それゆゑ生活思想の問題にひかれてゐるわれわれは、滋賀氏によることが多いのである。

## 住宅改良の必要と問題点

そして以上のような事情を、滋賀氏の「緒言」(問題の発生)は非常によく告げている。氏はいう、

「近世有識の士欧に行き米に遊び深く彼の上の風俗を察し、所謂欧米の文明なるものは管に物質的の進歩のみならざることを根底より観察し、之を我国の現状に比し、改竄取捨を要するものは有形上或は無形上に鋭意実行の途にあるは国家の慶事と謂はざる可からず。方今公德養成の問題と云ひ、風俗改良の唱道と云ひ、畢竟我國識者の多くが先進国の風俗を観察して其良き部分を認めて我国の風俗習慣と比較し、旧来世間を知らざりし我国の公衆に対し、今日迨行ひ来りしこと、又今日尙行ひつつあることを、それでは世間は通れぬと言ふて論ずるに外ならず。公德の養成も風俗の改良も必要に迫られて起りたる問題には相違なけれども、他を見て其長短を比較せざりし人の頭には容易に起らざるものなり。

そして氏は、「一國風俗の根本は衣食住にあり」とする。「礼儀作法の如きは多く衣食住より来るものにして、衣食住に変化を来せば礼儀作法は爰に一変せざるべからず。」

しかし氏は、わが國の住宅を、立式にせよとか洋館にせよとか決定しようとするのではない。「余が之に対しての意見は西洋風にせんと欲せば西洋風にせよ、日本風にせんと欲せば日本風にせよ、支那、印度、希臘、羅馬何ぞ撰む所あらん。風を限るは意匠の自由を浸害するものなり。」そして「如何なる建築にても絶対的に完全と云うもの」はないけれども、「科学の基礎に依らずして経験のみに依頼」するのではなく、「常識を土台とし、美学の元則を応用」した「最も完全に近き理想に遠からざる住家」を当時が要求する、とされるのである。

ここには明治の啓蒙的思想の脈々と息づいているのをわれわれは見いだすであろう。そして氏は、理想的の住宅の基礎条件として、「堅牢・衛生・便利・愉快・経済・美観」の6つを掲げられるのである。が、これはすでに住宅改良の問題点として良いであろう。

一方、塚本博士でも、住宅改良の必要の理由は良く似ている。ただ博士は加えて当時における和洋二重生活の不経済を挙げている。そして博士によれば、住宅改良の問題点は、大別して3者になる。即ち、美的側面の問題・学術的側面の問題・経済的側面の問題である。

そして学術的側面はまた、次の3者に分けられる。即ち、間取りの問題・構造の問題・衛生の問題、である。

つまり両者とも、とり上げる問題点は相ひとしい。そしてこれに、特に重い、立座方式の問題を加えれば、当時の住宅改良の焦点のすべてが挙げられることになる。

そしてこれらを、内容上から再編成すると、われわれは大別して次の4者と考えて良い。即ち、

1. 技術的問題として、構造と衛生関係
2. 生活思想の問題として、プライバシーおよび主婦の労力軽減
3. 座方式の問題
4. 経済性の問題

このうち、第1の構造・衛生は、構造では耐震・耐火、衛生では通風と暖房が問題になっているが、すでに前節に説いたところを出でず、特殊な観点はないので、ここには略すことにする。

#### 座方式の問題

さて以上の諸問題のうちで、論者の前にもつとも大きく立ちはだかつたのは、「座方式」である。これは、わが国の生活風俗に深く根を下ろして簡単に変え得るようなものではない。いな、それは生活にかかわる一切の具体的な形を決定していたとして過言ではないし、失うには余りに大きな歴史を背負っていた。それゆえ、立式を特に強調しない滋賀氏、また強く主張される矢橋氏と、方向性の相違が明確に打ち出されるポイントとなつたのである。

しかしすべての論者は、座式の欠点を認めている。「立たんと欲せば立つことにせよ、座せんと欲せば座すことにせよ」といわれる滋賀氏にしても、「現在では」というので、

「足を折り曲げて体重を以て押し付けるの習慣は人体の發育上無害のものとは言はれざる可く、畳の上に横臥して室内最も多くの炭酸瓦斯を含める下層の空気を呼吸するは衛生上無害の者とは云はれざる可し」(緒言)

とし、また「一日中或は休み或は働き茶を飲み煙草をふかし新聞を読み雑談に時を選し働くが如く働かざるが如く悠々として事に従う」非能率的な生活は、「吾々の(座式)家屋は兎に角人をして是の如くならしむるに最も適當」になつているからとして、その非能率的なことに注意せざるを得なかつた。

そして、ユカ座の非衛生・非能率という2欠点は他の2論文にも共通にとり上げられ論じられる。そして矢橋氏は、「西洋帰り」の婦人の例を引いて、立式への移行は「それ程の難事ではない」とされるのだが、このように割り切れれば別として、まず「住宅改良の隘路」の重大な1つ(塚本氏)として教え上げられたのである。

すなわち当時にあつては、座方式の問題は住宅改良において重大な問題として注意され、立式への方向は能率・衛生の面からおよそ明らかに認識されていたにもかかわらず、現実への踏切はチューチョセざるを得ないものとして存在したのであつた。

加えて云えば、この座方式の問題は大正時代の住宅改良の場でも大きな問題になる。そして上掲2つの欠点を根拠として、遂に立式に踏み切られ、居間中心形住宅様式が成立することになる。しかしそれはあくまで住宅改良の場においてであつて、社会的にイス座への強い志向があらわれるのは、この度の戦後として良からう。

#### 経済性の問題

対象が中流の住宅である場合、経済性の問題は常に大きくあらわれるが、この3論文でも経済性の問題は大きな部分を占めている。そしてこの中には、和洋2重生活に原因する生活上

の不経済(塚本氏)、また、耐震・耐火という維持面の経済性も3氏はともに触れている。というより住宅を構造的に耐震・耐火の方向に改良することの最大の根拠は、3氏ともに経済性の問題からとり上げているとして良いので、塚本博士が、この問題からひいて都市の不燃集合住宅にまで触れているのは興味深いと云えよう。

しかし最大の論点は断るまでもなく建築費にかかわる問題である。そして在来木造和風住宅の不経済な点として、大きな部材を使用しても接合部の切り欠きの為に強度的に不経済であるとか、材料規格の不統一による不経済が指摘されている。(特に矢橋氏)

しかしこの問題にかかわつて、3氏の力点が在来そのままの和風住宅の建築費軽減にあるのではないことに注意を要する。3氏の主題は、コスト高を覚悟して耐震・耐火、衛生的で便利な改良された住宅を作ること、その場合の建築費の軽減にあつた。そしてそこから、部材の規格統一、機械による(大量)生産、標準家屋の作製の必要、が論じられるのである。われわれはここに当時の住宅改良論の進取性をうかがうことができよう。

前2者は3氏とも簡単ながら触れているが、ここにいう機械生産の部材とは、主として、米国におけるモルディングを附された長押様の、またはパネル部材の材料が挙げられているので、洋風装飾部材に苦しんだ当時が察せられる。また滋賀氏は他に、「帯鋸・丸鋸・留切機械・面取機械・機械鑿・平鉋機械・繰形機械・柄突機械」を上げ、「等、欠伸一番建築師の一顧を待ちつつあり、世人無風流と嘲り非美術的と罵るものあれば其嘲罵するに任ぜんのみ何ぞ一々弁駁説明するの要あらん」と述べて、その期待の大きさを示している。

また「標準家屋の作製」に触れたのは矢橋氏であつた。曰く

「是は御銘々に御高説があらうと思ひますが私は是は旧慣を一掃して仕舞つて前に申しました所の欠点を補ふた然かも速成的な快活的な経済的な衛生的な家屋、即ち標準家屋を技術者が寄つて一つ定めるのである、さう云ふ標準家屋は私は出来ないことはないと思ひます、さう云ふ標準家屋を拵へて、斯ふ云ふものが宜いと極つたならば、前にも詳論しました通りそれに対する材料もマーケットフォームを作つてやるのであります。

そして氏は、氏が実見された米国の例を日本風に翻訳しつつ具体的に説明し、大量生産と互換性ある部材の市場的安定とによつて、建築費の著しい低下の可能性を説かれたのである。

しかしながら、わが國中流住宅改良の当初にあたり、具体的な将来の方向も明確に定まっていなかつた時にあつて、この標準住宅作製・販売の論は、やや観念的たらざるを得なかつた。講演後の「質疑応答」もここに集中されている。しかしながら氏の提案は、これが米国例の翻案にすぎないとしても、わが国はじめての規格住宅論として住宅史中忘れ得ないものである。

#### 生活思想の問題

次に本題たる生活思想の問題にかかわつては、在来住宅の批判とからみ合つて、室プライ

ヴァシーの要求（滋賀・塚本両氏）および主婦の家事労働の軽減（滋賀氏）が注意されるであろう。

プライバシー（滋賀氏「プライバシー・インディビジュアルリティー」塚本氏「シークレシー」）の問題は、両氏とも在来住宅の生活上の欠点の第1に置く。そして塚本氏は「個人的秘密性」から直ちに住宅の構造の問題へ進まれるのだが、滋賀氏では、わざわざ節（第6節）を設けてその必要を論じられている。曰く

「吾々の住家の居室の取り方は其区域甚だ判然せず自他の居室の区別明かならず、……一家悉く一室の如きものにして主人の室より下婢の室に至る迄台所は云ふに及ばず凡て一室となすを得べき者なり、富豪貴族の家にしても強て心中に於て上下尊卑の区別を立て自ら遠慮して他を侵さざるに務めざれば障子襖の類は以て自他の区別を明らかにするに足らず、人已れの室を通り抜けるも更に意とせず、これを意とせざるが故に己れ亦他の室を通り抜けるも心に介せず……吾々の家屋は是の如きことをするに便利能く造られたるものにして自他の区別に重きを置かざることは居室配置の仕方に依て明らかなり……仮令へ居室の配置上躬自ら通り抜けせざるとするも声をして通り抜けせしめば其の不都合は同じことなり己を重ずると同時に他を重んずるの道は只だ自他の区別を判然たらしむるにあるのみ……それゆえ完全なる住家の体裁を具へんとなれば宜しく……盛に間仕切を用ふるの方針をとらざるべからず…（第5節）「英語にてプライバシーとは衆人の目を避けて自ら隠退するを謂ふの意味にして、家屋用の各室は皆多少其意味を含むものなり。人は家屋内にある間は裸体になることもあり不体裁の衣服を着けて人の目に触るるを憚ることあり、此等は皆其用に当てられたる室に於てのみなす可きことにして、人に隠れて為す可きことなるが故に他をして猥りに窮はしむ可からず、これ自ら其権利を重んずる所以なり。……（第6節）」

氏は続けて、プライバシーの意を広げれば「インディビジュアルリティー」となると云い、更に室の機能分化に触れて「若し応接の間を客室とし書齋を客室に用ふる等のことをすれば此三つの室は皆其特殊の用即ち書齋は書齋として客室は客室として応接の室は応接の室として用ふるには不適當のものとなるなり。これは或る意味に於いてはプライバシーを侵すものにして室のインディビジュアルリティーを失うものと謂ふ可し。」とする。本来、室の単能的機能化とプライバシーとは一応別に考えられなくてはならぬにもかかわらず、両者をかく密接に把えるのは塚本氏においても同様であつて、両概念が当時極めて新しいものであることを物語っているのである。

しかし何れにせよ、プライバシーの必要は個人の「権利」と共に確実に把握されている。われわれは明治36年においてはじめてこの問題が明確に住宅中に持ち込まれたとして良い。

また滋賀氏はその第13節で、節を立てて主婦の家事労働の軽減を強く主張されている。これは筆者の見る限り最も明確に、最も早く、中流住宅改良と主婦の仕事とを結びつけた議論で、それまでは便利・愉快・経済等が言葉として述べられていても、それらは観念的なもので具体性を欠いていた。まして「主婦」とか家事労働には明確に結びついていなかったのである。氏は云う。

「古来より建築者にして余り気の付かざる事柄にして、而も近世住家建築の発達に關し、大關係を有する事あり、而して住家の便不便は、多くこれ等の事より割り出さるることを思へば、建築者として住

家の研究には、先づこれ等の事を心得置かざる可からず。其事柄とは何ぞや、即ち主婦に関する家の仕事を謂ふなり。

家は主人一人のみのものにあらず。夫婦共同して立つ可きものなり、主人は外に在て仕事をするものなれば、家にあること稀れにして、主婦は之に反して家に居ること多く、従つて之が便利を計るは、最も至当の事にして、余は住家の研究に於ては、此辺に最も重きを置かんと欲するなり、これを簡単に云へば、主婦の仕事を軽くし、身体を害すること最も少くして、容易に事を運ばしむることを計らざる可からず、主婦の仕事は下婢の仕事と相関連するが故に、下婢仕事を軽くすることを計るは即ち主婦の仕事を軽くすることとなるなり。一家の主婦にして下婢一人位を使雇するものなれば、其働きは殆ど共同にして、家の仕事に従事せざる可からず。

そして氏は次に、『『便利なる住家』の記者 L.H. ギブソンの口吻に倣ひ』当時の主婦の一日の労働を写す。それは戦前昭和時代でも少しも変らなかつたところの、女中1人を置いた程度の中流生活そのままである。日々繰り返えし、変化もなく発展もなく、日常の些細だがしかし止まれば家庭生活がその日から混乱し、やがて破壊されるにいたる、いわば一家の家庭生活を根底的に支えている労働なのである。

「而して翌日も、復翌日も、其の操る所の業は同じくして、其要する注意は異なることなし。是其仕事の一環にして、此外臨時の來客、訪問等主婦の仕事は実に容易なるものにあらず、年少の主婦、此等の義務を完全に成し遂ぐるもの果して幾何ぞ、これらの事には主人は一切手を付けざるなり、全く男子の働きに対する裏面の働きと謂ふ可きなり。この裏面の働きを、最も手軽く、最も便利に運ばしむるは、即ち余が所謂住家の便利の一にして、便利とは寔に間取の都合能く取られたることをのみ謂ふにあらず而して住家の便不便是、家人殊に主婦の衛生、愉快経済等に関係を有することは、一々事實を挙げて詳説せずとも自ら明らかならん。

われわれはこの節のみをもつても、氏の住宅論を、わが国住宅史中ユニークな位置を占めるものとしなくてはならない。

#### 承 前

上に筆者は、明治36年の住宅論に見られる生活思想発展の具体的問題として、室のプライバシーおよび主婦の家内労働軽減の要求があらわれたことを述べた。しかしここで注意すべきは、両者が何れも欧米住宅からわが国住宅へ移し入れられている点である。上掲に見られるように、室の独立性は、洋館のプライバシーが常に例証とされている。また主婦の家内労働についても、滋賀氏は「ギブソンの口吻」を借りたのである。それゆえ、ここに見られる生活思想の問題は、わが国における発展ではなく、当時では単に借りものに過ぎぬのではないかと、との疑問も起り得る。しかも既に見たように、プライバシーと室の機能分化とが或いは混同されるような水準にもあつたのだから。

しかし筆者はこの考え方には与しない。たしかに——特にプライバシーの問題について——その把握の仕方の深みは、いまだ完全とは云い難い。しかしそれは当時が住宅改良の発

生的段階にあつたこと——ないしより広く、わが国の思想的な近代化の若いためによるので、単に思いつきの模倣とか、借りものであつたのではなく、わが国の社会的な生活思想発展の方向の、中流住宅の場に於ける反映として良いと考える。

何故ならば、その最大の理由として、思想的観点の重い滋賀氏論文では、在来住宅観＝生活思想そのものの古めかしさが明らかに批判されており、それを踏まえて上掲が論じられているからである。これも明治36年の住宅論中、逸することのできぬ内容としなくてはならぬ。一班を抜く。

「降つて近世に至り士農工商を論ぜず、中等以上の資産を有する者の住家は、皆個人的にして貴族的を含めるものなり……其従属するものに就いて謂へば家令と云ひ、家扶と云ひ家従と之ひ執事と云ひ小使と云ひ書生と云ひ給仕と云ひ車夫と云ひ馬丁と云ひ門番と云ひ、婦人に対しては老女女中頭女中仲働小間使保母児守り炊婦等致へ来れば幾人たるを知らず今日富豪と呼ばれ貴族と称するものは成る可く使用人の数を多くし好んで厄介者を蓄へ巖然一小君主政府を形り、主人は最も奥まりたる一小部分に室を構へ巖として君主の位置に立ち、出る時は全家挙げてこれを送り、入る時は拳家一同之れを迎ふ。恰も封建時代の遺風を存して猶ほ歐洲中古の有様……に髣髴たり。これ或は今日に於いては極端の語の如く聞こゆれども中等以上の住家と称するものは皆これ等の事情に適する様造られたるものなり……其標本を古代に取て造られたるものなり。……(第7節)

「近世富豪貴族が其邸宅を所謂洋風にし外見体裁を能くしたりと雖も其プランたる貴族的の精神を失はずして無益の室を並べ不用の間数を加ふるに過ぎず。翻て中等人士の家を見よ障子に硝子を嵌め家根を亜鉛或は鉄板葺にする等に止まるの外更に改良の点を見ず純然たる「チヨン」番大小時代の家屋にあらずや……(第8節)

時勢は已に平民的に向ひつつあるなり、風俗豈平民的ならずして可ならんや、風俗已に平民的に向ふものとする時は其家も亦平民的に造られざる可からず。余が所謂理想的の住家なるものは此辺に最も重きを置くなり。……(第2節)

すなわちこの「平民的の時代」、わが国の近代開始期としての明治時代、の到来こそ個人の「権利」として室のプライバシーを要求し、主婦を家事奴隷から開放する最大のモメントだつたので、この方向性は先に見た福沢等の啓蒙的業績に明らかに窮い得たように、独り住宅内での問題ではなく、わが国近代化の歴史そのものの、住宅の場でのあらわれに外ならなかつたのである。

それゆえこの方向性は、単に上掲3論文のみにひびくのではない。これほど明確に強く主張されぬにせよ、「客室を独立させ」「住宅を客のものから家族のものに」しようとする志向は当時の住宅改良書にも明らかに読みとることができる。これもこの方向性がわが国社会に根を下ろしつつある事実を示すものとして良いであろう。われわれは次に明治30年代の住宅改良書、「通俗家屋改良建築法」「和洋住宅学」の2著をとり上げ、その内容を概観しよう。

「通俗家屋改良建築法」 明治 35 年

「和洋住宅建築学」 明治 39 年

この場合、単行書として比較的早く、かつ内容もまとまつていて、出色の住宅改良書と呼べるものに、これまでも屢々触れてきた井上氏「通俗家屋改良建築法」(明治 35 年刊)がある。

この書は、緒言および次の 24 項と附録から成つている。

一、総論	十五、欄間の事
二、土地撰択の事	十六、壁の事
三、配置を定むる事	十七、畳の事
四、製図の事	十八、天井の事
五、間室配置の事	十九、建具の事
六、屋内空気流通の事	二十、西洋室内部の事
七、光線の事	二十一、木材応用の事
八、構造の事	二十二、門の事
九、家屋の高さの事	二十三、檣垣の事
十、柱及び各部の木割の事	二十四、家屋改良の要旨
十一、軒廻り及び屋根の事	
十二、建築形式の事	附録
十三、色彩配合の事	一、工費予算の事
十四、床の間及び欄附書院の事	二、仕様書の事

全体的に見て技術的・細部的な問題が主となつてゐるのは、この種の著書として通例だが、その、五「間室配置の事」には、当時の和風住宅改良の方向一般と、上に見た生活思想の發展とを良くうかがうことができる。ここにその主要部を引いて置く。(傍点・番号筆者)

- (1) 間室の配置は家屋の建築上最も慎重なる考案を要すべきものなり、居住者の身分・品格及職業等により必要なる間室を秩序正しく、体裁を保ち、専ら便利に而して衛生に、經濟に鑑み適當に配列せしむるにあり……
- (2) 家屋の外廓の形状は方形或は長方形の如き單純の形より光線と通風の普及を計るため廻々に折曲げ或は凸凹參差せしめ……其屋背は高低断続して多少外観に風致を添ふ、然れども其出入の要りに繁に過ぎたるは、雨水の流下よろしからず停滞を來す恐れあり。
- (3) 玄関の位置は一家の最も尊重すべき處なれば不体裁なく嚴肅に構ふるを要す……
- (4) 間室は椽側又は廊下等にて連続せしむべし、或室に通るに他室を踏ざれば達する事能ざるが如きは最も不便なり、ために他の一室は全く通路となりて、室の用をなさざることあり。
- (5) 中廊下は用ひざるを可とす……
- (6) 二階上に配置する間室は、客間・応接の間・書齋のごとき日常起居せざる室に充つべし……
- (7) 來客の通路に當る廊下又は客間等より家人等の動作の状態の見へ透ざるを可とす。又談話の互に反響するが如きは來客に対し不快を感ずるものなれば兼て注意をなし置べし。
- (8) 客間は來客を請じ応接し、饗宴等のために用ふる一家の表座敷なり、故に家屋中最も尊重なる構造を要し、且つ庭園に望たる好位置に置くを以て我國の慣例とす、然るに近來行わるる説は不時の來客を待つ客間のために一家中の最も好位置を塞ぎ、日常起居する家族等の居間は、好位置を得ざることあり、故に客間は北側に移し、來客に対する相應の設備をなせば大に便利ありとす。
- (9) 次の間は、客間其他の主要なる座敷に続きたる間室なり、此種の間室は成べく併列せしむるを利益

なりとす、平常は襖を以て境界とし若し多人数集合せる饗宴等の席に使用せんと欲せば境界の襖を撤し、広き一室を得る便利あり……

- (10) 居間・書斎・隠居部屋小児室の如き日常起居に充つる間室は家屋中庭園に望める好位置に置くを可とす、就中隠居部屋小児室の如きは、日当りよき且つ衛生上好適の位置を撰むべし
- (11) 台所は……相当の広さと清潔なる構造を要す、其の位置は(南か東が可い)……
- (12) 湯殿と便所は成べく本屋より離隔せしむるを良とす、湯殿は日光の直射を要す。……
- (以下略)

これは明治35年としてまさに進歩的意見とすることができる。特に(4)には室の独立と廊下の必要、(8)には家人中心の住宅観、(10)にはその具体的表現として子供室の重視等を見ることができ、これらの点では大正時代の住宅改良意見としてもそれほど見劣りするものではない。

しかし一方、在来の住宅観＝生活思想も抜き難く残溜して、(3)には玄関の重視、(7)には来客の極だつた尊重、(9)には室の連続的使用が説かれている。また先に上げた(10)家人中心の住宅観にしても「近來行わるゝ説」として紹介されているところに、当時の住宅観の過渡的な姿と位置とを見いだすのである。

しかもこの教条に見られる進歩性と保守性は、両者を含めて中廊下形住宅様式の住宅観＝生活思想そのものなのである。それゆえわれわれは、明治35・6年の頃には、中廊下形住宅様式成立への方向は観念上には既に明らかとすることができるのである。

しかしながらこれはあくまで観念上の方向で、当時(ないしこの著の)具体的な住宅観は掲載平面例に見られなくてはならぬ。(第13・14・16図参照)そしてそれは、中廊下形住宅様式には遠く及ばぬものである。

(なお、その二四、「家屋改良の要旨」はすべて構造についてであつて、前節中「家屋構造一般の改良」に引いてある。)

また明治39年刊行の駒杵・越本氏「和洋住宅建築学」<sup>10)</sup>も当時の住宅書として、全体的に良く似た内容を有するが、その第4章「設計の注意」は次のように云う。(項内筆者)

- 一、外観の美。(略)
- 二、奥床しく各室を配置し開放的ならぬこと。
1. 内部を通行人・商人より窮い得ぬようにすること。
  2. 家族と雇人の部分を区別すること。
  3. 浴室・便所の内部をうかがわれぬようにすること。
- 三、安逸なる生活を得せしむること。
1. 室内温度を一定に保つこと。
  2. 冬季、壁・障子の隙間より賊風の入らぬようにすること。
  3. 蚤・蠅・蚊等の入らぬようにすること。
  4. 廊下等を明るくすること。
- 四、各室に便利を与ふること。

10) 工学士駒杵勤治著・越本長三郎編「和洋建築学、上・下」：須原屋、明治39年刊。

1. 家風を尊重すること。
  2. 食堂と台所を近づけること。
  3. 便所と客間を近づけること。
  4. 食堂、書斎より庭園に直接出られるようにすること。
  5. 階段を成るべく多く設けること。
- 五、広潤にして窮屈ならぬこと。
1. 予備室の用意が欲しい。
  2. 廊下巾は広くとること。
  3. 天井は15~9尺とすること。
- 六、無益なる場所を設けざること。(略)
- 七、適当なる日光の射入及び新鮮なる空気の流通を計ること。(前出)
- 八、住宅の周囲に広潤なる場所を設けること。(略)
- 九、方位に注意すべきこと。(略)

これは洋館に対しての設計上の注意であるが日本家屋のそれも大差ないものと類推できよう。殊更にとり上げて論ずるほどのものは無いが、第2項のプライバシーに関して、家の内外、家族と雇人、家族と客との場合に限られ、家族成員相互では問題になつていないのは、前掲「通俗家屋改良建築法」の場合と同様で、当時のこの問題の位置を知り得る。また、上掲2書を通じて、対象としてとり上げられた住宅の規模が大きく、少くとも数十坪以上である点に注意を要するであろう。

## 中廊下の導入

明治30年代から40年代へ

日露戦争前後の日本、すなわち20世紀初頭のわが国は、社会的にも建築史的にも、まさに「我国に於ける歴史上の移動時代」<sup>11)</sup>を経験しつつあつたように見える。それは明治維新という大変革によつて中世的な封建体制から一挙に近代へ飛躍した後の混乱が次第に安定し、日清戦争によつて自信を得、いままた日露の大戦を戦い通したわが国が、内部的に次第に整備を進めつつある時代であつた。この姿は1建築学会雑誌上にも良く反映しているので、維新後荒廢にまかされた丸の内一帯は、三菱会社の赤煉瓦造ビル街に変わりつつあり、日比谷公園・上野公園は市民の為に開かれ、整えられ、図書館建設が進められ、39年には外債によつて東京の区劃整理に着手される。東京駅・国技館・帝国劇場の計画もまた30年代の末である。雑誌上には「電灯事業の現在及び将来」(37年, No. 207)が論じられ、また明治時代そのものが、この頃から回顧の対象となるのを見いだすであろう。

一方建築史的には、早くも「アール・ヌーボー」がとり上げられ<sup>12)</sup>、実例が作られ<sup>13)</sup>、米國における摩天楼・大アパートメントが注目され、39年から43年にかけては建築雑誌上に大きな鉄骨構造の講義(日比氏)が連載され、また30年代の末から鉄筋コンクリート構造が佐野博

11) 清水釘吉「我国に於ける建築歴史上の移動時代」：建築雑誌，明治37年，No. 211.

12) 滋賀重列「アール・ヌーボーの真相」：建築雑誌，明治37年，No. 210.

13) 神本理髮店：建築雑誌，明治37年，No. 214.

士らによつて学問的に輸入されはじめ、そして板硝子国産が本格的に計画されつつあり、この時代の2・30年前に正統として輸入された様式的建築は新らしく世界的に抬頭しつつある新建築技術の前にすでに保守的傾向とさえ見られるようになってきたのである。そしてこれら現象面からの圧力は、やがて43年、「我國将来の建築を如何にすべきや」とのいわゆる「様式論争」となつてあらわれるのである<sup>14)</sup>。

そして上に述べた住宅観＝生活思想の変化・発展は、特に中流の住宅をその場として、このような背景の上に漸く進められていたのであつた。が、明治36年の住宅改良論以来、30年代後半の学会誌上には中流住宅ないし住宅一般について、取り立てて論ずるほどの議論は見ることができない。

しかし住宅の問題は決して忘れられていたのではない。かえつて当時の雑誌には常に住宅に関係ある問題を見いだすのであつて、その頻出度数は30年代前半とは比較にならぬほどであり、時代の住宅に対する関心の深さは知ることができる。

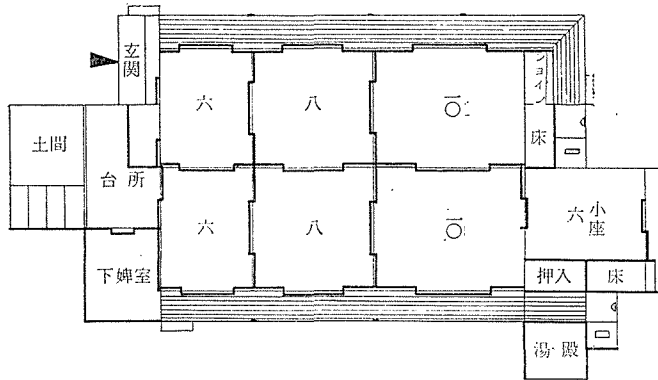
たとえば明治37年から38年にかけて、保岡勝也氏は「住宅の室内装飾に就いて」を雑誌上10数回にわたつて連載する。これは洋風室内装飾についてであつて、海外書を基礎に説かれたものらしい。また37年末の「米國都市に於ける一傾向に就いて」(No. 216)は、シカゴ・トリビューン紙によつてニューヨーク・シカゴ等大都市の高層集合住宅について簡単に紹介したもの、また翌38年にはD. N. B. Stirgis「亞米利加の住宅」を紹介した大熊喜邦氏「米國現今の住宅」(No. 223)があり、(このような米國住宅紹介の例は明治40年J・K・Y生「家屋の様式は如何に採べきか」(No. 251)にも見ることができる。)また、「鉄筋混凝土の住宅」(No. 227)として、この構造が住宅に用い得ることに対する関心が見られ、38年の末にはビルディングニューズ誌より「電灯及び白熱瓦斯の室内点灯に就て」(No. 228)が紹介されている。また前田建次郎氏が「床の間に就て」(No. 254)を史的立場で論じていることも注意したい。39年には大熊氏は「満洲の住宅」(No. 235, 6, 7)を紹介している。また40年には「最も安値に洋風小庭園を作ること」(No. 243, 251)が見られ、洋書よりとつた多数の小庭園平面を載せて、住宅建築ばかりではなく洋風小庭園にも目がひろげられているのを見ることができる。

しかしこれらは、わが國住宅改良に直接的であるとは云えないであろう。それゆえ上掲はすべて略すことにし、ただ直接的に当時の住宅改良を物語る2, 3に簡単に触れるに止めよう。

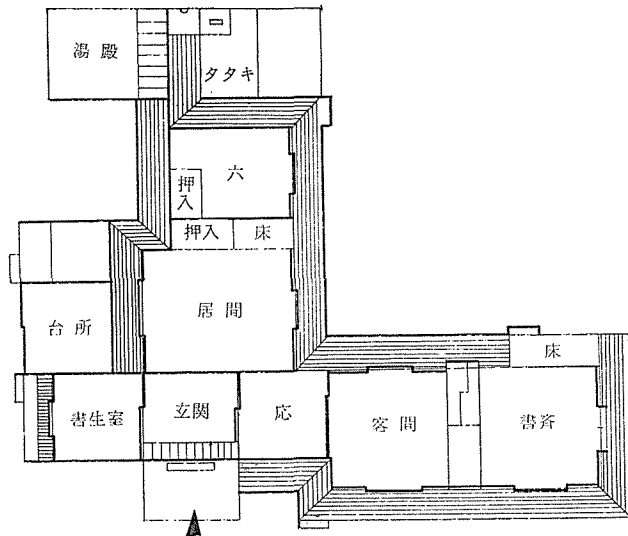
その1は明治39年、准員某氏「鹿児島市に於ける普通住宅のプラン一般」(No. 230)である。某氏は同市の普通住宅平面として第22図の如き2図を掲げ、「東京の住宅に住慣れたるものより見るときは甚放大にして不經濟に間取りされたと云はんか寧ろ間取りと云ふことには少しも意を勞せぬ建築法」とし、その改良形として第23図を掲げている。

両者を比較して、現在からでは後者の改良点の指摘に苦しむほどのものであるが、各室は

14) 「様式論争」に関する私見は拙稿「明治から大正へ」参照：建築雑誌、昭和25年No.761。



第22図 鹿兒島市における典形平面 (明治39年)



第23図 鹿兒島市における改良形 (明治39年)

完全に独立し、椽側が発達して部屋の通り抜けが廃されている点、各室の機能が少々明瞭になっている点、家族居住部が南面に進出している点等、前述した生活思想発展の方向性は明らかに認めることができる。

その2は、明治40年、「大日本私立衛生会」がこの年9月ドイツで開かれた「万国衛生博覧会」に出品した「模範的日本家屋」(No. 248)についてである。これは1/15の模形で平面は不詳であるが、「本邦現時に於ける紳士の住宅を標準」としたもので、1階78.5坪、土蔵5.5坪、2階41.5坪、計125.5坪、「玄関構より見れば昔の大名屋敷の如くなるが、大体よりすれば先日本家屋の趣味を土台とせる和洋折衷と」云えるもので、建築雑誌は「遺憾なき設備」と題して次のように説明している。

「各室の配置を見れば応接室あり書斎あり女中部屋書生部屋勝手湯殿(勝手湯殿等水道栓あり)其他細

々しき居室ありて斯る複雑を極めしにも拘はず能く光線射入の平等空気流通の自由、鼠族の棲息防止する方法等衛生上一定の需用に適應する様の工夫を凝したるは極めて用意の周到なるを見るべし、尙設計者細工人等の注意せる處は右の光線の射入に關しては座敷、書齋、客室等重なる室は其位置を東南方に面せしめ且中庭を設けたるによりて側面若くは背部の採光に便ならしめ、空氣の流通に關しては光線射入の構造に伴ひ、之を自由にするの外縁側通、長押上、蟻窓の外壁廊下等の部分其他各室に各種の窓を設け換氣に十分ならんことを期し、鼠族の棲息に対しては建物周囲の地形にコンクリートを以て其上に側石を据え床下は總べて敲きとなし、其周辺無数の換氣孔を作り之に金網を張り板戸を附し（板戸は夏冬兩期に開閉自在なり）たり此等は防鼠に適せるのみならず床下の防濕及び清潔を保持する上に於て多大の利益あるべく若し鼠族の天井裏に進入したる時は、之が捕獲に便せん為め天井に上り同屋上に明り取り兼空気拔窓を設け台所も必要の部分は金属板を以て包被し同所にも清潔と防鼠とに対しては遺憾なき設備を為せり。

われわれは上掲中に、当時の、技術的に改良された代表的中流住宅を見ることができよう。そしてコンクリートの布基礎が既に周らされている点に注意しておきたい。

その3は、明治41年の雑誌(No. 257)に載つた「日本家屋の改良（ミッセス、パーピス談西洋人の住む日本家屋）」である。これは1外國婦人の日本住宅批判だが、女史は、「日本人の建てた西洋造りは、何やら窮窟で物足りない感じが」するが在来和風住宅は「いかにも風流で高尚の趣味が」ある。それゆえ「私が日本で家を築てるとなれば西洋造りより、矢張り日本造りの方を扱ひます」と述べる。

しかるに「其欠点を摘む時には随分沢山」ある。まず「地下室・洗濯場の無い不便」だがこれは忍べば忍べる。「第1番に困るのは各室開閉の戸締りが悪いので」防盜の点に欠けるし、「又近く女の身にとつて見れば化粧をする時など他人に肌を見られる恐がある。或いは大切な要事などをなす時に、日本室であれば直ちに他人に開けて入られる為に自分の住む宅となれば、何うしても戸締りを造りかえねばなら」ない。

第2は「割烹室の構造」で「日本風台所は多く不完全」だから、この2者は「是非其改良しなくては」ならないとするものであつた。

この、室のプライバシーの要求と台所改善の必要とは、西欧婦人の在来日本住宅批判としてまさに当然のことと考えられ、またすでに明治36年住宅改良論中にも強く指摘された問題である。それゆえ筆者がここで言葉を加える必要はないのだが、この問題そのものについてより、むしろかかる議論が、「叢録欄」中とはいえ建築雑誌にことたてて、掲載されている点に、かえつて当時のわが国の住宅改良の気運と問題点とを知る事ができるように思われるのである。

まことに居室室にプライバシーを賦与することは、当時の住宅改良の焦点であつたとしで良い。その証として、われわれはこの年、中廊下の導入に力あつた重い論文を見いだすので、筆者は次にそれに触れよう。

田辺氏「西濠洲の住家」

それは明治41年1月号建築雑誌(No. 253)が掲載する、田辺淳吉氏「西濠洲の住家」であ

る。この論文は「叢録欄」中に「抄訳」として掲げられている。たしかにこれは「英国建築学会雑誌」中 R. M. Hamilton “Domestic Architecture in Western Australia” の抄訳だが、紹介者田辺氏の目的は「西濠洲の住家」にあるのではなく、「余の諸君と共に考究し度いのは中流社会の住宅改良の要求には如何に建築せば宜しからんとの問題」であつた。

それゆえ氏は、はじめに当時「百般の事柄が欧米の式に則」つて変化し、特に公共建築に然ることを述べる。しかし住宅の改良は「甚だ遅々たる感」を免れない。しかしながら大邸宅に関しては財に余裕があるから「茲に問題に上すまい。」問題は「如何に之を改良せんとするか」の要求が頻りて有つても或程度以内で要求に応ぜんとするは中々困難な「社会活動の重要な地位を占める」中流社会の住宅なのである。

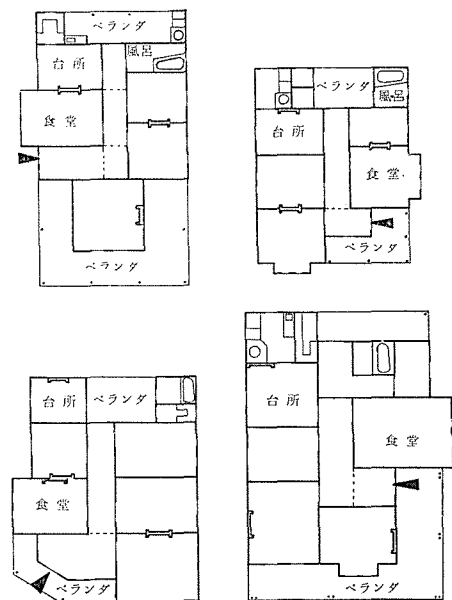
「装飾的な洋式直写住家の一般に普及し難きは元より其所で、 実際風土材料を異にせる本邦に純洋式は特別の場合の他に間に合ふ訳は無いのであるは上流社会が純洋式家屋を造りても必ず純日本式家屋を附属せしむるに於て明瞭であると考へる。然らば如何に中流社会に於ける欧風趣味の要求に応ずる住家を建築せば可なるか、此問題は吾等建築家に取りて主要なると同時に亦困難なる問題であることは是迄本誌に於て度々改良談の掲載せられたるに拠りても疑ひなきことであろう。

そしてたまたま見いだしたハミルトン論文は丁度「建坪四五十坪を越えず部屋の大きいさも日本の中流の家と大差はない」もので「本邦の住居問題に取越苦勞をしている余には誠に有難く響いたのである。」

原論文は在濠英国建築家が本国に所在地の中流(小規模)の住宅を紹介したのだから、住宅全般の問題にわたっている。田辺氏はその主要部を引きつつ、段ごとに評釈を加えられているのだが、ここには平面関係のみを引く。

そして紹介された平面は第24図のごときものだが、これについて氏は次のように云う。(傍点筆者)

「プランの具合は以上の通りで……(日本中流の家と)異なるところは中央に廊下をとり各室が日本の家の如く連続的でなく夫れ夫れ独立して居ることで、先づ日本の家を少し安直に西洋風にやつて見やうと云ふには此位のプランニングは至極穩健のところではなからうかと思ふ、二階が欲しければ此上に二階を重ねることは随意で又困難なことではあるまい。台所の辺も廂の利用も面白いと思ふ。風呂に行くのに一旦廂に出て行くのなども日本の習慣には余程適して居るか考へらる。図には便所が明示して無いが多分、パス・エンド・W. C. で風呂場と合併して居るものと見える。日本では適當のところ別に設くも宜しい。玄関がベランダの内に取である



第24図 西濠洲住家平面例

こと之れは記者の云はるる通り避暑的別荘等の他は余り賛成出来兼ねるが之ととも(1)図の如く側面にも取つたら宜しからう。

「……試みに日本ではどんなプランに成るかと考へて見やう。それには此図の下の方を直ちに南に当てはめ食堂のある側を東と定めたら如何であろう。先づベランダの突き当りにある分を居間として其傍に書齋をとるも宜しい玄関を横にとれば其附近に応接間をとり寝室児童室等は適宜選択したらば宜しからう。女中の室は云ふまでもなく台所の附近が宜いので、台所は北側の一端で東を受けるところに持て行き湯殿便所は(上下兩種を設くるとして)西でも北でも宜しからう廂を北に存して置けば寒気を防ぎ一部を物置に兼用することが出来至極都合よくはなからうか、女中の室などは畳を敷くも宜しからう、以上は少しこじつけの様ではあるが、日本現今の民度で其風土に応じ中流社会の人々の歐洲趣味を満足せしめ様とするには此位が程のよいところであると考へるのである。但し日本では南北の風通しを八釜しく注文せらるるが普通であるから此注意は必要である。それが為めに女中部屋等は鍵の手に一方に張り出すと云ふことが必然の結果となるかも知れない、云ふ迄もないことだが南北に直通する廊下を東西に採ることは随意なので要するにベランダの利用や各室の区劃のアイディアを与へることが目的なのである。

引用に見られる通り、田辺氏はここで洋風イス座の中流住宅を考えている。それは「中流社会の人々の歐洲趣味」が盛んだからである。そしてその日本化には、玄関・応接室・女中室が附け加えられるべきであつた。これは次章に説く大正時代の居間中心形住宅様式成立における欧米小住宅日本化の場合にも全く同様であつて、当時中流社会の一般的生活思想をそのまま反映するものである。単に日本的反動化とすることはできぬ。しかもわれわれは、氏の紹介中、「日本の家の如く連続的でなく」「各室の区劃のアイディアを与へることが目的」であるのを見るであろう。

そしてわれわれは氏の論文において、当時要求されていた室の区劃—プライベート—賦与—と「中廊下」という「方法」とが明確に結びつけられ得て、わが國中流住宅改良の場に導入されているのを知るのである。

#### 中廊下の導入

この場合、西濠洲の住宅紹介を契機とする田辺氏の中廊下導入論を、中廊下形住宅様式成立途上に、上のように重く見ることに對して疑義があるかも知れない。

なぜなら

1. 田辺氏の中流住宅改良は洋風を目指すものである。
2. 中廊下そのものは、すでに在来住宅にも存在しており、たとえば前掲「通俗家屋改良建築法」(明治35年刊)では、「間室配置の事」の(5)で、「中廊下は(通風光線ともに不充分で不快だから)用いざるを可とす」と述べられている。
3. またこの書では、その(3)に「間室は椽側又は廊下等にて連続せしむべし。(通り抜けは不便)」と通路空間による室分離をすでに強調している。
4. また以上を前提して、中廊下というごとき通路空間のあり方の成立に海外の影響を重く見ることの不可。

が考えられるからである。

もとより筆者も、中廊下形住宅様式における中廊下が、田辺氏の紹介のみによつて導入されたとするのではない。プライバシーのために部屋を区割することは、当時の社会的要求であり、それは当然通路空間の確立につながるであろう。

しかしながら、わが国の住宅史において、椽側また単なる廊下と、中廊下とを、通路空間として等しなみに把握することはできないのである。これこそ、西濠洲住宅の中廊下を紹介した田辺氏の論を重く見る第一の理由である。

いまごく簡単にわが国住宅史をふりかえつて見ると、通路空間の確立程度はきわめて低かった。古代以来、わずかに一棟の建物の周囲の椽と、建物をつなげる渡殿とを有するのみで、近世に入つて、特に大規模の武家の邸宅に、動線上の必要から生じた畳廊下のごとき「中廊下」を僅かに見いだすのみなのである。そしてそれは、大観して云う時、わが国高床系の住宅歴史が、一つの棟は一つの空間をおおい、必要なら、そのような棟を渡廊でつなげることによつて大規模の邸宅を作り出して来たこと、つまり、一つ屋根におおわれる空間の一体性が非常に強いこと、によつていふと考えられる。もとより時代の下るにつれて、一棟におおわれる空間も室に区割されてはいつた。しかしながら、通路によつて分割される程の強い分化は見られない。原空間の一体性は根強く残溜していたのである。そして通路ともなる椽が、中央部の一体となつた空間の周囲を圍繞した。むしろ圍繞する椽は囲まれる空間の一体性を保存するために働いたとさえいふ得るであろう。

この姿は既に掲げた明治時代の都市独立住宅にも良く見ることが出来る。それは特に大規模なものを除けば椽側以外にほとんど通路らしいものを備えてはいないのである。

一方、西濠洲の住宅に見られるような「中廊下」の場合では、はじめに確立された「室空間」が存在している。そして「中廊下」(ないし片廊下でも)はそれぞれの「室」をつなげるためにのみあるのである。それははじめからの通路空間であつた。

つまり、等しく通路として用いられるとは云え、わが国在来住宅における「椽」は内部空間一体性の象徴として、また「廊下」は「室」確立の象徴として把握し得るので、そして「中廊下」とはこの場合の「廊下」の性格のもつとも極だつたものと考えられるであろう。それゆえ「中廊下」の概念は、明治時代では歴史的にわが国のものではなく、欧米のものであつたとしなくてはならないのである。

明治30年代後半に明らかにあらわれる室のプライバシーの要求は、それゆえ「廊下の確立」と同義でなくてはならぬ。それは中廊下形平面の成立途上に、かならず一度は通り過ぎられなくてはならぬ段階である。そして田辺氏の論は、「建坪四五十坪を越え」ぬ中流小規模の住宅に、中廊下を採り用いんとするものなのであつた。

はじめに述べたように、われわれは田辺氏によつてのみ中廊下が導入されたとするのではない。しかも氏の思い画かれたものが洋風住宅であることも忘れてはいない。しかし「中廊下」そのものが外来のものであれば、それがまず洋風住宅として導入されるのは当然である。しか

もこれは室の確立には不可欠であり、和風住宅にも同様に用い得る方法なのである。また、方位や寒気等に言及した田辺氏は、中廊下の「通風・採光上の不利」を忘れたのでもあるまい。氏はそれより「室の区劃」を重視したのであつた。

それゆえにこそわれわれは、西濠洲住宅の紹介の形をとつているとは云え、中流小規模の住宅に、「室を区劃する目的」で「中廊下」を導入された氏の議論を、時代の要求に具体的方法を与えたものとして、中廊下形住宅様式成立の上に逸することのできぬ位置を占めると考えるのである。

### 第5節 中廊下形住宅様式の成立

#### 予備的条件の成立

明治41年、田辺氏「西濠洲の住家」に中廊下の導入が行なわれたとすれば、ここに中廊下形住宅様式の成立の準備はすべて完了したと考えてよい。これを簡単にふりかえると、

1. a. 明治維新という大変革は、社会的・経済的に新しい都市中産階級を誕生させ、
- b. また近代的倫理思想を必然的にわが国社会に発生させ、
- c. 明治30年代はじめには、それに対応する新しい都市中流住宅の必要を明らかにしている。
2. d. 一方この間に新しい都市条件も整いつつあり、
- e. また洋風建築技術の輸入によつて、住宅建築の技術的前進が着々と進められている。
3. f. そして明治30年代に入るや、後の中廊下形住宅様式の特徴的のフィーチャーである洋風応接室附加が、直ちに行なわれる。
4. 明治30年代後半になれば、1項bを反映して、
  - g. 家族中心の住宅観の発生が見られ、
  - h. プライヴェシーの重視より室確立の要求が強まり、
  - i. 主婦労働軽減の要求を生じ、
  - j. また中流住宅建築の経済性の重視が見られる。
5. k. そして明治41年には、室の確立の方法としての中廊下の導入が行なわれたのであつた。

そして、格式を尊重し、接客を重視し、住宅内個人の確立度の低い在来住宅をふまえて、それに上の条項が加えられれば、ここに中廊下形平面の誕生は、まさに必然的なコースの上にあるとして良いであろう。あとはこれが具体的平面としてまとめ上げられるのを待つのみなのである。

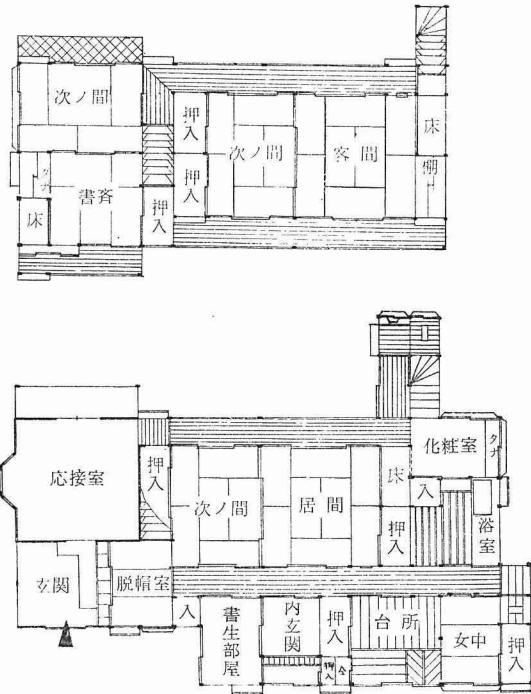
#### 中廊下形平面の発生

しかしながら明治年代では、大正初年以來非常な勢で流行的に普及を開始するこの平面を、

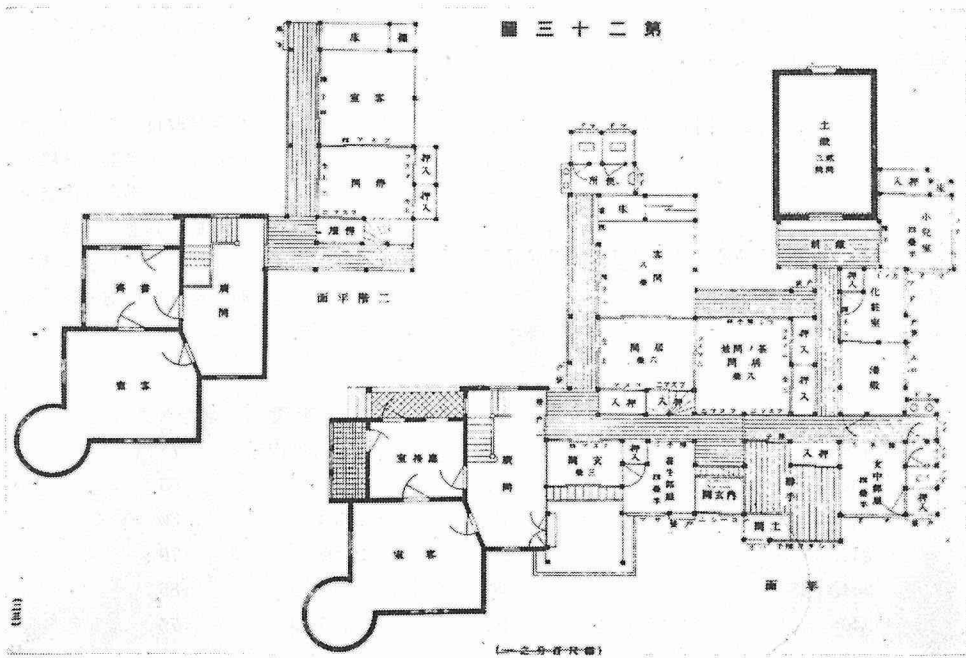
ほとんど見る事ができない。もとより全くないわけではないので、筆者の見るもつとも早い例は、第25図に示す明治43年の平面である<sup>1)</sup>。

この平面を載せた「和洋住宅建築図集」(明治43年)は、和洋とり混ぜ36例ほどの住宅を掲げているが、その約半分の和風(洋室附加を含む)例の大部分に「中廊下」がとられているのを見いだすのである。たとえば第26図<sup>2)</sup>のようである。

それは当時の類書一たとえば「日本家屋間取雑作図集」(須原屋明治41年刊)一に、全くと云つて良いほど中廊下の使用を見ることのできぬのを考え合せると、明治41年の田辺氏論文の有無にかかわらず、わが国和風の中流住



第25図 中廊下形平面プロトタイプ (明治43年)



第26図 和洋折衷住宅 (91.7坪)

1) 吉原米次郎「和洋住宅建築図集」第15・16図。  
 2) 同上 第23図。

宅に於ける中廊下の普及の開始が、明治40年代のはじめであることを明らかに推察せしめるのである。

しかしここに採用されはじめた中廊下は、一般的に見ると第26図のように主として大規模な住宅からであり、また後の中廊下形平面におけるように完成されたものとは云い難いであろう。しかし何れにせよ、居住部・附帯部の中間に設けられて両者を截然と分離する方向を明らかに示しているのである。そして前掲第25図は、その中から、規模においても平面形としても、完成した中廊下形にもつとも近いものを撰んだので、いわば中廊下形平面のプロトタイプと称することができよう。

それは主たる居住部として8帖の主座敷と6帖の次ノ間形式をとり、玄関に近く洋風の応接室を設け、東西に貫通する中廊下の北側には附帯部をまとめ、階上にも主座敷・次ノ間形の「客間」をとつている。その諸室のあり方、平面のまとまり具合等すべて後の完成された中廊下形平面そのままである。しかしながら、ブロックプランの形・副階段のありよう、また全体的なおさまりにぎこちなさは明らかで、完成度は十分とは云い難い。プロトタイプとするゆえんである。

なおこのようなプロトタイプと称すべきものを、大正3年の遠藤於菟氏著「和洋建築設計図会」<sup>3)</sup>にも見いだすであろう。ここにはその第26「日本住宅の間取18種」の頁をそのまま掲げる。(第26図)。現実の例に多少手を入れたもので、当時の住宅平面資料として重い。その説明及び坪数・建築費は次の通りであつた。(傍点筆者)

此ニ掲クル日本住宅ノ間取ハ何レモ実地ニ建築シタルモノヲ多少間取ノ具合ヲ改良シタルモノナリ、東京地方ニテハ家屋ノ間取ハ方角ハ南ヲ開キ、日当リヨク夏ノ風入リヨキ様ニ北モ全ク塞カズ風通シノ能キ様ニ心掛緊要ナリ、便所ノ位置ハ北寄ニシテ東又ハ西ニ振レル位置ナレハ多クノ場合ニ差支ナシ南ノ方向ニハ成ルヘク置カサルヲ良トス、若シ西向ニ置ク時ハ夕日ノ当ラサル様植木其他ノ設備アルヲ要ス玄関ノ近傍ニ便所ヲ置クハ西洋風ニシテ便利少カラズ併シ便所ノ屋根ハ主屋ノ屋根トハ別ニ造リ一ツ屋根内ヘ入ラサル様ニ造ルコトヲ忘ルヘカラス、湯殿ニハ長州風呂ヲ造ル時ハ衛生経済防火ノ三徳アリ図中多ク掘風呂ノ如ク現ハセトモ坪ノ湯殿ニテモ長州風呂ヲ造リ流シ場ヲ取ルノ余地十分ナリ、台所ニハ天井ヲ張ラス屋根裏ヲ現ハスヘシ。

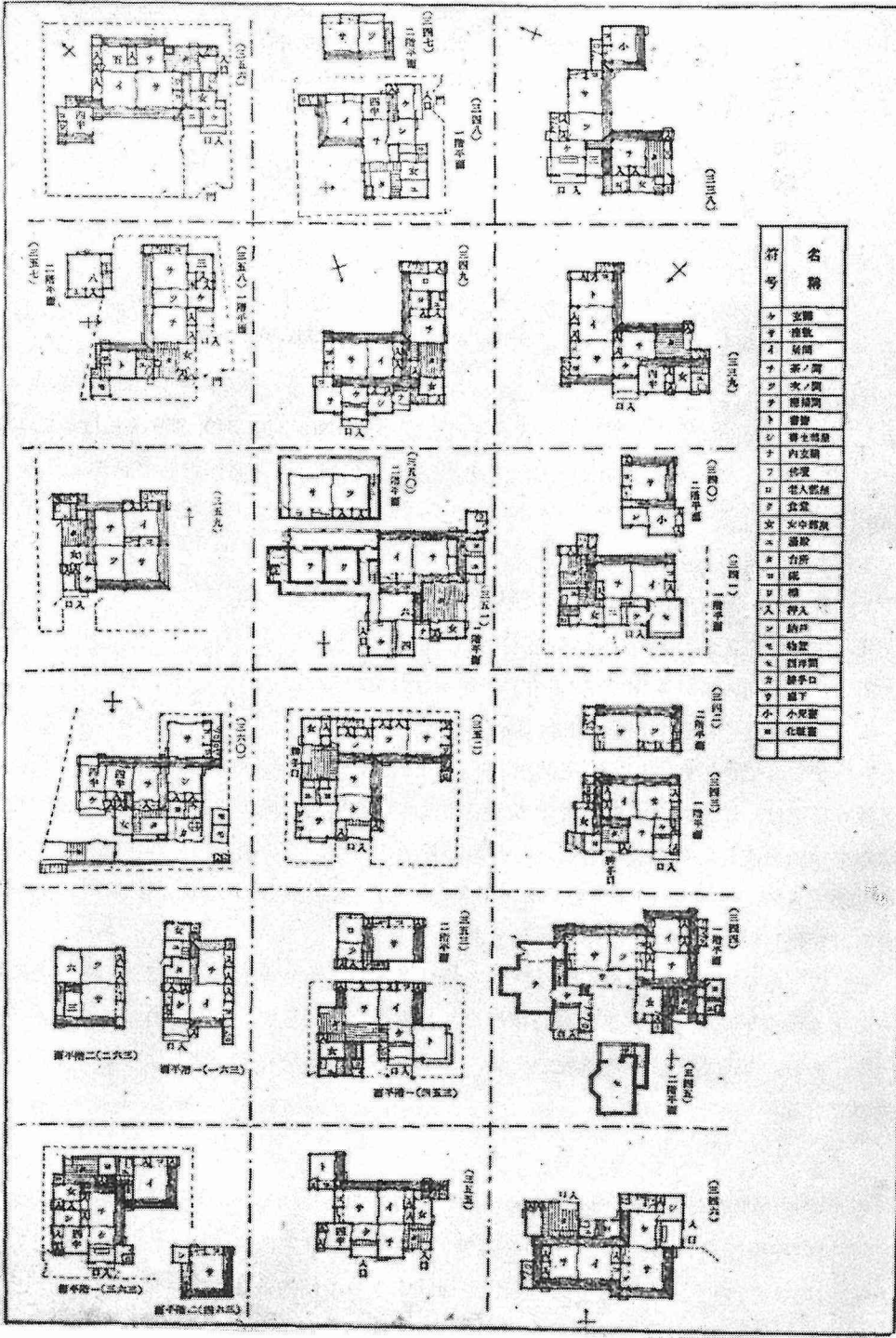
No.	構 造	坪 数	建 築 費	坪当り建築費
338	木造平家建	39.7 坪	2,977.50 円	75 円
339	〃	40.8	2,244	55
340, 341	木造2階建	44.7	2,584	80
342, 343	〃	41.4	2,898	70
344, 345	〃	68.1	5,788.50	85
346	木造平家建	45.3	3,377.50	75
347, 348	木造2階建	38.7	1,935	50

3) 遠藤於菟「和洋建築設計図会」：大倉書店大正3年刊、なお次章 p. 62に「和洋住宅設計図絵」としたのは誤である。

和洋建築設計圖會 第二十六

種入十

取間の宅住本日



符号	名称
+	玄関
+	廊下
+	居間
+	茶/湯
+	水/洗面
+	膳付間
+	書院
+	佛土佛桌
+	内玄関
+	浴室
+	老人部屋
+	食堂
+	女中部屋
+	廊下
+	台所
+	脱
+	襦
+	押入
+	納戸
+	物置
+	勝手間
+	勝手口
+	廊下
+	小児室
+	化粧室

七八頁

第 27 図 中廊下形平面プロトタイプ (大正 3 年)

No.	構 造	坪 数	建 築 費	坪当り建築費
349	木造平家建	42.8 坪	2,782 円	65 円
350, 351	木造 2 階建	77.7	6,604.50	85
352	木造平家建	42.3	3,172.50	75
353, 354	木造 2 階建	44	3,300	75
355	木造平家建	30.5	2,135	70
356	〃	37.5	2,812.50	75
357, 358	木造 2 階建	39.5	2,172.50	55
359	木造平家建	33.3	1,998	60
360	〃	38	2,660	70
361, 362	木造 2 階建	41.5	2,075	50
363, 364	〃	42.9	3,217.50	75

通観してなお古めかしさを多く残しているのは図に見る通りだが、その諸室の種類、平面のまとめ方の方向性は中廊下形住宅様式のそれに近づき、No. 346, 349, 359 等には中廊下の使用が見られ、特に No. 346 は 50 坪に満たぬ小規模中廊下形平面の原形として良かるう。

そして上掲諸例から、明治末から大正はじめにかけて、

1. 居住部・附帯部がそれぞれ住宅内でまとまりつつあること。
2. 次ノ間を欠いた独立和風客室が発生していること。
3. 玄関の間のホール化(板ノ間化)が開始されていること。
4. 玄関部近くに便所が移動しはじめたこと。

等を見いだすのであるが、1. は住宅計画の進みがまさに様式的に固まりつつある証左であり、2. の独立和室は、洋風客室の確立による在来和風客室格式性の稀薄化を示し、または単独洋風応接室を和風に直して単独和風客室としたものと考えられ、この場合には洋風化の影響と考えることができる。3. 4. はいずれも洋風の影響として、生活思想における「接客」の内容・形式が次第に変化しつつあることを示すものである。

そして上項を通じて洋風の影響を極めて強く見るのであるが、しかもこれらはそのまま中廊下形住宅様式平面の特徴的なあり方にほかならず、われわれはこの明治末年において、あらわならざる住宅洋風化の上に、この住宅様式が漸く定形化しようとするのを見いだすのである。

#### 明治から大正へ

そしてこの明治末から大正はじめへかけての数年間、建築界の焦点は、議院建築および「我国将来の建築様式」また建築条令の必要等に向けられ、住宅改良に関しては見るべき論文を建築雑誌は欠いている。それは中廊下形住宅様式成立の予備的条件がすべて整い、様式として成立しようとする静かな熟成の期間であつた。

しかもこの間は、明治から大正へという年代名称の変更に止まらず、わが国文化のあり方

も、内容的に「啓蒙思想の明治時代」から「文化主義の大正時代」へと移動しつつあり<sup>4)</sup>、建築界も「様式論争」を1つのエポックとして、様式的建築および技術の輸入を主軸とする建築史上の明治時代の終了を明らかに示したのである<sup>5)</sup>。

そして住宅史の上でも、外観・内容ともに新しい住宅洋風化を軸とする大正時代の住宅改良期の先駆が、明治末年からあらわれはじめるのを見いだすであろう。それは、明治43年東京市赤坂区に純米園式の小規模中流住宅が建てられたことで、設計・施工は、前年米園より帰り、後に大正時代住宅改良に大きな寄与をなした「住宅改良会」の主宰者、「あめりか屋」主橋口信助氏であつた。建築雑誌は「純米園式木造住宅建築東京に建築せらる」<sup>6)</sup> という表題で外観・室内の写真掲げ、これを紹介している。ここには動いてゆく時代の関心を察することができるであろう。曰く、

東京赤坂区新坂町八十七番地藤倉五一氏は芝区琴平町一番地橋口勲助氏をして純米園式木造住宅建築を試に数棟建築せしめて去月其落成を告げられたり其内最大なるものは建坪約二十五坪費用約二千八百円工事日数七十五日を以て竣工せり其構造部は松材を使用し裝飾部には米松を用ひたり、其木材の大きさは総三寸角ニツ割及脊六寸巾一寸五分の松材板割、四分板の他何物をも使用せざりしは特に注目すべき点なり而して一箇所も柄穴ボルト及短冊金物等を用はず悉く西洋釘及鋸を以て結合せり。

二階梁には前記脊六寸幅一寸五分の松材を二尺間に置き柱はすべて三寸角六割を一尺五寸間に建て筋違隅柱も同材を釘にて組み合せたり。

屋根はスレート葺き、外壁上部は粗面仕上げの漆喰を以てし下部は米園製シングル板及英吉利下見板を用ふ。

塗料はシングルにはクレビット防腐材、其他の木部には暗褐色及暗緑色のペンキを用ひ木材の木にはすべて白色に仕上げたり。

室内木部はすべて暗緑色の蠟仕上げとなせり。

そしてここに新しく輸入された米園風の住宅およびその技術は、大正時代住宅改良の場で実つてゆくのである。

またこの1例に見られるような新しい形での住宅洋風化は、その後益々進められ、たとえば先に掲げた遠藤氏「和洋建築設計図会」(大正3年)の内容も

第1	成功したる設計の住宅	2種	(洋風)
第2	簡易生活に適する瀟洒たる住宅	2種	( // )
第3	安値なる木造住宅	4種	( // )
第4	「セッション」式住宅	2種	( // )
第5	寝室二部屋ある住宅の間取	18種	( // )
第6	「ベイウインドー」ある木造の住宅	1種	( // )
第7	植物温室ある邸宅	1種	( // )
第8	「スイスコテージ」	3種	( // )
第9	寝室三部屋ある住宅の間取	18種	( // )

4) 次章「大正時代の住宅改良と居間中心形住宅様式の成立」第2節参照のこと。

5) 拙稿「明治から大正へ」参照：建築雑誌 昭和25年 No. 761。

6) 建築雑誌 明治43年 No. 288。

第 10	「バンガロー」米国式平家	1 種	(洋 風)
第 11	英吉利下見張の「バンガロー」	2 種	( // )
第 12	「シングル」下見張の「バンガロー」	2 種	( // )
第 13	玉石使用の「バンガロー」	2 種	( // )
第 14	煉瓦柱使用の「バンガロー」	2 種	( // )
第 15	「バンガロー」の間取	24 種	( // )
第 16	玉突き室ある住宅	1 種	( // )
第 17	寝室四部屋ある住宅の間取	18 種	( // )
第 18	奇抜に裝飾したる住宅	1 種	( // )
第 19	中央に広間ある住宅の間取	12 種	( // )
第 20	「イングルヌック」及「デン」ある木造住宅	1 種	( // )
第 21	優雅なる煉瓦造住宅	3 種	( // )
第 22	和洋連続したる住宅	1 種	(折 衷)
第 23	庭園の配置をなしたる日本家の間取	3 種	(和 風)
第 24	式階建日本家	1 種	( // )
第 25	式階建日本家	2 種	( // )
第 26	日本住宅の間取	18 種	( // 前掲)
第 27	銀行会社向き式階建煉瓦造建築	1 種	
第 28	商店会社向き三階建煉瓦建築	1 種	
第 29	銀行会社向き石造建築	2 種	
第 30	活 動 写 真 館	1 種	

のように洋風住宅を主とし、またその洋風も格式的な肩肘張つたものではなく、はるかに実用的、経済的な身近なものとなつて行つたのであつた。

そしてこのような時代の推移を背景に、大正 3 年以降、学会・建築界の主導ではなくむしろ一般社会の「生活改善」気運の盛り上りのうちに、居間中心形住宅様式を成立させる大正時代住宅改良が漸く高潮してゆくのだが、これについてはあらためて次章「大正時代の住宅改良と居間中心形住宅様式の成立」に説くことにする。

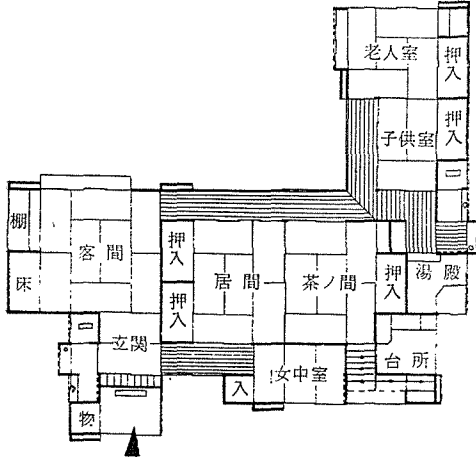
#### 中廊下形住宅様式の成立

そして中廊下形住宅様式の真の完成・普及の開始は、実はこの大正時代住宅改良の初期においてであつた。もとより上に見たように、明治末年また大正はじめの実例は、プロトタイプとは呼んだがそのまま中廊下形住宅様式に属せしめて良からう。それは内容とする生活においてこの住宅様式のそれに外ならぬからである。しかし洗練の度合の低さ、また建築書中の実例に過ぎぬ事実も忘れることはできぬ。

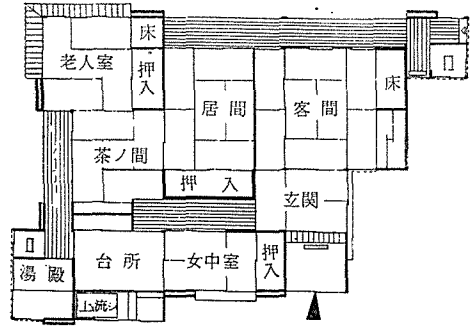
しかしながら大正期住宅改良が開始されるや否や、中小規模の中廊下形住宅は、学界・建築界によつてオンライズされた中流住宅としてわが国都市中産社会に登場して来る。そしてオンライズされたとは——住宅競技設計の場での入選である。

わが国における住宅競技設計は、大正 4 年 9 月、大正期住宅改良開始の当初に当つて報知

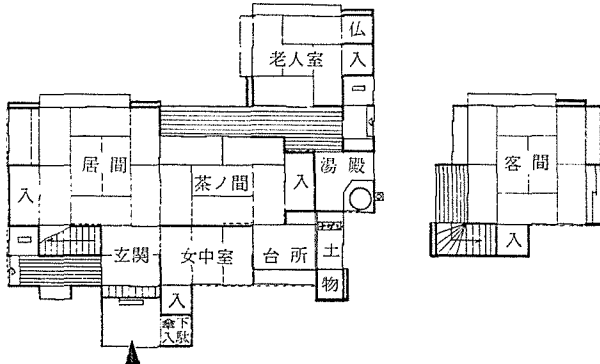
新聞社の主催ではじめて行なわれる<sup>7)</sup>。それは建築費千円以内、30 年耐久を目標にしたものであつたが、ここにはいまだ完成したこの住宅様式を見ることはできない。規程および入選案(第 28,29,30 図) をここに示す。



第 28 図 大正 4 年報知新聞競技設計 1 等案 (30.75 坪・村上晴吾氏案)



第 29 図 大正 4 年報知新聞競技設計 2 等案 (30 坪・堀内恒雄氏案)



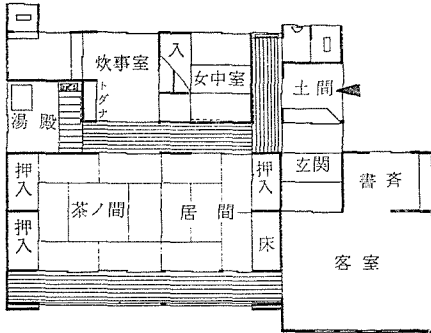
第 30 図 大正 4 年報知新聞競技設計 3 等案 (26 坪・阿部太郎氏案)

- 条件
- 一、純日本風 (但造作附見積価格千円以内)
  - 一、地固 (方法) 屋根 (不燃物質) 土台 (腐朽せざるもの)
  - 一、一家五人 (夫婦子供老人女中) の住宅として間取一切を按排すること。
  - 一、床、床脇、玄関、物置、押入、便所、台所、湯殿及新聞入、牛乳入、郵便入等の新案を取ることを。
  - 一、蚊、蠅、蚤、鼠、其の他昆虫類を防ぐ新案あらば妙なり。
  - 一、盗、火、震災等予防新案のこと。
- 賞金 一等 百円、二等 五十円、三等 三十円
- 審査員 入沢医博夫人、故岩崎弥之助男夫人、嘉悦孝子女史、故後藤象次郎伯夫人、天野早大学長夫人
- 審査顧問 工学博士 伊東忠太氏、工学士 佐藤功一氏、清水仁三郎氏

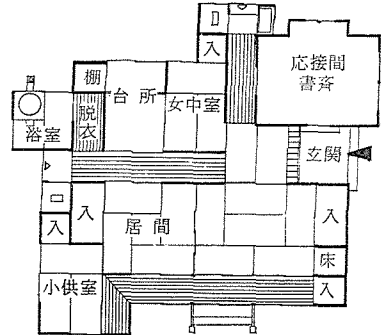
7) 建築雑誌 大正 5 年 No. 349. なお入選案以外の応募案の一部を佐藤功一「報知懸賞住家設計図案」: 大倉書店大正 5 年刊中に見ることができる。

そして応募 561 通より撰ばれた入選 3 案は、先に見たプロトタイプとほとんど同じく、極めて中廊下形住宅様式に近いが、いまだ真のそれとはいえない。

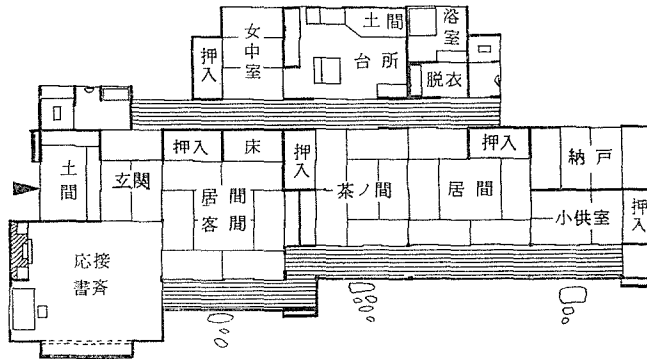
しかるにその翌年、大正 5 年 12 月に締切られた「住宅改良会」主催の競技設計では、ほぼ同様な募集条件であるにもかかわらず、入選 3 案とも、完全な中廊下形住宅様式として良いのである。規程・入選案 (第 31, 32, 33 図) を掲げる<sup>8)</sup>。



第 31 図 大正 6 年「住宅」競技設計 1 等案  
(30.5 坪・剣持初次郎氏案)



第 32 図 大正 6 年「住宅」競技設計 2 等案  
(23.95 坪・岩村安次氏案)



第 33 図 大正 6 年「住宅」競技設計 3 等案 (40.86 坪・忍見平造氏案)

- 条件 (摘要) 一、一家五人 (夫婦, 子供二人, 女中) 但し新家庭にして子供は当然生まるべきものとして予定す。  
 二、造作附見積価格千五百円以内  
 三、和洋いづれの様式たるを問はず、現代の日本中流紳士に適応したる改良住宅たらざるべからず。

賞 金	1 等 百円, 2 等 五十円, 3 等 三十円
審 査 員	東京帝国大学教授 工学博士 佐野利器氏 東京高等工業学校建築科長 滋賀重列氏 早稲田大学建築学科主任工学士 佐藤功一氏 東京女子高等師範学校教授 大江スミ子女史 住宅改良会主 橋口信助氏

8) 「住宅」大正 6 年 1 月号。なお、「住宅改良会」およびその機関誌「住宅」については次章参照。

そして応募 34 案中から選ばれた入選 3 案は、審査員によれば「改良せられたる住宅を求めんとした」にも拘らず、「其の改良の点に於いて何等卓越せる考案を有するもの殆んど皆無」で本来入選者を作り度くなかつたのだが、「敢えて所定の当選者を作りたるなり」とされたものである。しかもその 3 案すべてが 30 坪前後の中廊下形住宅であつたことは、この住宅様式の急速な成立・普及を示すものとして良い。1 等入選者劔持初次郎氏は「設計上の所感」として次のように云う。(傍点原文のまま)

問題総ての条件より見る時は、在来の日本式にて坪当り三十五円乃至四十円とせば充分なる間取出来得べきも、それにては改良住宅と称するを得ず。又毎号「住宅」誌上に掲載せらる設計図は大平腰掛式に期りありて、今日一般日本中流家庭には却つて不便多からんと思惟す。依つて兩者を折衷し茲に本図案を作成す。今其の間取りに就き聊か愚見を開陳せんに、玄関は西洋間の広間の代用をなし、之に直接光線を取り、客間は一隅に入込みを作り主人の書齋に供す。客なき時は主人の居間として使用す。故に最も好き位置を選び、書齋は理想的なる北光線を取り、又東方より射入する光線は書架上の置花を通じて室内に入り来るやう設計せり、居間は家の中央にて、來客に直接窺はれざるやうなし、一方客間及び玄関には相等便利なる關係を保たしむ。時としては婦人客を招じ、夜は寢室に利用するを得。茶の間は主婦が子供を見ながらの居間にして台所浴室等すべて内事の場所と密接なる關係を保たしむ。夜は寢室となる。茶の間の前に縁側を設け子供の遊び場となす。硝子戸を立て巾三尺五寸に取りたり。便所は客間よりは居間を窺はれず、居間茶の間よりは極めて便利なる位置に設け、且臭氣の關係上日光の直射をふせぐ方向に取りたり。若し宿泊客ありたる時は家族は茶の間に寝ね、客は居間に収容す。將來子供生まれ、家族多くなりたる時は客間にソファにて夜寝台となるが如きものを置けば便なり。

これは、まさに小規模中廊下形住宅における生活思想をそのまま文字にあらわしたものに外ならぬと云えよう。

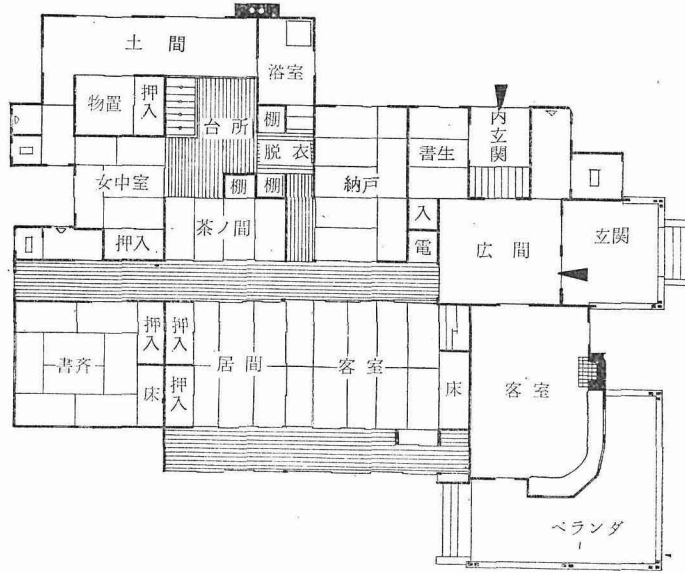
そしてこの大正 5 年の当時になれば、数十坪以上の規模のやや大きな都市独立住宅には、すでに実例として完成された中廊下形住宅を見ることができるので、大正 6 年 1 月号「住宅」附録の「現代中流紳士向和洋住宅設計図案集」には普通中流住宅 9 例のうち約半数の 4 例、川村大将別邸 (67 坪) 下谷稲村邸 (80 坪) 麻布前沢氏邸 (約 40 坪) 青山浅田氏邸 (約 80 坪) を見ることができ。このうち前沢・浅田両邸は次章に掲げたので (次章第 18, 19 図) ここには川村邸平面を示しておく<sup>9)</sup>。

以上のような歴史的事実を前にする時、われわれは中廊下形住宅様式の成立を、明治末から大正はじめにかけて、そして真の完成・社会的普及の開始を大正 4, 5 年の頃、として良いであろう。そしてこのような巾を考えざるを得ないのは、この住宅様式は、次章に説く居間中心形住宅様式がいわば「作り上げられた」性格が強いのに比較すると、在来日本住宅の改良形として「自然に生れた」性格を強く見せているからである。

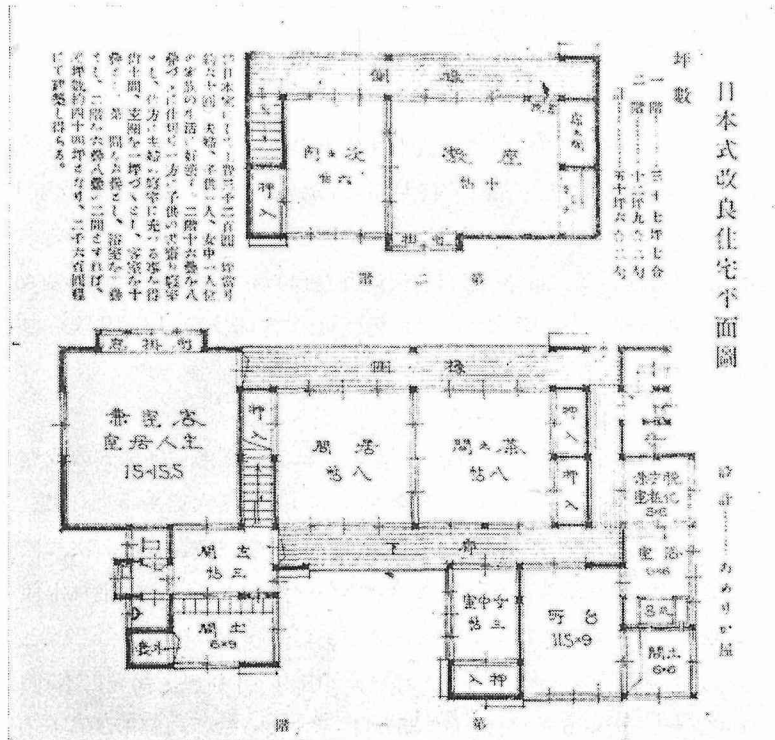
そして一度かかる形にまとめ上げられた後は、中廊下の「通風・採光に不利」という技術的欠陥は直ちに修正され、大正 6 年には、第 35 図に示すような「中廊下なき」中廊下形平面<sup>10)</sup>

9) 「現代中流紳士向和洋住宅設計図案集」については次章第 4 節参照。

10) 「住宅」大正 6 年 6 月号。



第 34 図 川 村 邸 (67坪)



第 35 図 改良形中廊下形住宅平面 (大正 6 年)

が、直ちに提案されるのである。われわれは、生活思想発展の歩みの遅さに比べて、技術的前進のいかに早いか驚ろかぬわけにはゆかない。そして、かかる改良形を生じているということは、そのままこの住宅様式が社会的に確立されてある事実を示すものとして遇し得るであろう。

そしてこの後、在来和風住宅の延長としてこの住宅形は、規模の大小により3種の類形を作り出しつつ(本章第1節参照)、大正・昭和のわが国都市独立住宅の場に、力強い展開・普及を開始する。特に昭和初期にいたれば同潤会のこの住宅様式採用の一事にもうかがい得るごとく、大正末に成立する居間中心形住宅様式をおさえて、わが国近代都市独立住宅の代表的住宅様式と呼び得るまでになる。そしてこの間玄関の間が板の間ホールに変化し、時代の進みにつれて台所の設備が整う等の多少の変更を除けば、昭和10年に近く、中廊下形・居間中心形両住宅様式融合の傾向を生ずるまで、大体において平面形はほとんど変化しないのである。そしてこのことは、単に住宅が変化しないのではなく、住宅観＝生活思想が変化しないことなのであつて、大正・昭和におけるこの住宅様式については、次章「大正時代の住宅改良と居間中心形住宅様式の成立」および第4章「昭和初期における中廊下形・居間中心形住宅様式の展開と融合」において、あらためて取りあつかいたいと思う。

## 第6節 結 び 中廊下形住宅様式の史的性格

以上筆者は中廊下形住宅様式の史的な成立について、はじめにこの住宅様式に属する各種住宅平面形を掲げその内容を論じてこの住宅様式を限定し(第1節)、次に本題に入つては先づ明治中流住宅改良の背景として、社会経済的・設備的都市条件の変化・住宅洋風化と都市小住宅、また明治大邸宅の史的性格をたずね(第2節)、技術的住宅改良の展開に触れ(第3節)、次いで序章に述べた方法に従つて特に生活思想の発展を中心に明治時代住宅改良展開の追跡を行い(第4節)、そして中廊下形住宅様式のわが国近代社会での歴史的な成立についてまで纏説し(第5節)てきた。

そしてこの間、中廊下形住宅様式の形成に関する問題点のおよそは、何れかの箇所ですべて得たと考える。それゆえあらためてこの節を樹てる必要はないのだが、ここでは本章の結びとして、上述から帰納し得るこの住宅様式の史的な性格について、重い2,3をとりまとめて述べることにする。

### 中廊下形住宅様式の生活思想的地位

そしてこの時はじめの問題は、この住宅様式の得た史的なゲインについてであろう。これは先にも触れた通り技術的な側面の問題と、生活思想的な側面の問題との2者に分けて考えることができるが、前者は、この後大正・昭和と時代の進むにつれて、他の住宅様式(ないし形式)と並んで、時代の技術的発展を直ちに反映して変化してゆく側面なので、内容の記述は各

章に譲ることとする。しかし後者は、この住宅様式独特のものであり、それはその後の時代の移りとはほとんど関係ない。つまり、この住宅様式が住宅様式としてある根拠と考られるであろう。それゆえここでは後者のみに触れることにする。

さて、中廊下形住宅様式以前の明治都市独立住宅の生活思想的特徴として、筆者は第4節に次の3項、

- a. 極端な接客尊重。しかも室空間の階層構成は封建的身分制的生活思想の残溜を明らかに示すこと。
- b. 室空間のプライバシーの稀薄さから、家族成員各個人の個人生活確立度の低さがうかがい得ること。
- c. また上項を通じて、住宅主宰者としての主人の絶対的位置を推測し得ること。

を述べた。そしてこれに比較すると、中廊下形住宅様式の住宅観＝生活思想の性格は次のように云い得るのである。

- a. 構成各部のあり方、――玄関部の重視、洋風応接室の存在、中心的居住部の主座敷・次ノ間形、また寝室の連続、等には根強い明治時代都市独立住宅への親近性をうかがい得て、全般的に見て明治時代の住宅観から飛躍的に遠去かっているとは云えない。
- b. 関連して、寝室の確立ははまだ見られず、個人生活の確立度も非常に低い。(但し廊下の普及によつて室の確立度はやや進んだ。)
- c. しかしながら、家族の生活部分は南面する好位置の中心部に進出し、「家族中心」の住宅観＝生活思想を明らかに読みとることができる。
- d. ひいてこれを裏がえせば、「主人中心」「接客重視」は比較的な後退を見せている。

つまりこの住宅様式は、a, b 2項に強い保守性を、c, d 2項に進歩的性格を有するので、明確に家族中心を標榜した大正時代の居間中心形住宅様式と、明治時代の都市独立住宅との中間に位置すると称し得るのである。しかもこの進歩性は、構成各部から生じたのではなく、飽くまで「平面形としてのまとめ方」から発していることには特に注意を要するのである。

そしてその平面形としてのまとめを可能にしたものは、第1に洋風応接室の附加であり、第2に中廊下の使用、である。

繰り返し云えば、規模にして数十坪を出でない中流の住宅に、洋風の応接室が附加されたのは、明らかに前代的・格式的接客尊重の思想、また明治大邸宅へ近づこうとする様式志向から発しているとしなくてはならない。しかしこの「虚栄心」の発現も、規模・室数の少ない中流規模の住宅では、これを主人・客の空間として確立することによつて、中心部にとられた主座敷・次ノ間の格式性・接客性を弱めることとなつた。そしてそれぞれ家族の寝室と居間に転化させたのである。しかも中廊下によつて両者の分離・独立(もとよりライトパーティション

による分離であり、欄間は貫通するのを例としたが) 的使用が可能になつたことは、この傾向を進めるのに非常に有効に働いたのであつた。そして江戸時代以来はじめて、家族の生活部が住宅の中心部に進出したとすることができるのである。

またb項に掲げたように個室の確立にはいまだ遠いとしても、連続した和室は「廊下によつて分離して使用し得られるようにする」方向に向い、各室の独立性は「通り抜け」の廢されることによつて一段と高まつたことも忘れてはなるまい。

しかしながら中廊下形住宅様式におけるこの進歩性は、住宅改良の場で観念的・意識的に追求されて求められ得たかと云えば、かならずしもこのように断言することは控えなくてはなるまい。もとよりこの方向は、日本近代の都市中産市民社会における生活思想発展の方向に重なつていた。また筆者は住宅改良の場におけるそのあらわれを注意して拾い上げてきた。しかしながらこの住宅様式の成立途上には、全体的に見て、意識的にこの方向を追求したものは比較的少なかつたのである。それゆえ現実にこの進歩性を作り出したものは、極めて保守的な洋風応接室の附加と中廊下の使用とが、中流規模という限定と相俟つて、求めたより大きな成果を意識せずに生み出した、とすることができる。しかもそれが生活思想近代化の方向、および当時の段階と重なつて、この住宅様式を社会的に成立させたのである。

それゆえ中廊下形住宅様式は飽くまで中流の——大邸宅ならざる中流規模の住宅様式である。また「作り上げられた」住宅様式ではなく「自然に生まれた」住宅様式としなくてはならない。

そしてこのような性格は、この住宅様式が

1. 洋風応接室の附加
2. 中廊下の採用
3. 便所の入口部への移動
4. 後に玄関の間のホール化 (大正時代)

等という強い洋風の影響を受けているにもかかわらず、在来和風住宅の延長として、全く違和を生ずることなしに、大正・昭和の都市中産社会への力強い普及を許したのであつた。その姿は次章以下に見る通りである。

#### 中廊下形住宅様式の史的系譜

次に史的性格の第2の問題として、この住宅様式がわが国住宅史中いかなる系統を引くかを考えて見たい。

そしてこの場合、その史的成立が明治時代の都市独立住宅をふまえたものであつたことは上述して来た通りであり、これは江戸時代の都市住宅の系統を引くものであることも明らかであつた。しかも中廊下形住宅様式は、——現在明治時代の都市住宅また江戸時代の都市住宅の

姿が心ずしも明確に把握されているとは云い難いので断言は差しひかえなくてはならないが——その様式志向の強い性格から見て明治時代の都市独立住宅よりも、むしろ江戸時代の武家住宅に近いとも云えるであろう。内容は変質したとは云え、江戸時代の下級ならざる武家住宅にのみ見られる主座敷・次ノ間形の平面形をプランの中央におき、また玄関・応接室を確立して格式的接客に重く意を用いているからである。

しかも中廊下形住宅様式では常に住宅敷地の確立が見られる。この事柄も上を証する有力な一つとして良い。それゆえ簡単に触れておく。

もとより住宅敷地の確立は中廊下形住宅様式許りに限られるのではなく、広く三代のわが国近代都市独立住宅を通じて見られる一般的事実であつて、中流住宅が説かれる際には明治・大正・昭和を通じて、言及されると否とを問わず敷地の確立は必ず想定されていた。つまり中流住宅の概念と敷地確立とは切り離し得ないものなのであつて、敷地の確立されていない住宅は——特に関東地方では——住宅規模にかかわらず、長屋かこれに類する中流以下の住宅として家格の高下が考えられる程であつた。しかもこの場合、敷地の確立とは、住宅の四周に余地を存し、ひいて門構えを存することにあるので、規模の大小とか、観賞用の（または他用途の）庭園の有無にはかかわらない。つまり機能的なニワの有無であるより様式的なそれが問題となるのである。

そしてこのように住宅敷地の確立に意味をおく中流住宅の住宅観——中廊下形住宅様式の場合を含めて——の発生は明治以降にあるのではなく、江戸時代に発していると考えられるのである。

この身分制的社会において、特に大都市では、住宅敷地を確立した「邸」は一部の下級ならざる武家か少数の富裕町人のすまいに限られていた。そして一般町人の場合にはニワを有たぬか、或いは有つとしても、住宅の一侧に囲う形式であつたとすることができる。

それゆえ敷地の確立された住宅とは、一般の町屋に比して、武家の住宅であるというだけですでに「格式高い」すまいである。しかもこれが「格式高く」あり得るのは、身分制的階級社会における生活思想に深く根差したものであつた。

たとえば旗本屋敷などの場合を想起すれば、明らかになる。この時、真に屋敷地内を主宰するのは主人たる旗本一人である。そしてこの屋敷地内の長屋に生活する家臣は、相対的に地位が高く収入が多くても、彼は自らの生活・住宅を独立的に営み確立しているとは云えない。全生活を挙げて、主人に仕えているのである。彼の生活・住宅は主人に従属したものに外ならないのである。

これに反して自らの住宅を営む場合には、彼は自分の生活を持ち得る。そして武士としての地位が相対的に低い場合でも、彼は住宅内では主人たり得る。しかもその住宅の敷地が確立されていれば、彼は完全にその「屋敷」の主人であつて、門を閉ざせば命にかへてもこれを守る権理を生ずる。屋敷の「主人」であることにおいてはより格式高い大邸宅の「主人」と変り

が無い。それは対社会的に、自分を高めることに外ならないと云えよう。もとより収入の大小の問題ではなく、機能的充足度ともかかわらないのであった。

封建的身分制の社会における住宅敷地の確立とは、上のような類推を許すのであるが、明治以降における都市独立住宅についてもこれがそのままあてはまるように考えられる。

明治になつて36年、前掲滋賀氏論文は、

「由来日本の家屋は公共的精神に乏し、余は殊に住家に於て之を認むるなり。何となれば住家は大概囲らすに土塀或は板塀を以てし、外面よりして更に家屋全体を見ることを得ざらしむ。是れ己れの家は人に見せるが為めには造らず、己れの家を作るなり。他人の之れを窺うを敢えて許さず、人は人なり我は我なりと云ふの精神に基きたるものか……。

現に旧幕時代には今よりして見れば今日韓国に於て行はるるが如き笑ふ可き事情に基て、住家の実相を隠したることさへありしと聞けり。苟も国家を思うの人は家を以て己れ一人のものとは思ふ可からず、己れの資力の許す限り充分完全のものとし、美を尽し、善を極め以て都市を飾ると同時に貧民の目を楽しましめよ。これ実に慈惠的の仕事なり。公共心を有するものは当に為す可きの事業にして、国民としては当然尽くす可きの義務の一なりと知るべし。徒らに家屋の周囲を囲らすに高塀を以て立派なる家屋と庭園とを其内に隠し、一見牢獄の如き觀あらしむるは文明国人の為す可きことにあらず。是の如きことは成る可く避くことの方針をとらざる可からず……。

(第3節)

と述べる。ここにはニュアンスとして上述の如き敷地確立の思想に対する強い批判を窺取し得よう。

しかしこの新しい思想は、大正時代のバンガロー風住宅の住宅観等に生き続けてゆくと云え、昭和戦前までを通じて、いな戦後の現在でも、かならずしも完全に払拭されているとすることはできない。そして中廊下形住宅様式を含めて、わが国近代都市独立住宅はその敷地確立の条件によつても、江戸時代の武家住宅に深く結びつき、非都市住宅的性格を強く有しているのである。

#### 中廊下形住宅様式の規模

最後に史的性格の第3として、この住宅様式の規模の問題に触れておきたい。

これまで筆者はとりたてて規模の問題にはふれず、世に行なわれるままに「中流住宅」と呼んで漠然と規定して来た。そして中廊下形住宅様式が上述のようにこの住宅階層に属するとすれば、ここでは明治から大正にかけての「中流住宅」概念の規模を論ずることになる。

さて中流住宅なる概念には、もともと確とした限定があるのではない。時代の流れにつれて動いてゆくものである。一つには時代の社会的住宅階層構成を反映し、一つには時代の住宅改良の関心のありかたを条件としている。そして時代の進みと共に統計的実態が明らかになり、また時代の要求する住宅規模が集中する勢を見せて、いわば客観的にこの階層の規模を限定することが可能になるのである。たとえば、大正末では次章に説くように、住宅改良の対象となるのは30坪代を中心として20~50坪程度の規模に集中している。また昭和10年の近くでは、同じく20~50坪程度だが、30坪前後への甚だしい集中が見られる(第4章参照)。そしてそれぞ

れの時代の「中流住宅」なる概念はこれらのモードの稍々上当りに社会的通念として存在したと云うことができる。

しかるに、明治時代では、もとより統計的資料もなく、また住宅改良の場で問題となる住宅の規模にもはなはだしいバラつきが存して、一概に限定することができない。これは「中流住宅」なる住宅階層が漸くわが国社会に姿をあらわす発生的段階にあつたことによる無理もない現象であつて、中流住宅改良を論ずる建築家それぞれは、彼の社会的な地位や関心のありかによつて、彼等の「中流」概念には大きな開きを見せたと考えられるのである。そしてこの場合、規模から見て開きの大きな「中流住宅」概念を明治時代を通じて限定するものは、先に述べた「住宅敷地確立」という条件としなくてはならないのである。

次に具体的な規模に触れる。明治時代に入つて敷地の確立が見られる住宅の最初の具体的な規模として知り得るものは、明治4年、10万石以上の新置県を対象に大蔵省土木營繕課の作製した「県庁建物規則原案」中「官員居宅」の規模である。(明治工業史建築篇)曰く、

一、知事 建築 八十坪 畳敷 八十畳ヨリ百畳迄  
長屋 三軒 一住居分 十坪

(中略)

一、大属 建築 二十五坪 畳敷 二十五畳ヨリ三十畳迄

(中略)

但し少参事以下長屋建之事

またその翌年、現実に施行された太政官の「第舍貸渡規則」は次のようである。(同上書)

一、新置県ニテ更ニ第舍建営ノ分ハ等級ニ応ジ左ノ坪数ニ相定候事

令 権 令	建 坪	三十六坪
参事権参事	同	同 前
判任(自典事至権少属)	同	二十五坪
史生及県掌	同	二十一坪
等 外	同	十八坪

但従前建家ノ令ハ非此限最修繕模様替致シ候節ハ本文等級坪数ニ照準可取計候事

(第一章、以下略)

われわれは当時の官宅規模の案外に小さいのを知るのであるが、これはもとより明治時代の規模例としてより、江戸末住宅規模を類推する手掛りとなるものであろう。

さてわが国近代の都市中流住宅が発生するのは、明治30年の当時であることは既に述べたが、この年代では中流住宅の規模は極めて漠然としており、明確に述べることができぬ。改良論の数も少なく、またこの年代の住宅書5種中の規模は第4節中「住宅観＝生活思想の発展」に掲げたように10坪代から100坪以上に分散しているからである。しかしながら30坪ないし6, 70坪に集中する姿は見せている。しかも住宅改良の諸論議ではより大きく40坪から100坪程度のものが主対象となつていることも忘れ得ないので、社会的通念としては比較的大形の

もの、たとえば「本邦現時に於ける紳士の住宅を標準」とした「万国衛生博覧会」への出品住宅模形(明治40年)が、1階78.5坪、土蔵5.5坪、2階41.5坪、計125.5坪だったことは、この間の事情を語るものとして良からう。

しかしながら明治も40年代に入るや、この開きの大きさは次第に縮少を開始し、中流住宅規模は漸く明確化して行く姿を見せるのである。たとえば、41年、滋賀氏は「西濠洲の住家中」中、「四、五十坪を越えざる中流住宅」と呼び、43年「老棟梁の造家談」(建築雑誌 No. 242)で大川氏は「頃合いの普請」として「五十坪・坪二百円、建築費一万円」を挙げる。(但しこの建築費は、日露戦役後の物価騰貴を考慮しても高きに失する。数寄屋造であらうか。)また40年代のはじめには、60坪以下の事例のみを収載する「日本家屋間取雑作図集」(明治41年)が出版されている。また先にプロトタイプの最初に掲げた第25図(明治43年)は木造2階建59.5坪であつた。また大正に入つて、プロトタイプその2として掲げた第27図遠藤氏「和洋建築設計図会」(大正3年)中、「日本住宅の間取十八種」は、30坪代7例、40坪代9例、60坪・70坪代各1例を含んでいた。(同書は他に、30坪代1、50坪代1、60坪代2、70坪代1、100坪以上1の6例を収めるが、すべて中廊下形に近いものである。)つまり明治末から大正初期にかけて、中流住宅の社会的関心は30坪ないし6、70坪程度、特に4、50坪附近に集中しはじめていと云えよう。そしてこれは、この程度の規模の住宅を必要とする階層——中産階級の社会的定着を示すものとして良からう。そして大正4年、わが国はじめての住宅競技設計、および5年のそれは、先に見たように建築費それぞれ1,000円、1,500円で募集される。これは坪数にして25~30坪程度であり、またこの時すでに存在したやや大形の中廊下形平面は約2倍の6、70坪程度で、この頃から中流住宅階層内部にも約2倍の開きを持つ大小2つの群が明らかに発生しはじめるのを見出すのである。それはこの後大正・昭和を通じて益々明確になつてゆくのだが、その姿は次章以下に譲ることにしたい。

先に筆者は、中廊下形平面が、

1. 平面形を単純な矩形にまとめ得ること。
2. 中廊下は最少面積で室独立をはかり得ること。
3. 連続和室は連続しても分離しても使用し得ること。
4. パイピングの短縮。

等を挙げて、極めて経済的な平面形であることを説いた。そしていま、この住宅様式の成立が、丁度わが國中産階級が安定しようとする時に相重なるのを見いだす。筆者はこれまで平面形としての成立の原因について触れなかつたのだが、上を見る時、この住宅様式の史的成立が大正初期である必然性、および住宅平面形成の最大の根拠がその経済性にあることは説明を要さず明瞭であり、この住宅様式が飽くまで中流規模の住宅の様式としてあることもまた、明らかとなし得るであろう。